

第八十七回

参議院農林水産委員会会議録第十号

(一九六)

昭和五十四年五月二十四日(木曜日)

午前十時八分開会

委員の異動

五月十日

辞任

川村 清一君

補欠選任

青木 薫次君

五月十一日

辞任

川村 清一君

補欠選任

青木 薫次君

五月十六日

辞任

下田 京子君

補欠選任

市川 正一君

五月十七日

辞任

丸谷 金保君

補欠選任

森下 昭司君

五月十八日

辞任

初村滝 一郎君

補欠選任

田代由紀男君

五月二十二日

辞任

初村滝 一郎君

補欠選任

丸谷 金保君

五月二十三日

辞任

田代由紀男君

補欠選任

森下 富君

五月二十四日

辞任

園田 清充君

補欠選任

高橋 圭三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

久次米健太郎君

説明員 農林省管理局教育施設部指導課 長	事務局側 常任委員会専門員 大井 久弘君	國務大臣 農林水産大臣 政府委員 農林水産省構造改善局長 官房 林野庁長官 林野庁次長 竹中 譲君	渡辺美智雄君 喜屋武貞榮君 宮田 燐君 大場 敏彦君 藍原 義邦君 角道 謙一君	○林業等振興資金金融通暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付) ○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○参考人の出席要求に關する件
----------------------------	----------------------------	--	---	---

文化庁文化財保護部
石田正一郎君護理課長
佐竹 五六君林野庁林政部長
林野庁指導部長
林野庁業務部長
秋山 智英君労働省労働基準局補償課長
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
林部 弘君労働省労働基準局補償課長
原 敏治君

片山 正英君

岩上 二郎君

北 修二君

小林 国司君

高橋 圭三君

初村滝 一郎君

降矢 敬雄君

川村 清一君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

下田 京子君

河田 賢治君

藤原 房雄君

喜屋武貞榮君

宮田 燐君

大場 敏彦君

藍原 義邦君

角道 謙一君

○委員長(久次米健太郎君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

うんです。それで、たとえばエネルギーの問題等につきましても、いま石油から原子力発電、さらには石炭、いろんな立場でそれの見直しの問題が発生をしておるわけでありまして、もちろん位置づけからいへば、当然五十年、百年という長期計画といふものが基本にならなければならぬと思うんですが、したがつて、他の変遷と林業とのかわりの中で大変むずかしい課題だらうと思うんですね。

そこで、二十年ほどを暫定という立場でながめてみて、そうして果たしてそうした変化に対応でき得る基本的な政策というのが可能なかどうなのか、可能になればならぬと思うんですが、その辺の変化等をどういうふうに位置づけをしながら、これを暫定的に二十年というふうにしたのか、その辺の論議経過なり考え方といふものを少し明らかにしてもらいたい、こう思ふんでした。

しながら、これで暫定的に二十年といふうにしたのか、その辺の論議経過なり考え方といふものを見少しだらかにしてもらいたい、こう思ふんでした。

そこで、二十年ほどを暫定的に二十年といふうにしたのか、その辺の論議経過なり考え方といふものを見少しだらかにしてもらいたい、こう思ふんでした。

でござりますが、われわれがいま當面考えておることは、国土を荒廃させてはいけない。したがいの問題だと私は思います。その点は同じ意見なのがござりますが、われわれがいま當面考えておることは、国土を荒廃させてはいけない。したがいまして、戦中から戦後にかけてかなりの乱伐が行われて山が裸になつた。そして、終戦後、それを取り戻さなければならないということですから、それを取り戻さなければならぬということですから、かなりの植林運動をやってきておるわけですが、それらの木がかなりまとまつて伐採できるというようになりますから、具体的に法律案の中身を中心にして質問をしてまいりたいと思います。

今回提出をされておりますこの法案の制度的前回に引き続き質疑を行います。

林業等振興資金金融通暫定措置法案を議題といいます。

○坂倉齋君 前回に引き続いての審議であります。前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡辺美智雄君 本日の会議に付した案件

七十年先とか五十年先に大きな問題になつてくる。

そういうようなことも考えまして、ともかく戦後植林したものが出てくるころには、外国の木もいまかなり入つておりますが、切りたい近間のところからばさばさ切つておるものですから、こんなことがいつまで続くかと。結局、切りやすいところどんどん奥地に入つていくといふことになれば、コスト高という問題も出てくるし、諸外国においてもそう伐採は、乱伐は困るという空気になつてくるだろう。そうすると、そのころには国内のいま植えたものがうんとよくなるということで、造林意欲もまたかなり出てくるのじやないか。しかし、当面、造林意欲というものが低下していることは現実の姿なのですから、これを意欲を失わせないようなために、この法律に書いてあるようないろいろな施策を講じてひとつやつていて。一方造林家に対しては別な政策で、一千町歩以上、市とか町単位にまとまれば、二五年までの保育の期間も補助対象にしようという旨でございます。

細かいくことをきつと数字的に言われましても、これは不確実性の時代で、なかなか私にもよくわからない。大体大まかな話がそういう考え方でござります。

○坂倉謙吾君 そこで大臣、最近の社会的傾向といいますか政治の方向、さらに経済方向、明らかに今日、日本の場合にはいわゆる都市化傾向ですね。したがって、都市化傾向ということになれば、当然これは消費国として将来の日本を位置づけをしていくのか、さらには生産国として位置づけをしていくのか、きわめて私は大変むずかしい今日それを決めなきゃならぬ、こういう時期に来ていると思うんです。残念ながら、今日、先ほども言いましたように都市化の方向をたどつておる、これはもう、いろんな制度その他からいきまし

て明らかであります。そうなりますと、農林水産

大臣は、言うならば第一線の生産をどれだけ促進をしていくかという立場に立つて大臣の任務を求めておられるというふうに私は思ひますが、そういう形かられますと、明らかな流れと大臣の

ころからばさばさ切つておるものですから、こんどどんどん奥地に入つていくといふことになれば、コスト高という問題も出てくるし、諸外国においてもそう伐採は、乱伐は困るという空気になつてくるだろう。そうすると、そのころ

には国内のいま植えたものがうんとよくなると、造林意欲もまたかなり出てくるのじやないか。しかし、当面、造林意欲というものが

ころから切つちやつておるわけですから、これがどんどんどんどん奥地に入つていくといふことになれば、コスト高という問題も出てくるし、諸外国においてもそう伐採は、乱伐は困るという空気になつてくるだろう。そうすると、そのこ

す。

ただ、今日私が言いたいことは、そうした観点からながめていますと、一つの林業の分野をとらえてみたときも、なるほど現象的に幾つかの手

で大臣が引きずつていかかる、こういう決意を考えていることと相当なギャップが生じてくるだ

ろう。この辺を、日本の国を生産国という立場に基本方針を置いて進められていくような課題にまで大臣が引きずつていかかる、こういう決意を考えていることと相当なギャップが生じてくるだろ

うものは一体おありになるんだろうかどうだろうか、明確にひとつしていただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、日本で生産を増強いたしますが、外材の輸入ということ、国土が何分狭い、人口が多い、需要が多いという中

ですから、どうしてもある程度は必要でしょう。

したがって、極力国産材というものを使つてもらうようないろんな努力をすると同時に、やはり造林を進めていく。この造林は、森林の造成というものは、単に木材の供給というだけでなく、水の涵養を初め、治水、治山上も非常に大事なこと

でございますから、そういうような公益的な機能を持たしておるこの森林を荒廃させることはできません。したがつて、そういう意味でも極力木は植

ない。したがつて、そういう意味でも極力木は植えていくということで、そういう意味では生産国にするという意味ですね。できるだけそれはもう木は植えるという意味で生産国に仕立てていくのだと、そう考えております。

○坂倉謙吾君 猶豫のとが少し違つてゐるようですが私は大きな立場で日本の国全体を生産国として立て直していくという考え方を、いわゆる農林水産を所管する大臣の立場から言つて明るい農業の特徴ですよね。したがつて、他のとテンポが合わない。合わないところで変化をなされながら基本方針を立てていかなければならぬとなるのですけれども、それを私はお聞きをしてい

るわけなんです。

さらに、法案そのものからいきますと、二十年が暫定の期間として適當なのかどうなのかといふのも、いま申し上げましたような観点での流れをとらえながら、ひとつひとつ見ていかないといふのが何のじやないか。一般的には暫定と言えば大体二年から三年、これが相場ですからね。それから十年も長い期間をとらえて暫定という立場は、これはまさに森林の特徴ですよね。したがつて、他のとテンポが合わない。合わないところで変化をなされながら基本方針を立てていかなければならぬとなるのです。

いは水産にしても、あるいは林業にいたしまして

も、そこに從事をする人といふのはきわめて社会的貢献度の高い働きをしているんだけれども、いまの社会的評価から言えば、なかなかみずから

命を継承していくのにも大変むずかしいという課題になつてきている。その結果がどうなつていいかというと、過疎の促進になつて、こういった課題が問題だらう。たとえば何を造林を

し、何を将来日本の山の中で主たる材料として取り入れをしていくのか、こういう立場からいきましても、いま広葉樹というのがどんどん減つて針葉樹をひとつたくさんふやしていこう、こういう

傾向が一方にあります。言うならば、パルプ材を中心とした山林の經營をやつて、こういう問題の流れですね。そうすると、今日エネルギーの関係からいけば、もう少し石炭を見直そうという動きと同じように、たとえば山の自然をエネルギー化をした場合、一体どういうふうになつてい

くんだろうか。そういう立場でのいわゆる森林計画というものがきちっと据えられてこないと、問題があるんじやないのかというふうなかかわりに

いる。そういう一つの抜本的なものがあつて、しかもこれが何分狭い、人口が多い、需要が多いという中で、どうしてもある程度は必要でしょう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 農村の過疎を食いとめるということについては、森林の関係のこのよ

うな法案だけとめることはそれはできません。それはいろいろ農村に対する所得の問題もあるし、いまし文化の問題もあるし医療の問題もあるし、いま言つた教育の問題もございますし、いろんな面でそれがお聞きをしている、こういうことなんですがね。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 農村の過疎を食いとめるということについては、森林の関係のこのよ

うな法典だけとめることはそれはできません。それはいろいろ農村に対する所得の問題もあるし、いまし文化の問題もあるし医療の問題もあるし、いま言つた教育の問題もございますし、いろんな面でそれがお聞きをしている、こういうことなんですがね。

しかし、今日の社会情勢はどうしても消費の方

が中心になつていて、農業にしても、ある

者といたしましては、やはりこのいろんな農山村の振興事業といふものも起こしたり、この法案と

でもそつでございますが、それと同時に、やはり森

林労働者がいなくなつてしまつたのでは、山があ

つたつて、これまただれがそれじゃ下刈りをするといつたつて地主が一人でできるわけでもないし、したがって、そのような森林労務者等の雇用の改善あるいは退職金制度その他そういうものも含めて、農村における社会福祉というのも確立されるようにしてまいりたい。これは全体的な問題だと私は思います。

○坂倉藤吉君 だから私は、大臣、農林水産省の所管だから農林水産だけというのじゃなくて、少なくとも日本の国の将来ということも踏まえつつ、そういう協力体制をむしろ担当の農林水産大臣がこれはもう主導権を握って引っ張っていかなきやならぬ課題のことろじやないんだろうか、こういうふうに考えるものですから、少しくどく言つたわけであります。

その程度にとどめまして、具体的に入つていきたいと思います。

この一条の関係からいきますと、これは制度的には新たな制度ですし、したがつて今まで林業

を促進をさしていこう、振興をさしていこう、こう

いう立場からは金融政策としましても幾つかの制度があるわけですね。そういう制度とのかかわり

が、いま農林水産大臣の話がありましたよう

に、林業の部分から見ましても、今までつくら

れてきた制度の相乗効果というものが当然求めら

れていて、そしてそれが今日の現状をよりもつ

とよくしていこう、こういうことに働いていかな

いと価値がなくなるわけですが、そういう課題に

対してどういうふうにこれは長官、臨んでみえる

んでしようかね。当面、現状をこういうふうにこ

の法案によつて変えることができるんだという、

その辺の計画といいますか、想定をしている効果

といいますか、それをひとつ、余りこれは具体的にはならぬのでしようが、お聞かせをいただきました

いと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 今回御審議いただいて

おります法案は、内容を大きく分けますと二つに

分かれると思ひます。一つは、農林漁業金融公庫

の資金の融資に対しまして特別措置をやるという

こと、これは造林並びに林道という林業の基礎でありますこの二つの事業に対して特別な条件緩和をいたしまして、造林、林道の推進を図るといふねらい、それからもう一点は、国産材産業の振興資金制度をつくるということでございます。これは、従来国産材だけのいろいろな資金というものはできておりません。そういう点で新しく国産材を対象にいたしまして、運輸資金並びに施設資金、設備資金について低利な融資をするということによつて国産材の振興を図ろうという、この二つの大きなねらいを持ってこの法案はつくられております。

なぜこの大きな二つを一本にしたかということになれば、これは御存じのように、林業を営む場合には、やはり木を植えましてから伐採までの間、最終的には木がまだある時期になりましら伐採されて造林される。この回転がなければ林業の進展はできない。ところが、伐採された木材が利用されなければなかなか伐採しない。木材の場合には、伐採しなくとも木は百年、二百年たてば枯れますけれども、その間枯れないでやはりある意味で成長は続けておる。そういう意味から、景気の悪いとき、あるいはもうけの少ないときには木がなかなか切られていかない、そういう状況もござります。そういう点で、この辺の流れをうまくしませんと林業の振興も進んでまいらない。

○坂倉藤吉君 そこで長官、五十三年の六月一日現在の林業を主業とする林家ですね、これのパーセントをながめていますと四・七%、それから農業を主業とする林家、これが四八・四%、こういふふうに考えております。あとはそれぞれの改善計画を立てます場合に労働力をどうしていくか、資金の調達をどうしていくか、そういうものをそれぞれ組んでいただきときに、当然農業をやつておられる方であれば農業との関連での労働力の問題が出てくるわけでございまして、私どもも

り最終的にはこの法案の中に盛り込んでおりますけれども、基本方針なり、あるいはそれぞれの改善計画を立てます場合に労働力をどうしていくか、資金の調達をどうしていくか、そういうものをそれぞれ組んでいただきときに、当然農業をやつておられる方であれば農業との関連での労働力の問題が出てくるわけでございまして、私どもも

それを経営の中では林業をどう位置づけながらこの農山村と申しますか、農業と林業あるいは他の産業が一体になって生計を営んでおられる方が非常に多いだろうと、われわれもそう考えております。

そういう観点から、今回この法案の中で、やはり最終的にはこの法案の中に盛り込んでおりますけれども、基本方針なり、あるいはそれぞれの改善計画を立てます場合に労働力をどうしていくか、資金の調達をどうしていくか、そういうものをそれぞれ組んでいただきときに、当然農業をやつておられる方であれば農業との関連での労働力の問題が出てくるわけでございまして、私どももそれを経営の中では林業をどう位置づけながらこの農山村と申しますか、農業と林業あるいは他の産業が一体になって生計を営んでおられる方が非常に多いだろうと、われわれもそう考えております。

○坂倉藤吉君 しばらく、じゃ期待をしておくこ

とにしましょ。大分問題はありますねが、実はこの立場になりますと、当然この林業と農業との改善計画をつくつていただきと、こういふふうにも考えておりますので、その辺は十分含めてこの問題をわれわれとしても詰めたつもりでございます。

○政府委員(藍原義邦君) しばらく、じゃ期待をしておくことにしますね。私は、だから先ほど来言っていますのは、林業関係の金融制度、もちろんこれは相乗効果を高めていかなきゃなりませんし、同時に林業を営む人の形態に基づいて、この制度ができたことによつて、それぞれの

県段階が先進的に実施をしておつたのが、ひとつまあ国でこういう制度ができたんだから、うちの方も大分無理をしてきたから少し調整の意味で、これにはもちろん吸収をしていくけれども、今までの目新しい制度なんというのは少し遠慮していこうかという傾向が発生しないだろうか。たとえば私どもの方でも、林業經營安定対策という立場の中で幾つかの制度がある、あるいはまた北海道でも森林組合經營整理資金等が低利で貸し出しされて運営をされている、こういう形とのかわりというものは十分に調整をされてきたのかどうか、この点をひとつお聞きをしたい。

○政府委員藍原義邦君) ただいま御指摘になりましたこれの類似の制度を調べてみますと、県でいろいろやはりすでにやつておられるところがござります。形式的に挙げますと、預託方式でやつておられる事例が二十八事例ぐらいございますし、それから利子補給方式が二十例ぐらいござります。それから直代方式が三十七例、こういうふうにそれそれ県でもいままでいろいろ苦労されまして対応しておられます。その辺、われわれも十分存じておるわけでございまして、ただその中を全部調べますと、この制度と完全に一致するといふのはそんなに多くないだらうというふうにわれわれ考えております。

そういう観点から、類似の施策の条件を低下させるというようなことは私どもはあり得ないだろうというふうに考えておりますが、また逆に、これはそれぞれの都道府県で從来からやっておられた仕組みでもございますし、物によりましては、今度の制度に組みかえていただいて調整していくだくという方がより効率的であろうというのもあらうかと思います。その辺は、ですからこれから御審議いただきまして、もしこれが実際に効力を発する時期になりましたときには、都道府県と十分打ち合わせをいたしまして、その辺、都道府県の自主的な判断にゆだねてわれわれも対応してまいりたいというふうに考えております。

たいと思いますが、大臣が基本方針を定めるのがこれによって義務づけられるわけですね。そこで、この基本方針というのはいつ定めようとする

変動並びにいま申し上げましたような条件を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

なるべく現実に即してやっていこうとすれば、一定のサイクルをつくるということはこれは必要なんじゃないでしょうか。それはひとつ私は御検討をぜひいただいておきたい。

までの目新しい制度なんというのは少し遠慮していこうかという傾向が発生しないだろうか。たとえば私どもの方でも、林業経営安定対策という立場の中で幾つかの制度がある、あるいはまた北海道でも森林組合経営整理資金等が低利で貸し出しされて運営をされている、こういう形とのかかわりというものは十分に調整をされてきたのかどうか、この点をひとつお聞きをしたい。

○政府委員藍原義邦君　ただいま御指摘になりましたこれの類似の制度を調べてみますと、県でいろいろやはりすでにやつておられるところがございます。形式的に挙げますと、預託方式でやつておられる事例が二十八事例ぐらいござりますし、それから利子補給方式が二十例ぐらいござります。それから直代方式が三十七例、こういうふ

それから、定めた方針の見直しは大体どういうサイクルでやつていいこうとするのか、この辺はどうも不明なわけであります。また、一たん定めた方針を変更すべき条件、こう想定をされて、こういうときは見直しをし変更するのだという一つのこうした物差しができているのかどうか。

それから、さらにまた林業基本法による基本計画との関係ですね、これはこの前の委員会でも分質疑がありましたから、もう少し簡単に、明確にわかるようにしてもらいたい、こう思うのです。

画との関連でございますが、これは御存じのとおり、基本法と申しますのは森林資源に関する基本計画、これをつくることになっております。今回の場合には森林資源ということではございませんで、個人の林業經營ということに着目してあります。そこで、そこが非常に大きな違う点だらうというところでございますので、細かく申し上げる時間もございませんけれども、そういう観点から見ますと、片一方は資源の培養なり増進ということをございますし、片一方は個々の經營の近代化ということでございますので、その辺で御理解いただけたまではなかろうかと思います。

○坂倉藤吾君 もう一度お尋ねますが、基本方針の私は見直しを聞いているわけですね。そうしますと、一定の条件を見ながらと言うのですが、改定をする場合は条件でやるか、あるいは期限があるのではなかろうかと思います。

あるいはいま条件が著しくと言いますが、この著しくというのはこれまで物差しがないんですね。どこでもって著しくと見るのか、こういう形が出てまいりますからね。たとえば数字でどれだけパーセントの変化があつたらこれは著しいのだということが、明らかに今日段階言えるのならこれがまた別なんです。だから期間で縛るか、あるいは条件で明確に縛るか、どこかに第三者がながめてこの時期には見直すべきじゃないか、なるほど見直さなきゃなりませんという合意の得られる線というものは当然私は必要だと思うのです。ぜひ再検討いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員 藍原義邦君 確かに御指摘になりますように、いろいろな計画、基本計画の場合にはそういう期間を区切つて見直すという方法、あるいは適宜適切な時期に変動があった場合に見直るとい

して対応しておられます、その返われわれも十分存じておるわけでございまして、ただその中を全部調べますと、この制度と完全に一致するというのはそんなに多くないだろうというふうにわれわれ考えております。

ております。その上で算定することにいたしております、大体公表の時期は八月ごろになるであります。そういうふうに考えております。

定めておいて見直しをして、
そのまままでいこう、まあお役所ですから一たる
つくつたものを常時点検をしていくというわけに
やないと思うんですね。一定の段階で進めてみ
て、もう一遍手直しが必要なのかどうなのか、こ
ういう形で見直しをする時期というものがある程
度目標を立てて、この期間には一遍見直しをし

そこで、いま御指摘になりました森林資源の基本計画はいま見直されているではないかというふうとの御指摘でございますが、確かにこれについていま見直しを進めております。たまたま現在この見直しを進めております基本計画、これの中の、先ほど申し上げましたように、今回つくります計画をもとに、適宜必要な変更を加えて今後も見直す、いろいろいろいろあるうと思ひます。

うというふうに考えておりますが、また逆に、これはそれぞれの都道府県で従来からやつておられた仕組みでもござりますし、物によりましては、今度の制度に組みかえていただいて調整していくだくという方がより効率的であろうというものもあろうかと思います。その辺は、ですからこれが実際に効力を発する時期になりましたときには、都道府県と十分打ち合わせをいたしまして、その辺、都道府県の自主的な判断にゆだねてわれわれも対応してまいりたいというふうに考えております。

ども、過去の事例を見ますと、いろいろ経済変動化あるいは木材需給動向の状況あるいは林業、林産業の生産構造あるいは技術水準、こういうものが著しく変わった場合には、基本方針の変更ということをしなければいけないというふうに考えておりますが、いまの時点でたとえば五年をサイクルにして改定するのだとか、あるいは三年をサイクルにして改定するのだという考え方ではなくなりますが、いま申し上げましたような改定条件に変更がなければ、改定しないであるいはこの暫定期間過ごすかもしれませんし、その辺はそういう経

う、見直した場合に、従来定めた方針どおり進行しているのならさらに入れを促進をしていこう、こういうことになるのでしょうか、一定の私はめどをつける期間というものを見ておく必要があるのではないか。

たとえば、今日問題になっていますいわゆる某本計画ですね。これを見直しなければならぬのでは、見直しにはかかっているけれどもなかなかこれが結論は出でていない。まあととしの秋ぐらいいだろと、こう言われていますね、答申が出来るのは。だからそういう形じや困るわけでして、今まで現実と違っているわけですから、だから

先ほど申し上げましたように、今回つくります基本方針とこの基本計画とは目的は違いますけれども、内容的には確かに考え方としてお互いに輪輪の輪のように一致させなければならない点もあります。したがって、今回の場合にはこの資源の基本計画の見直しの時期と、今回策定しようとしております基本方針と大体時期が一致いたしましたので、そういう点は十分盛り込みながら、考え方を取り入れながらこの基本方針というものをつくりたいと考えておりますので、今回の時点ではこの辺はある意味で時期が一致するわけですが、さいますが、今後の問題につきましては、特に

○坂倉藤吾君 次に、第二条の関係に移つていき

過ごすかもしませんし、その辺はそういう経済

うすでに現実と違っているわけですから、だから

老いぬすか、今後の問題に一考掛しては、特に

の法案で書いてござりますように、これは暫定措置法で「当分の間」という形にいたしております。

したがって、未来永劫——三十年、四十年続く、あるいは五十年続くという形ではございませんし、二十年程度の暫定期間という形になつておられますので、その間にやはり先ほど申し上げましたようないろいろな前提条件の変動があれば、当然これは改定してまいりたいというふうに考えておりますが、その間に五年とか十年という形でやるよりも、私はそういう形でやつてまいりました方が弾力的に運用できるのではないかと、いう氣もいたしますし、さらにまたこの基本計画の問題、これは当然基本方針で森林法でもいろいろ規定もいたしておりますし、それからこういうことの関連から、どういう時期に見直さなければならないかという具体的なやはり事象というのは当然つかまえてくる時期は来るであろう。たとえば、現在見直しておりますのも、決してこれは期限が決められて見直しておるわけではございませんで、やはりいろんな客觀情勢が変わつたからこれは見直しておるわけでございまして、そういう判断から言えども、今回つくります基本方針におきましても、おのずからその辺の判断基準というものは出てくるのではないかというふうに考えております。

○坂倉藤吉君　どうもすれ違ひのようですから、また機会を見てやります。

この基本方針の今度は中身に入りますが、経営改善、それから林家・卸売業、それから木材市場等を含めまして一體的合理化、こう言われておるわけです。私、これは大変むずかしい課題だと思うのですね。そうすると、先ほどの答弁からいくと、この八月ごろには基本方針が定められる、このようなんですから、もうすでにその構想は私はでき上がつておるだらうと思うのですがね。特に木材市場を軸にいたしました流通の関係等は、これは特にこの木材関係というものは仕組みがかちかちになつておると思うのです、正直に言いまし

て。それを手直しをしていく、これは大変な協力を求めていかないと、また理解を求めていかないをむずかしい課題だと思うのですが、その辺の自信はあるんでしょかね。現行機構というものは大きく、ある年は五十年続くという形ではございませんし、二十年程度の暫定期間という形になつておられますので、その間にやはり先ほど申し上げましたようないろいろな前提条件の変動があれば、当然これは改定してまいりたいというふうに考えておりますが、その間に五年とか十年という形でやるよりも、私はそういう形でやつてまいりました方が弾力的に運用できるのではないかと、いう氣もいたしますし、さらにまたこの基本計画の問題、これは当然基本方針で森林法でもいろいろ規定もいたしておりますし、それからこういうことの関連から、どういう時期に見直さなければならぬかという具体的なやはり事象というのは当然つかまえてくる時期は来るであろう。たとえば、現在見直しておりますのも、決してこれは期限が決められて見直しておるわけではございませんで、やはりいろんな客觀情勢が変わつたからこれは見直しておるわけでございまして、そういう判断から言えども、今回つくります基本方針におきましても、おのずからその辺の判断基準というものは出てくるのではないかというふうに考えております。

そういうことを考へ合わせましたような形での流通の問題を考えていきたいというふうに思つておりますので、それと林業との関連、この辺のやはり流れを一体にすること、そういうことがやはり変わつかかる。これは私も地元の方でも話をしてもみましたが、特に私どもの方ではもう入り込む余地はなかろうと、こう関係者が言つておるほどなんですね。大変なことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員（藍原義邦君）　確かに、この問題は非常にむずかしい問題かと私ども思つております。

そこで、いま特に流通の問題について御指摘があつたわけでございますが、木材の流通過程と申しますのも、従前は国産材中心の場合と、それから現在のように外材が入つてまいりました場合、非常に変わっております。そういう点で、私どもこの流通機構を抜本的に改めるという方向を考えておるわけではございません。ただ、国産材を中心にしております流通機構について、従来からるものもございますし、またそこにはいろいろな問題点もござります。したがいまして、現在ござりますものの近代化されることに対する問題

を尊重しながら、そうして合理化を図ろう、このように、いまあるものを大きくいろいろ変えてしまつて、どうかとこまでわれわれは突っ込んでおるわけではございません。

○坂倉藤吉君　そうしますと、余り期待ができない、こういうことでしようかね。たとえば、いま

お話をありましたように、ある一つの地域的な立場を尊重しながら、そうして合理化を図ろう、このように、いまあるものを大きくいろいろ変えてしまつて、どうかとこまでわれわれは突っ込んでおるわけではございません。

○坂倉藤吉君　そうしますと、余り期待ができない、

いいということにはなかなかならないだらうと思いますし、それぞの地域の実態がござりますから、それはそれぞの地域の実態に見合つた形の中で、私は合理化なり近代化を進めていただくなれば、番妥當ではなかろうかと思ひます。また、これを進める場合でも、必ずしも現在四つ五つあるものを一本にまとめるのがいいのか、あるいはたとえば原木の購入だけを共同してやる形にして、あとはまた自由に任せせる方法もございます。

したがって、そのあり方に於いてはそれぞの地

方自治体が十分その地域、地域の実情を知つてお

ると思ひますので、それらの地方自治体を中心

してそういうものは検討した中で、それぞれの

個々の改善、合理化計画をつくっていただきもの

の審査をしていくという指導をしてまいりたいと

思つております。

○坂倉藤吉君　この法律案とともに基本方針を定めるということながら、地方の立場から構えたときに、林業政策に対する基本といふのは、なかなか地方の方にどういうふうに考えておるん

だというびしつとしたものがいいというのですね。そこでこの基本方針を定めるというわけです

から、それには林野庁の姿勢をしゃんとしてもら

つて、国有林、民有林を問わず、日本のいわゆる

林業一般に対して明らかに具体的に指導のできる

ものを一面では期待をしている、こういうことに

なると思うんです。問題は、その期待にこたえら

れるように、ぜひさらに充実したものにしてお

てもらいたいと思うんですね。地方の考えている

形と、林野庁の出してくる基本方針とがどうもお

かしいんじゃないかといつて頭をひねるようなこ

とでは、私はやっぱり問題があると思うんです。

したがつて、その期待を裏切らないよう、ぜひ

ひとつ努力をいたさたいと思います。

そこで、その重要な役割を果たすのが林政審

議会になりますね。この前の質疑を聞いておりま

しても、私はどうしても腑に落ちないのは、林野

庁の姿勢が余り出ないです。すべてむずかしい課題

というのは林政審議会の中に全部逃げ込まれてい

る、答弁を聞いている限りでは。これじゃ、やっぱり主客転倒というそりを免れないんじゃないのか。むしろ林政審議会に対して林野庁の方針が明確に示され、それに伴って林政審議会はさらにその肉づけをするなり、あるいは余分なぜい肉があるとするならばそれを外すなり、そういう形で私はいくべきだと思う。そういう意味で、林政審議会の重要性も私はこれは評価をしなきゃならぬと思いますし、価値のあるものに高めてもらわなきゃならぬと思うんですが、その前にやはり林野庁が明確にひとつ方針を、みんながやっぱりあるほどと思われるようなものにぜひひと期待に沿つてもらいたい、こういうことを申し上げておきたいと思います。

さらに、林政審議会の問題が出ましたから申し上げておきますが、今日の林政審議会のメンバーを見せていただきますと、重要な林政審議会の審議ですね、役割りを持つこの審議が、果たして働く者の立場その他も踏まえて、公正に編成されているんだどうかどうかという点に疑義があります。きょうは本論じやありませんから、余り具体的にしませんけれども、ぜひこのメンバー構成等につきましても、私は山で働いている労働者の立場も踏まえて、もう少し彼らが平等に意見反映がされて民主的運営がされるように、これを要望しておきたいと願うんですが、そういうゆとりはあるんでしようかね。

○政府委員(藍原義邦君) 先生十分御存じだと思いますけれども、林政審議会の委員のメンバーの数につきましては法律で規定してございまして、いまの委員の数には欠員がございませんので、いまの段階ではそういうゆとりはないことを御了解いただきたいと思います。

○坂倉藤吉君 委員をふやせと言うのじゃないんですよ。十五名の委員の中で構成上との立場を反映しているかという立場で、やはり一定の任期があるのですから、その任期の場合にそういう配慮を行つてかえていくべきであろう。いまのままでも絶対いいんだと、そういうものじやなかろう

と思ひますので、検討をいただけるのかどうかと、こう聞いているわけです。

○政府委員(藍原義邦君) 林政審議会の御審議願う幅というのは、御存じのとおり、林業は非常に幅広うござります。したがいまして、各界の代表の方、学識経験者に入つていただく必要があろうといふうふうに考えておりますし、そういう観点から見ますと、現在、労働関係を中心いたします代表の方もお二人入つていただいておりますし、代表の方も、学識経験者もいるであります。そのほか、こう見ますと、たとえば森林組合の代表もいるだろうと、木林を生産しておる方の代表もいるであろうと、あるいは学識経験者もいるであります。

あらうと、いろいろ考えてみると、十五人の仲間では、非常に林業というものは幅広うございまますために、現在、私どもとすれば、いろんな方面からの代表に出ていただくとすれば、大体妥当な線で人選されるのはなかろうかというふうに考えておりますが、先生の御指摘もございまので、今後につきましても十分その辺は慎重に配慮しながら委員の人選は対応してまいりたいと思つております。

○坂倉藤吉君 次に、第三条の関係に入つていきましたが、「林業を営む者」の範疇ですね、その中には地方公共団体が経営をいたしますところの、あるいはまた出資をしている公社的なもの、あるいは会社的なもの、こうしたもののが地方の中にはあるわけですが、それは当然一つの単位として含まれるわけでしょ。

○政府委員(藍原義邦君) 地方公共団体がたゞいよいよ理解されてみえるのか。それから、森林施業計画の認定制度との関連を含めまして、いまの私の質問にお答えをいただきたい。

○政府委員(藍原義邦君) 先生いま御指摘になりましたよう、今回の法律が資金を融通しようということにいたしておりますので、資金を融通する場合には、やはり一つの国の方針なりに従つた形で林業経営あるいは木材の流通その他をやつただく方、こういう方々に対し融通をするというものが考え方の一つだろうといふに思つております。そういう観点から、今度の改善計画をつくつていただく方は、資金を融通してもらいたいという希望者の方々がこの改善計画をつくつていただくという形になるわけで、資金の融通の必要な方は改善計画をつくらなければいけないということになつてしまつません。その辺は、私どもすればいま申し上げましたように、こういう特別な条件の資金を融通させると、いうために、やはりある一定の政策目標と申しますか、そういうものに合致した方々に対し特別な融資条件の思ひますし、もしそういう特別に融資をしなくてはならない場合があるという方々は、それなりにやつていただいたらしいのだろうと思いま

くともいいとは思うのですけれども、しかし、なれるべく改善計画というものが今日の現状から見て出される方が望ましい。金とはかかわりなしにそあり方については、やはり現在の一つの自由主義社会の中で、林業としてはこういう方向に持つておられますから、この方針で進めますと、いう掌握の観点から見ますと、現在、労働関係を中心いたします代表の方もお二人入つていただいておりますし、代表の方も、学識経験者もいるであります。

そのうとは思いますが、その辺の問題はどういうふうに理解されてみえるのか。それから、森林施業計画の認定制度との関連を含めまして、いまの私の質問にお答えをいただきたい。

○政府委員(藍原義邦君) 先生いま御指摘になりましましたよう、今回の法律が資金を融通しようとしたときに、この基本方針に基づいた国全体の林業のあり方につきましては、十分勉強なり認識をしていただいて、それに沿つたような経営をしていただくよう指導というものは、別途回考しておませんが、やはり全体の林業というものが全体の流れの中で、その地域の流域単位にやはり一体となつて林業というものは営んでいくもののが全体の流れの中で、その地域の流域単位にやはり一体となつて林業としての成果は上がるという基本的な考え方ございます。

そういう点から、この融資制度に乗らない方につきましても、やはりこの基本方針に基づいた国全体の林業のあり方につきましては、十分勉強なり認識をしていただいて、それに沿つたような経営をしていただくよう指導というものは、別途われわれとしても十分考えてまいりたいというふうに思つております。

○坂倉藤吉君 これは第五条の合理化計画も一緒になんですよ。したがつて、この資金とのかかわりでないと必要がなくなる、なくなつた場合に、いまも答弁の中に含まれていますように、あそこは何とかしなきゃならぬなというところがありながら、実はそこは金も借りたくないしといふような象が出てくるか。これは各所にあるんですよ。それらに対し、そうしますと森林振興をやっていく立場からいって一体いいんだろか。せつかくかつこうで放置をされたときに、一体どういう現象が出てくるか。これは各所にあるんですよ。それらに対し、そうしますと森林振興をやっていく立場からいって一体いいんだろか。せつかくこの制度を示し、そして林野庁から方針が出て、それらに対して、そうしますと森林振興をやっていく立場からいって一体いいんだろか。せつかく度はそれぞれの経営者が計画を立てまして、そこでこういうふうにやつていいこうという協力が始まつていくときには、ほこつと残つておつて果たしていいものであるか、その関係は一体どういうふうになるでしょうか。

○説明員(佐竹五六君) ただいま先生の御質問、若干法律制度的な側面にわたりますので、私からお答えいたします。

ただ、その場合に、それでは御指摘になつたように、国全体の考え方その他に違つた経営なり運営がなされる場合があるではなくかろうかという御指摘もあるうかと思います。その辺は逆に、森林の資源の問題については資源の基本計画あるいは

ただいま先生の御指摘のございました、林業の施業を計画的にやつしていく必要がある、ところが個別経営がなかなかそこに乗ってこない、その矛盾をどうやって政策的に解いていくか、こういう御指摘でございます。これは、確かに林政の基本的な問題でございます。私どもは全国森林計画及び地域森林計画を用意いたしまして、それを個別の経営に結びつけるために別途施業計画制度を用意しております。そして、これに対しても各種補助制度、あるいは融資制度でメリットをつける。それからまたさらに、現実にそれほど大きく機能はしておりませんけれども、施業の勧告制度等も用意しておるわけでございます。そのような各種メリットをつける制度等の一環といいたしまして、今度のこの制度も設けたわけでございます。

したがいまして、先ほど長官からも御答弁申し

上げましたように、今回の措置のみをもつて林業等の振興を図れるというふうには私ども考えておりませんのでござりますから、先生の御指摘のあつた穴のあいた部分につきましては、ほかの補助制度なり融資制度というものをフルに活用いたしましたとして、全体として林業が計画的に施業がなされていくよう指導をしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 では次へ進みますが、改善計画の認定を受けまして、それからこの制度の融資を受けるわけですね。そういう受けた人が途中で再度計画の追加をしなきゃならぬとか、あるいは変更しなきゃならないとか、こういう課題について一體それらはどういう関連になるんだろうか。新たに資金が要るという場合は、追加融資というは可能なのかどうなのか。あるいは「たん計画したものが逆にその計画は少しストップだと、こうなったときは、貸し付けた融資が当初計画に基づいて出されている場合、その調整というものは行われるんだろうか。調整が行われた場合に、たとえば借りた金を一部返すということになりますね。一部が全部かはとにかくとしまして、返す場合は、一体その返し方というのを検討されているの

か、この点はいかがですか。

○説明員(佐竹五六君) お答えいたします。

先生の御指摘になつたような事態は、確かに当

然これは起り得るわけでございます。したがい

まして、法律上も法律の三条四項で「林業経営改

善計画の認定及びその取消しに關し必要な事項

は、政令で定める」というふうに書いてござい

まして、この政令でその計画の変更の際の手続要

件のどのようなものを書くわけでございます。したが

いまして、さらに追加資金が必要になるというよ

うな事態が出てくれば、当然それは計画をもう一

つてまた融資措置も講ぜられると、かようなこと

になるわけでございます。

それからもう一つ、計画が実態と大いに狂つてしまつた、どうも取り消す必要が出るような場合

も当然予想されるわけでございまして、確かに考

え方いたしましては、計画の取り消しをいたし

ますと、繰り上げ償還というようなことが必要に

なるわけでござりますけれども、ただ一律にその

ようになりますが妥当であるかどうかという問題

はあるわけでございまして、何か非常に悪意がございまして、当初から虚偽の計画の認定をしてい

たとか、それから報告をわざわざうそをついてい

たというような場合には、これはやはり繰り上げ

償還措置を講ずるべきだろうと思思いますけれど

も、そのようなわざ計画の認定を受けた林業を

當む者の方のいろいろな資金につきまして

つかまして、貸し付けの決定、それから償還す

べて、これは金融機関と融資を受ける方との関係

という是有るわけでございまして、私どもはそ

の融資に際しての基本的な考え方につきまして、

経営改善計画の認定等で方向を示すということに

とどまるわけでございます。したがいまして、政

令の中では、繰り上げ償還等の問題については触

れられることはならないわけでございます。

○坂倉藤吉君 そうすると、それは単なる指導と

いうことになるのですか。

○説明員(佐竹五六君) さようでございます。こ

の法律の施行通達その他、ある程度明確に考

え方示すことは考えております。

○坂倉藤吉君 これは四倍資金ですから、そうす

ると、その場に借り入れ先ですね、その考え

方といはのはずいぶん生きてくると思うのです

ね。そうすると、じやその通達がそのように実行

されるという保障はどこにあるのでしょうか。何

かでチェックはできるのですか。

○坂倉藤吉君 これは金額に対する

資金の預託――ただいまのは国産材振興資金制度

を例にとられての御質問でございましたので、そ

れに即して言えば、預託金融機関は都道府県等が

選択するわけでござります。余り著しくこの振興

資金制度全体の運用の考え方から外れるような金

融機関がもし仮にあるとすれば――恐らくそんな

ものはないと思うのでござりますけれども、それ

は預託する金融機関等を変えるというようなこと

も考えられるわけでござりますけれども、相当程度徹底を期する

ことは十分可能であろうと考えておるわけでござ

ります。

○坂倉藤吉君 往々にして、その辺はトラブルの

発生をしやすい問題ですね、これは担保設定もあ

わせましてね。ですから、ぜひそういうトラブル

がそういうことで発生をしないように、機

関との打ち合わせその他が十分留意して行われる

というふうに考えております。

○坂倉藤吉君 そうしますと、それは政令の見込

み事項の内部の中に具体的に触れられると、こう

いうことで理解していくんでしようか。

ようにならぬと思います。

次に第四条の関係ですが、農林漁業金融公庫の

林業関係資金七種類――これは林業経営改善資

金、それから造林資金、共同利用施設資金等七つ

ござりますが、この中で林道資金だけが償還と据

え置きの改定が行われると、こうなつているので

すが、ここにしほつたというのは、先ほど長官は

少しそれに最重点をというような話がありました

が、特にあります。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘のように、

先ほどちょっと触れましたけれども、先生御存じ

のようには、公庫の資金というのは確かに七種類ほ

どござります。その中で、使用状況を見ますと、

五十二年の貸し付け実績の中で、林業関係の資金

が約六百二十四億ござりますけれども、造林が八

〇%の約四百九十九億、それから林道が約七%の

四十六億でございまして、この二つを合わせます

と全体の八七%になつております。したがいまし

て、やはり林業振興の中心になりますのはこの二

つの資金であろうというふうに判断をいたしてお

りますして、今回の法案の内容としては、この二つ

を暫定措置という形で期間の延長をしたわけでござります。

ただ、ほかの方のいろいろな資金につきまして

も、それぞれ毎年いろいろ努力を私どもいたし

まして、それなりの条件改定ということをやつて

おりますが、今回のこの法案の中では、特にこの

二つが林業振興のやはり中心であるということ

で、この二つを中心にして暫定措置を考えたわけ

でございます。

ただ、ほかの方のいろいろな資金につきまして

も、それぞれ毎年いろいろ努力を私どもいたし

まして、それなりの条件改定ということをやつて

おりますが、今回のこの法案の中では、特にこの

二つが林業振興のやはり中心であるということ

で、この二つを中心にして暫定措置を考えたわけ

でございます。

○坂倉藤吉君 重点であるのはよくわかるんです

が、冒頭、私質問しましたように、他の制度資金

とのいわゆる相乗作用、相乗効果というものをも

たらしていこうとするなら、林業にかかる諸制

度を同じように長期の立場で物を見ていく必要が

あるだろうし、それからそれに伴う諸制度の援助

がそういうことで発生をしないように、機

関との打ち合わせその他が十分留意して行われる

という形というのは、私は林業に關しては少

し問題があるのじやなかろうかと、こう思ふんです。必要なものは何かというと、条件を今回全部緩和しておるわけですから、ほかの制度も、必要だからといふことでつづけてきた制度そのものが、そのときそのときに見直しはされていくにして、そういう機会に全体として整理されたらどうだろうかという意見を持つておるんですが。

○政府委員(藍原義邦君) 私の先ほどの御説明、ちょっと足りないところがあつたかと思いますけれども、たとえば造林について言えば、現在造林木の伐採その他の伐採時期といふものが全般的に大体四十五年ぐらいになつておりますけれども、林業そのものが現在非常に停滞しておる大きな原因といふのは、やはりいろいろな面から出でまいるわけでござりますけれども、こういうふうに現在国産材が外材に非常にある意味では圧迫されて

いるといふうな状況の時期に、造林資金といふものをいわゆる長期にしておくこと、これが造林意欲を盛り立てるやはり大きなもとではなかろうかという感じをわれわれはいたしております。それから、林道につきましても林道の融資条件、これは昔は林道といふのは大体生産機能といふものが中心でございましたけれども、最近では造林の保育その他そういう造林的な活用といふものが非常に多くなつておるわけでございます。さらに、この両者につきましては、從前から余り大きな改定をいたしておりません。ところが、先生十分御存じだと思いますけれども、そのほかの資金につきましては、毎年いろいろ条件改定なり枠の拡大というものをずっとやつてきておるわけでござります。

したがいまして、今回は、先ほど申し上げましたように、この二つに重点を置きまして、毎年、たとえば五十四年度を見ましても、五十四年度は、林业事業改善資金につきましては、生産法人の場合には一千円から一千五百万円まで上げるとか、そういう改定をやつておりますので、その辺で歩調は十分合つておるといふうに考えております。

○坂倉藤吉君 それから、次に第五条に移りますが、第五条の関係では、知事が国内産の木材の生産・流通、これの合理化計画が適当であると、こらいうふうに認定をすることになるわけですね。そこで、この意味と、いうのは、認定を申請をする者が、内外材の取り扱い比率にかかわりなしに、国产材がたとえ少量であつても取り扱いをしている場合には、その量にかかわらず申請をしまして認定を受ける、こういう形はこれで許されるといふうに見れるわけなんですが、そこでこの制度の融資対象といふのは国内産だと。ところが、それが一部であつても、何といいますか、申請をして承認を受けられる、承認すると、この辺の関連は一体どういうふうにやられるんでしようか。

前回の委員会では、外材取り扱い五〇%というのが大体の数字としまして長官の方から答弁がありました。五〇%といふのはどこにも規定はありませんね。そういう立場からいきますと、少なくとも国产材を取り扱う量というものが、将来それを重点的にやつていこう、いまは少ないけれどやつていこう、こういう意欲等を含めて一つの申請をされる場合は、それを拒否するという権限はありますね。その辺の歴史はどうなるんでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 私ども、やはり国产材振興ということでござりますので、国产材を中心にお扱っている方々に対しての条件緩和といいますか、条件の改定と申しますか、そういうことを考えていきたいと思っておりまして、そういう観点から、いま先生が御指摘になつたように、国产材を余りよけい扱つていい人に対するのこういうものに対する申請は拒否できないではないかといふ御指摘でござりますけれども、われわれとすれば、いま申し上げましたような考え方からすれば、少なくともやはり五〇%前後は国产材を扱つていただく方にこういうものを活用していただきたいふうに考えておりまして、そういう観点からいふうに考えておりまして、そういう観点から

それぞれ都道府県を指導し、そしてまた改善計画なり合理化計画をつくつていただく方々については、そういう観点から審査をするような指導をしていきたいといふうに思つております。そこで、この辺はこれから指導の中で十分徹底するようになります。

さらに、御指摘になりました中で、いまやつてないけれども将来の問題もあるではないかといふ意味のお言葉もございましたけれども、やはり過去の実績等を中心にしてやつていくことが妥当ではなかろうかといふうにわれわれ考えております。そして、将来の問題といふことになりますと仮定の問題になりますので、非常にまたその辺の判断といふものがむずかしくなりますので、過去の実績を中心にしてその辺は考えてまいりたいと思つております。

○坂倉藤吉君 そうしますと、問題は、資金融通を受け得るいわゆる資格があるかないかの問題ですね。これは、もうこの制度を生かすか殺すかのかぎり重要な課題である。それが、法的根拠なくして、ただ期待のような形で実はそういうところの基準になつてくるわけですからね。そうなりますと、これは計画が出されてきて認定する方の側は変なことだと思うんです。資格があるかないか明確になつていてる場合は、出てまいります計画そのものを簡単に受けて内容がよければ認定することができますね。ところが、資格があるかないかといふ瀬戸際のものは、私はこの窓口関係は大変なやりとりと手数とがかかると思うんですよ。逆に、むしろこれから審査をする機関といふのはそのことの方が一番やこしくなつてくれる、具体的に。そういうものなんですね。

これは有資格者だとはつきりしているものは、簡単に受付ができるわけですね。ところが、果たして資格があるかないかといふのは、何遍かやりとりをして資格審査をしなきゃならぬ、こういうことになる。それだけに、私はどつかに根拠的ないか明確になつていてる場合は、出てまいります計画そのものを簡単に受けて内容がよければ認定することができますね。ところが、資格があるかないかといふ瀬戸際のものは、私はこの窓口関係は大変なやりとりと手数とがかかると思うんですよ。逆に、むしろこれから審査をする機関といふのはそのことの方が一番やこしくなつてくれる、具体的に。そういうものなんですね。

これは有資格者だとはつきりしているものは、簡単に受付ができるわけですね。ところが、果たして資格があるかないかといふのは、何遍かやりとりをして資格審査をしなきゃならぬ、こういうことになる。それだけに、私はどつかに根拠的ないか明確になつていてる場合は、出てまいります計画そのものを簡単に受けて内容がよければ認定することができますね。ところが、資格があるかないかといふ瀬戸際のものは、私はこの窓口関係は大変なやりとりと手数とがかかると思うんですよ。逆に、むしろこれから審査をする機関といふのはそのことの方が一番やこしくなつてくれる、具体的に。そういうものなんですね。

これは有資格者だとはつきりしているものは、簡単に受付ができるわけですね。ところが、果たして資格があるかないかといふのは、何遍かやりとりをして資格審査をしなきゃならぬ、こういうことになる。それだけに、私はどつかに根拠的ないか明確になつていてる場合は、出てまいります計画そのものを簡単に受けて内容がよければ認定することができますね。ところが、資格があるかないかといふ瀬戸際のものは、私はこの窓口関係は大変なやりとりと手数とがかかると思うんですよ。逆に、むしろこれから審査をする機関といふのはそのことの方が一番やこしくなつてくれる、具体的に。そういうものなんですね。

○坂倉藤吉君 私は、彈力を持たせることについて、その辺の私どもの考え方も御理解いただきたいと思います。

弾力を持たせるというのは、一体どこが苦労するかと言えば、現場が苦労するんですよ、実際それを受け付けるところが。だから、むしろ同じ弾力にしましても、そういう苦労のない、資格があるかないかでどちらどちらせんならぬような形のものは余り下へ押しつけない方がいいのじゃないのか。しかも、これは政令見込み事項にもありますし、政令でやろうともしてないわけでしょう。

そうすると、単なる通達、それで林野庁の考え方の期待というものが下の方に流されていつて、それが一つの縛りになる、こういう仕組みですからね。だから、借りたいという気持ちの者から頑強に抵抗されたときに、申し込まれた機関というの非常に苦しくなるわけですね。だから、そこを何とかカバーをしてやる手当て、というものを、これをぜひ私は考えていくべきじゃないのかと、こういうふうに思います。これも受け付け、それから利用者——これに対しても私修正する気持ちは非常に苦しくなるわけですね。だから、そこをいつかの納入を、これがもう関係の方々にきちっとして協力を求めるということが必要だらうと思うんですよ。

それから、もう一つ私は明確にしておいてもらいたいことは、たとえば大きなところで、国産材を扱う量が他の国産材ばかり扱っているところよりも量的に多い場合等がありますね。これは量で規制をするという考え方はありませんね。取り扱い全体のパーセントで一つの単位を見る、この辺は明確にしておいてもらいたいと思うんです。

○説明員(佐竹五六君) 御指摘のように、量的な制限をつけるつもりは考えておりません。

それから、ただいまの御質問の御趣旨は、十分法律の施行の過程に反映をいたしますように、最大限に努力するよういたしたいと思います。

○坂倉義智君 とりわけ、最近組合経営その他の中で苦しいか、あるいはゆとりが出るか、こうい形で両面社会的に新聞をござわすようなケース等も拝見をするわけですから、特に御留意をいた

だきたいと思うんです。

○川村清一君 この第五条の規定は、「森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会」の事業經營を合理化するという、こういう規定でございます。

この森林組合というものが出てきましたので、私も若干時間をかりまして、森林組合についてお尋ねをしたいわけであります。

すでに林野庁当局も御承知だと思うのであります、最近森林組合の業務經營につきまして、ずいぶん大きな問題が出ておるわけであります。北海道などにおきましては、數カ所にこういうものにかかる大問題が出ております。二、三実態を知つておりますが、ここでそういうことを発表するのもいさかかどかと思ひますので、名前等挙げませんが、組合経営がどうにもならなくなつてしまつて、責任者の組合長がもう失踪してしまつてどこへ行つたかわからぬ。あるいは自殺をされたのではないかといったような話もあり、その後始末のために組合員が四苦八苦といつたような状態の組合もあります。

特に、これは本州の方の東京の新聞にも出でましたので名前を挙げますが、北海道の喜茂別という町の森林組合の經營、この組合が不良債務を持ち、資金の回収ができないままに、それが借金になつて大変な借金になつてしまつた。そして、どうにもならなくなつて粉飾決算を行つておるのかどうかということをお聞きしたいわけです。

そこで、いま喜茂別の森林組合の問題を提起しているんですが、これがはつきりわかれれば、どれだけの負債があつて、どうしてこういうことになつたのか。その結果、あるいは法律上刑事責任を負わなければならぬような人も出てくるかわからぬが何ばあるのかわからぬ。いろいろ調べてみた。七億と言ひ八億と言ひ、ついに北海道庁の林務部もそこへ入つて調べてみた。どうも町費もそ

まなお調査中である模様でござりますが、そこで、町費がそこに流入しておる、何億ぐらい入つてゐるか。このいかんによつては、その町の財政が大変なことになる。いわゆる赤字再建団体にその自治体は転落するんではないかといったような騒ぎにまでなつてきておるわけであります。これは東京の新聞にも出でるくらいの問題ですから、大きな問題であるということは想像がつくと思うのであります。したがいまして、林野庁におきましても北海道庁から報告を受けて大体御存じだと思いますが、なほ調査中でありますから、ここでこうだということはお答えができないと思いますから、そこをお聞きするのは遠慮します。しかし、それを調査された後において正確にここに御報告を願いたいと思うのが、これが一点であります。

そこで、私のお尋ねしたいことは、一体こんなような問題がどうして起きるのか。一体國、林野庁は森林組合の經營についてどのような指導行政を行つておるのかどうかということをお聞きしたいわけです。

そして、いま喜茂別の森林組合の問題を提起しているんですが、これがはつきりわかれれば、どれだけの負債があつて、どうしてこういうことになつたのか。その結果、あるいは法律上刑事責任を負わなければならぬような人も出てくるかわからぬが何ばあるのかわからぬ。いろいろ調べてみた。七億と言ひ八億と言ひ、ついに北海道庁の林務部もそこへ入つて調べてみた。どうも町費もそ

が、特別に具体的な方向とすれば、從来からやつておるのかということがござりますけれども、御存じのように、昨年森林組合法を制定させていただきまして、森林組合の中に從来からやつておるののかということがござりますけれども、御存じのように、昨年森林組合法を制定させていただきまして、森林組合の中に從来からやつておるののかということがござりますけれども、御存じのように、昨年森林組合法を制定させていただきまして、森林組合の中に從来からやつておるのかということがござります。

また、いま御指摘になりました、それではこういうものに對して國としてはどういう姿勢で考えておるのかということを御存じのように、昨年森林組合法を制定させていただきまして、森林組合の中に從来からやつておるのかということがござりますけれども、御存じのように、昨年森林組合法を制定させていただきまして、森林組合の中に從来からやつておるのかということがござります。

私は道厅から報告を受けまして現在概要については把握いたしておりますが、さらにもいま道厅の方で現在調査中でございますので、詳しいことは十分にまだ把握はできておりませんが、どうしてこういうことになつたかということをございます。私は政府委員(藍原義邦君) いま御指摘になりまし

生運動というような形で、自分たちの自立、自主的なこれから発展計画といつものも計画を立てておられまして、それに基づいて自主的な努力もされるというふうにわれわれ聞いておりますし、國といたしましても、公共事業なり非公事業を中心いたしまして、森林組合を中心としたいろいろな事業、そういうものを盛り込みながら森林組合の健全な育成といつものもわれわれとしては考えていきたい。さらには、森林組合の合併も、これも昨年法律の延長をいただきまして合併促進も進めております。そういう中での森林組合の健全発展といつのもわれわれとしても期待しております。

○川村清一君 あわせて二点ほどお尋ねしたいんです。いま長官がおっしゃったとおりだと思います。要するに森林組合の業務が、結局、取引しておった木材業者、それがこういう木材業の不況の波を受けて倒産してしまった。したがって、原本を売却したその代金が回収されない、不良債権になってしまったと、そういうようなことが原因であることは明らかなのであります。私のお聞きしたいのは、その原因是原因として、こういうふうになつたその森林組合、これはどうしても再建してやらなければ、その組合を構成している組合員が大変なうんですが、それを構成している組合員が大変なことになるんですから、何としても再建してあげなければならない。その点にどのような力をかしておられるのかどうかということを、はつきりさせていただきたい。

もう一つは、行政指導をどうしておるかということは、單に会計の監査だけではなくて、もつと業務の指導ということ。私は、売却したそなう木材業者が倒産して売却代金が回収されなかつた

といつとも一つの原因であります。もう一つの原因は、その組合 자체がやつておつたその事業

です。その組合が、いま坂倉委員の御質問の中に述べたことは事実でございます。したがいまして、過去の過程におきましては、産業振興というは、林道だと造林だと、この造林のよくな業務だけをやっておるならこんな問題は起きないの心にいたしまして、森林組合を中心としたいろいろな事業、そういうものを盛り込みながら森林組合の健全な育成といつものもわれわれとしては考えていきたい。さらには、森林組合の合併も、こ

れだけをやつておるならこんな問題は起きないの

だけれども、やはりもつと利潤を上げるといつた

よくなことで、それで木工場を経営すると。特に

大きいのはチップ工場、こういう事業をやつた。

この事業にかけたいわゆる過剰投資といつか、投

資が全部実を結ばないで、これが借金になつてしまつたということ。

それで、私が特に取り上げたいのは、チップ工

場なんです。チップ工場は軒並み全部だめです

わ。つぶれてしまつました。一体チップ工場をつ

くらしたもののはだれかといつこと、これは、北海

道で言うならば、王子製紙とか大昭和製紙など

かといつ、要するに大手のパルプ資本ですよ。こ

れがチップをつくりなさい、チップ工場をやりな

さい、そのチップはうちで買つてあげますと言つ

てこれを勧め、つくるなら金を貸しますといつた

よくなこと等あつて、全部チップ工場に手を出し

た。それが、いまや国内チップなんといつもの

は、もう大手は買わないんですね。全部これは輸

入チップに頼つてゐるわけですよ。ですから、そ

こで生産したところのチップは、輸入チップより

値段が高いわけだから、したがつて買わない。買

わないから、そこへ入れた投資といつものは全部

死んでしまう。これが大きな借金を生む原因にな

つたといつこと、これは見逃せない事実なんで

す。むしろこういう機運をつくつたのは大手なん

です。

○政府委員(藍原義邦君) 御質問は二つあつたと思ひますけれども、まずチップ工場がパルプ会社等によりましてつくられる。なお、現在になれば、外材が安いから見放してしまつたと、それが原因ではなかろうかといつ御指摘ございまし

た。確かに、森林組合等の系統がチップ工場等を大分やつておられるというようにも認識をいたしておりますけれども、御存じのよう、比

日本全体の経済の中では、チップ産業、紙・パルプ産業等も長期にわたる不況がございまして、そう

いう中で円高基調といつ問題もございまして、比較的割り安な外国からのチップ、あるいはバル

プ、こういうものを購入したために、そういう量が一時的にふえたといつことによりまして、国内チップの業界の方々が全国的にいろいろな面で御

苦労されたといつことをわれわれも聞いております。

そういう観点から、私どもいたしましたが、それぞれの地域にやはり林業を営みます場合に

は、生産される主たる生産物の丸太だけではなくて、さらにそれと並行して出てまいりますチッ

プ、こういうものの処理が十分できなければ林業

といつものを推進できないといつ観点から、それ

ぞれの地域におきましても木材チップ需給協議

会、こういうものを開催していただいて、その中

で需要者と供給者が十分話をしながら、チップの

需給関係を調和させていくといつ指導を現在して

おりますし、今後もそういう指導の中で、国産のチップといつものをできるだけ国内でも活用いた

だけるような方途を私ども考えておきたいとい

うふうに思つておるわけでございまして、さらに

それに関連いたします取引改善事業の実施、こう

いうものについての助成もいたしておきましたし、

今後この問題については十分関心を持つて私ども

対応していきたいといつように考えております。

それから、二番目に御指摘になりました、国有

林がパルプ会社に特売をしておるではないかとい

う御指摘でござります。確かに北海道の林業を中

確にお答えいただきたい。

○政府委員(藍原義邦君) 御質問は二つあつたと思ひますけれども、まずチップ工場がパルプ会社等によりましてつくられる。なお、現在になれば、外材が安いから見放してしまつたと、それが原因ではなかろうかといつ御指摘ございまし

た。確かに、現在は、パルプ会社、工場等は国有林の特

道木材というものは、パルプを中心にして利用され

てきたことは事実でございます。したがいまし

て、過去の過程におきましては、産業振興とい

ういう意味も薄らいだといつことで、昭和五十一

年以降は、パルプ工場単独の随意契約といつ

う形で、チップ工場でチップをやつておられる方

は取りやめております。ただ、御存じのよう、

新聞紙に使いますパルプでござりますけれども、

そういうものにつきましては、共同買い受けとい

う形で、チップ工場でチップをやつておられる方

等とも一緒にいたしました共同販売といつものを

現在やつておりますけれども、一般的のパルプ会社

に対する随意契約といつのは現在とり行つております

ませんで、すべて限定購買その他の方法によりま

して、競争入札の中で買い受けをしていただくのが実態でござります。

○川村清一君 どうもわからないのですがね。そ

れじゃ現在は、パルプ会社、工場等は国有林の特

道木材というものは、パルプを中心にして利用され

てきたことは事実でございます。したがいまし

て、過去の過程におきましては、産業振興とい

ういう意味も薄らいだといつことで、昭和五十一

年以降は、パルプ工場単独の随意契約といつ

う形で、チップ工場でチップをやつておられる方

等とも一緒にいたしました共同販売といつものを

現在やつておりますけれども、一般的のパルプ会社

に対する随意契約といつのは現在とり行つております

ませんで、すべて限定購買その他の方法によりま

して、競争入札の中で買い受けをしていただくのが実態でござります。

○川村清一君 どうもわからないのですがね。そ

れじゃ現在は、パルプ会社、工場等は国有林の特

道木材というものは、パルプを中心にして利用され

てきたことは事実でございます。したがいまし

て、過去の過程におきましては、産業振興とい

ういう意味も薄らいだといつことで、昭和五十一

年以降は、パルプ工場単独の随意契約といつ

う形で、チップ工場でチップをやつておられる方

等とも一緒にいたしました共同販売といつものを

現在やつておりますけれども、一般的のパルプ会社

に対する随意契約といつのは現在とり行つております

ませんで、すべて限定購買その他の方法によりま

して、競争入札の中で買い受けをしていただくのが実態でござります。

○政府委員(藍原義邦君) 御質問は二つあつたと思ひますけれども、まずチップ工場がパルプ会社等によりましてつくられる。なお、現在になれば、外材が安いから見放してしまつたと、それが原因ではなかろうかといつ御指摘ございまし

た。確かに、森林組合等の系統がチップ工場等を大分やつておられるというようにも認識をいたしておりますけれども、御存じのよう、比

日本全体の経済の中では、チップ産業、紙・パルプ産業等も長期にわたる不況がございまして、そう

いう中で円高基調といつ問題もございまして、比較的割り安な外国からのチップ、あるいはバル

プ、こういうものを購入したために、そういう量が一時的にふえたといつことによりまして、国内チップの業界の方々が全国的にいろいろな面で御

苦労されたといつことをわれわれも聞いております。

そういう観点から、私どもいたしましたが、それぞれの地域にやはり林業を営みます場合に

は、生産される主たる生産物の丸太ではなくて、さらにそれと並行して出てまいりますチッ

プ、こういうものの処理が十分できなければ林業

といつものを推進できないといつ観点から、それ

ぞれの地域におきましても木材チップ需給協議

会、こういうものを開催していただいて、その中

で需要者と供給者が十分話をしながら、チップの

需給関係を調和させていくといつ指導を現在して

おりますし、今後もそういう指導の中で、国産のチップといつものをできるだけ国内でも活用いた

だけるような方途を私ども考えておきたいとい

うふうに思つておるわけでございまして、さらに

それに関連いたします取引改善事業の実施、こう

いうものについての助成もいたしておきましたし、

今後この問題については十分関心を持つて私ども

対応していきたいといつようによつて考えております。

それから、二番目に御指摘になりました、国有

林がパルプ会社に特売をしておるではないかとい

う御指摘でござります。確かに北海道の林業を中

か。たとえばAという木材会社が、毎年国有林を随意契約で特売を受けておった。ところが、その会社は今度その製材業をやめて別なことをやるとか、あるいは合理化して流通方面だけやるとかといふことになれば、製材をやりませんからもう要らないわけですね。その場合に、自分が毎年受けたおつた国有林のその特売しておつた権利というのが、私よくわからないんですが、これをつけてこれを売つてやる。で、それを条件にこつちのBの会社はAの会社からそれを買い受けると、こういうことはございませんか。あるとすれば、この辺はどうも納得できない。ちょうど漁業権がそういうような形になつておる。いわゆる農林水産大臣が漁業権を許可する。漁業権の許可を受けるについて、一文もお金はかかるはずだ。紙切れ一枚の許可証をいただければそれで漁業ができる。ところが、漁業をやめた場合に、大臣からもらつたそな漁業権といふものが、ただいま漁種によつては、これは大臣十分御存じのよう、何億という単位でもつてこれが売られていつておつた。いまは北洋漁業がこんなよな状態になりましたからその値打ちも若干下がつたでしようが、これは大変な値段で売れている。非常にこれに対する矛盾を感じておりますが、それが実態であることは事実なんです。いわゆる国有林の払い下げを受けておつた権利といふものを、一つの特売権としてこれが売却されておるということがあるらしいんですが、この辺はいかがなものですか、ないですか。

それから最後ですが、はつきりしないのでお聞きするんですが、さつき私が申し上げましたように、森林組合がこういうよな事情になつてしまふにはいかぬから、これはどうしても再建しなければならない。この再建する場合に、地方自治体並びに國は十分やっぱり温かい援助の手を差し伸べてくれるのかくれないのか。これは大事なことですから、はつきりひとつもう一回お聞かせいた

○政府委員(藍原義邦君) 三点御指摘があつたわけでございますけれども、一点目の、パルプ会社が材を買ってそれを転売していないかという御指摘でござりますが、先ほど申し上げましたように、五十一年以降パルプ会社に対する個別の随意契約というのではなくしておりまして、地元工場と共に買つていただくという形にいたしております。と申しますのは、やはりいま先生御指摘になりましたように、山の中にはパルプ適材と用材適材とがまざつておりますので、そういうことをうまく両者で活用しながら利用していくだくという形で、五十一年以降は共同買い受けという形で、特に新聞紙に必要な針葉樹のパルプ、これについては、すべて競争入札という形で現在お買い上げをいただいておるというのが実態でござります。

それから、二番目の特賣権、特売の売買があるじゃないかという御指摘でございますが、私は、一工場の方がもし工場を開鎖され完全にやめられるような場合、これが地元工場であつて隨意契約の対象工場であれば、それは当然管轄局がその随意契約の判断をいたしまして配材をしていふわけございまして、それが売買されているような事実はないとわれわれ認識いたしております。それから、次の質問は第六条関係です。第六条の中の二号のロの「木材卸売業者等」の括弧書きがありませぬ。この括弧内の定め、すなわち資本の額または出資の総額が一千円以下、それから常時雇用者の数が百人以下、この定めといふものは、これはいずれか一方が該当すればいいのかどうかといふことを明らかにもらいたい。それから同時に、この一千円という線の引き方ですが、これは一体何が根拠になつておるんだろか、この辺がどうも不明確であります。中小企業基本法との対比からいきますと、製造業等の場合には、その辺どういう合併になつたか、その場合にどういう配材をした方が全体とのバランスで適切なのか、この辺を十分見きわめて配材といふのはまた考えております。したがいまして、そういうものが売買されておるというよなことは

さつがありますね。そういう形でありますから、これに対する根拠を明確にしてもらいたいこと。それから、その次に第七条の関係で、第四項の基金業務の増大に対してもわざる経費の一部補助基準、これらをひとつ説明をいただきたいことと、それから都道府県における業務増大をどのように今日段階考えておるのか、この辺を少し考え方とその対策、したがつて本制度が効果的に活用されるに当たつて当然この指導員とかあることは相談員、これの配置といふものが強化をされなければならぬと思うんですが、それらの考え方を含めてひとつまとめて御答弁いただきたい。

○説明員(佐竹五六君) まず、法律技術的な侧面だけまとめて御答弁いたしまして、さらに必要があれば長官からお答えいたします。

まず五条でございますが、一号、二号につきましては御指摘のとおりでございますが、三号につきましては、個人以外に会社等の法人もこれに含まれることになるわけでございます。

なお、確かにこの三号は一応個人も対象にはありますが、確かにこの三号は一応個人も対象にはあります。この括弧内の定め、すなわち資本の額または出資の総額が一千円以下、それから常時雇用者の数が百人以下、この定めといふものは、これは共同取引という形態をとることが望ましいのです。なぜなら、個人の場合は共同取引といふ形態をとるわけでございますが、私ども今日国産材の振興を図りますためには、やはり材の安定的供給を図るというようなことが必要であろう、そのためには共同取引といふ形態をとることが望ましいのです。なかへ、かよくな観点から、運用上の問題といふことでございまして、たゞいまして素材生産業者、木材卸売業者あるいは製造業者がそれぞれ団体を組織して長期的に契約をする、それに必要な運転資金について融資をしていく、こういう方向を考えておるわけでございまして、法律上は確かに個人も貸せるわけでございますけれども、この制度全体のねらいから見て、いまのよな運用をいたしたいといふふうに考えておる点を御理解いただきたいと思うわけでございます。

それから次に、六条でございます。二号のロの括弧書き内の問題でござりますが、これにつきましても、実は一千円と申しますのは、林業信用

基金法の方の本法の二条の一項一号で、林業を営む者に対する定義の中で一千円という金額を挙げているわけでございまして、実は確かに中小企業基本法等との関連から言えば三千万円にしたらどうだというお話をされるわけですが、実はこれは暫定法でございますので、どうも暫定法の方だけ三千万円で本法の方が一千円というのもおかしい。さらに暫定法で本法を直してしまうわけにもいかないというこれは法制局流の御論議がございまして、別途林業信用基金法そのものについて、そういう何かの機会があれば大いに検討すべき問題ではありますけれども、これども、今まで三百万円で本法の方が一千円といふのはございませんし、基金が相談員を各県におりますし、また、基金が相談員を各県に一名ずつ置いております。これらの方々を通じてもこの制度の普及を図る、さらに関連の金融機関あるいは全国関係の団体等を通じてそれぞれ縦の系列での普及徹底を図ると、こういうようなことを一応考へておきたい次第でございます。

○委員長(久次木健太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時五分開会

○委員長(久次木健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、林業等振興資金金融暫定措置法案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○相沢武彦君 林業改善資金法案の質疑でござりますが、法案の内容に関しては先日の審議日に同僚議員によりましてかなりただしてございますので、私は本日は、日本の林業全般から見た林業の動向につきまして政府の考え方をただしていくといたいと願うんです。

林業信用基金が保証業務を営むことができるようになつたわけでございまして、中小企業基本法の方では、三百人というものは製造業、流通業者の場合には三百人になつております。そういう関係で、これは百人と決めたわけでございます。

それから次に、七条の基金業務の増大に対する経費の一部補助の考え方の問題でございますが、これは当面は基金が、国産材振興資金の原資調達の一部として民間金融機関から借り入れる資金について、その利子相当分の金額を補助することを考えているわけでございます。

それから、都道府県における業務の増大の御指摘でございますが、これにつきましては、確かに林業経営改善計画及び合理化計画の認定事業、それからこの基金からの資金の借り入れ、金融機関への資金の預託事務、それからその他関連した指導事務等が増加するわけでございますが、これにつきましては、本制度が林業ないし林業関係者はもちろん、都道府県からも強く要望をされていた問題でもござりますし、林業振興のために県においてやつていただきても当然であるというようなことを考えられるわけでございますが、これに必要な事務費の補助等につきましても、私ども必要

なものは計上しているわけでございますので、円滑な対応はしていただけるのではないかというふうに期待しているわけでございます。

さらに、制度の普及等につきましては、林業改良普及員等を通じてこの制度の趣旨の徹底を図り、それからまた計画の作成等も指導いたすこと

とを期待しておきます。

ですから、運用上やはり行き過ぎないように

おこなうべきだと思います。

良普及員等を通じてこの制度の趣旨の徹底を図り、それからまた計画の作成等も指導いたすこと

を考えておりますし、また、基金が相談員を各県に一名ずつ置いております。これらの方々を通じてもこの制度の普及を図る、さらに関連の金融機関あるいは全国関係の団体等を通じてそれぞれ縦の系列での普及徹底を図ると、こういうようなことを一応考へておきたい次第でございます。

○委員長(久次木健太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時五分開会

○委員長(久次木健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、林業等振興資金金融暫定措置法案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

したがつて、そういうものにやはり対抗しながら今後発展するためには、ある意味で共同的にいろいろやつていただいて規模を少し大きくしていくこと、その方がいろんな面で合理化なり近代化も進むではないかという考え方をわれわれ持つておりますが、そういう意味で運輸資金につきましては共同してやつていただくような計画をつくつていただく方にお貸ししようということにしておるわけでございますが、その場合の共同といいましても、正式な法的根拠に基づいた協同組合をつくりなければいけないということではなくて、やはりそれなりに素材の買い付けだけでも共同でやろうとか、いろいろそのやり方があらうと思いますけれども、そういう仲間内で、その地域単位でいろいろ考へていただくことによつて共同化といふものをやり得るのではなかろうかといふふうに思つております。そういう意味から、先ほど御説明いたしましたように、運輸資金につきましては共同してやつていただく方々について貸し付けする、お貸しするという考え方をとつたわけでござります。

○相沢武彦君 あくまでもこれは方向づけの問題で、協同組織を誘導して対象にすると、こういうふうに言われたと思うんですが、共同化は望ましいとは思いますけれども、現状、素材生産者それから製材工場、こういった実情を見ますと、そこまで強要する必要はいまのところないのじゃないなんですかから、わざわざ通達で縛るみたいなことだろか、こういうようにも思うんですが、この点についてはいかがでございますか。

○政府委員(藍原義邦君) 午前中御説明申し上げましたけれども、今回のこの資金につきましては

運輸資金と設備資金がござります。運輸資金につきましては、ただいま御指摘になりましたよう

に、共同化してやつていただく方々にお貸ししよう。設備資金については個人の貸付もあり得る

う。設備資金についても、その理由として

いうふうに考へておりますが、その理由としては、日本が輸入している木材につきましては、白

書では、南洋材、それからアメリカ材、ソ連材につけて分析しております。供給面で資源の制約

だという見通しを述べておられますけれども、

この結論を導き出された政府の具体的なデータ分析について、一体どうなつてているのか、御説明いただきたいたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 私どもがそういう分析をいたしました背景でございますけれども、まず概略的に申し上げますと、御存じのよう、東南アジアからラワン材を中心從来から輸入いたしておりますけれども、当初はフィリピンからが非常に輸入が多かつたわけでございます。しかし、現在になりますと、インドネシアあるいはマレーシアのサバ州、こういう方面に移行いたしておりますが、それでも、すでにもう資源の先細りと申しますが、この結論を導き出された政府の具体的なデータ分析について、一体どうなつてているのか、御説明いただきたいたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 私どもがそういう分析をいたしました背景でございますけれども、まず概略的に申し上げますと、御存じのよう、東南

アジアからラワン材を中心從来から輸入いたしておりますけれども、当初はフィリピンからが非

常に輸入が多かつたわけでございます。しかし、

そういうものが大体見えつた状況でございます。

それから北米について見ますと、大体二十世紀の終わりごろには西海岸の民有林の天然林の一次林、これはほとんど超大径材が伐採されてしま

うだらうというふうに言われておりまして、それ

以降は伐採跡地に成長いたしました二次林が中心

になつていくだろうというふうに見込まれております。

さらには、二十一世紀に入りますと製紙関

係の原料が非常に枯渇する、不足するという可能

性も高いというふうに見込まれます。

それから、もう一つの大きな輸入先でございま

すソ連でござりますが、ソ連につきましてはだん

だん伐採地点が奥地化していく、そのため搬出コストが非常にかかるというようなことから、経費が非常にかさんでくるために輸出もう大量にはできないだろうという点と、それから樹種が相当変わってくる。日本で非常に必要なエゾマツ、トドマツ、こういうものから、カラマツが中心になっていくことが見込まれております。

概略的に申し上げますと、こういうような関係

で、今後木材の需要というものが世界的にまだ伸びる状況にございまして、そういう中でいま申し上げましたような観点から、資源というものが現在の時点では必ずしもそれにこたえられるだけないであろうというふうに考えられておるわけでございまして、簡単に一、二の例を申し上げますと、FAOの林業委員会におきまして一九七六年に見通しました欧州における木材の見通し、これも需要の方が供給よりも多目になるという数字が出ております。それから、アメリカの大統領府の賃金及び価格決定委員会の報告によりますと、一九八六年から一九九〇年の針葉樹需給は、いままでの最高の輸入水準を想定いたしましても、やはり需要が供給を上回るというような数字を出しております。また、FAOと各国の民間グループで、現在二〇〇〇年におきます世界の木材需給の見通しの作業を行っておりますけれども、この結果はまだつきり私ども聞いておりませんけれども、その検討の中、二十世紀末にはかなり逼迫するであろうという考え方があるといふことを聞いております。

こういうような観点から、私ども二十一世紀ごろになりますと、木材需給というのは非常に逼迫していく可能性があるといふうに判断したわけございます。

○相沢武彦君 いまの長官の御説明の中身は、これまでしばしば言わってきたことでありますて、二十世紀末から木材需給がきつくなってくるということについての警告を発したというのが、この五十三年度の林業白書の特徴だと思うのですね。

ですから、日本の外国木材資源への依存についてなんですかけれども、特に一九八〇年代末から一九九〇年代にかけての輸入量の見通しや外材の価格の推移について、これについてはどのように見積もっているんでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) わが国におきます森林の賦存状況から見まして、ここ当分の間はやはり外材に対する依存度といいますか、そういうものは現状程度で推移せざるを得ないというふうにわれわれ考えておりまして、現在日本にございます森林の大半がまだ二十年あるいは三十年生以下であるということから、それが利用の伐期に達しますまではやはり外材に相当依存せざるを得ないというふうに考えております。そういう中で価格の面でございますけれども、こういうものについては木材需要の増大、あるいは生産コストの上昇、こういうものがまだ見込まれますので、上昇傾向で推移するのではなくかうかというふうに考えております。

○相沢武彦君 南洋材とそれからアメリカ材、ソ連材のほかに、昭和五十二年来、ニュージーランドからわが国に対して木材輸入拡大をするようになります。また、FAOと各国の民間グループで、現在二〇〇〇年におきます世界の木材需給の見通しの作業を行っておりますけれども、この結果はまだつきり私ども聞いておりませんけれども、その検討の中、二十世紀末にはかなり逼迫するであろうという考え方があるといふことを聞いております。

こういうような観点から、私ども二十一世紀ごろになりますと、木材需給というのは非常に逼迫していく可能性があるといふうに判断したわけございます。

○相沢武彦君 いまの長官の御説明の中身は、これまでしばしば言わてきたことでありますて、二十世紀末から木材需給がきつくなてくるといふことについての警告を発したというのが、この五十三年度の林業白書の特徴だと思うのですね。

ニージーランド側では、これを撤廃してほしいという要請があつたわけでございますけれども、これが二〇%の関税がかかっておりますけれども、これを一七%に下げる、これも一九八四年度以降で受け入れないということにいたしまして、一九八四年度以降、現行の税率の一〇%というものを六%に低減するということを一応MTNで決めたわけでございます。それからもう一点は、ニュージーランドの松は非常に成長が速うございまして、年輪幅が非常に大きいということから、これが強度との関連においてもっと専門家の間で検討し、日本の建築材等に使つてほしいという要望もございます。これは非常に技術的な問題でござりますので、専門家の間で検討を進めるところにいたしまして、この問題についてはその結果を踏まえて対処しようということに現在いたしております。

○相沢武彦君 こういう日本の対応に対しまして、必ずしもニュージーランド側が全面的に満足しているかどうかわかりませんけれども、一応去る四月一日に現在の主要国間の合意内容にニュージーランドも仮署名をいたしておりますから、一定の評価はしているのじやなかろうかというふうに考えております。

それから、そのほかの問題でござりますけれども、諸外国との関連の問題につきましても、アメリカあるいはカナダ、東南アジア等々から、丸太よりも製品を買えといふような要望が非常に強く出ておりますし、それに関連いたしまして、製材とか合板の関税の引き下げ、あるいはJAS規格の改善、こういう要求が出ております。

そこで、関税の引き下げでございますけれども、この中で木材関係のものといたしましては、松、モミ、トウヒ属の製材――先ほどの松もこの中に入るわけでございますが、一〇%の関税に対しましてこれを六%に引き下げるということであり、一九八四年度以降四年間で引き下げるといふことをいたしております。それから、加工合板については二〇%のものを一五%に下げる、これも一九八四年度以降四年間で引き下げるとい

うことでござりますし、ラワン材の普通合板、これが二〇%の関税がかかっておりますけれども、これを一七%に下げる、これも一九八四年度以降四年間で引き下げるということにいたしております。それから再生木材の板状、これは日本の業界にとりましてもそう大きな影響はないという判断です。それから再生木材の板状、これは日本の業界から、一五%のものを一二%に下げまして、これは一九八〇年からということにいたしております。

また、規格の問題でございますが、規格の改善につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に専門的な点がございますので、さらに専門家によります技術検討を行うことにいたしております。

○相沢武彦君 外材のうち、南洋材などは発展途上国やアメリカでは丸太輸出規制の動きが活発になってきてるんだというふうに自書で指摘されているわけですね。日本の林業の現状から見まして、製材じゃなくて丸太という素材で輸入をしなければ外材輸入としては認められないわけなんですが、今後長期間にわたって丸太輸入の見通しが、今後はいかがでございます。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほども申し上げましたように、諸外国におきましては自分の国で付加価値を高めるということから、丸太ではなくて製材で日本が輸入しろというような要望は確かに強くなってきております。そういうことから、木材の輸入を丸太だけに制限しておくといふことは非常にむずかしい状況でございます。特に日本はガットにも加入しておりますし、そういう意味から、輸入の制限といふようなことを原則として禁止されておりますので、それを守る必要もございまして、それからまた一方、いま申し上げましたように、丸太輸出から製品輸出に転化したいといふ

出国の希望もあるわけでございまして、私どもはそういう観点から、丸太輸出に対し非常にきつい対応をとりますと、逆にそのために丸太の輸入もしくくなるという効果もあるのではないか

うかといふことも懸念されるわけでございます。そういう観点から、私どもやはりまだ当分の間外材の輸入によりまして国民の需要にこたえなければいけない現状にござりますので、現在諸外国のそういう要望に對して刺激をしないという観点からの国際的ないるい的な折衝を重ねて、今後でくるだけ丸太を現状のような形で輸入する努力をしてまいりたいと思ひますけれども、やはり傾向

といたしましては、なかなか今後困難になる方向にあるのではなかろうかといふに考へております。

○相沢武彦君 大臣にお尋ねしたいのですが、今後わが国の林業を振興させるためには、国産材の競争力をつけることが大事になつてくると思うのですけれども、現在丸太輸入に関しては関税

がゼロなんですね。しかし、国産材は木材取引税が二%課税せられているのですが、国産材のこの競争条件をつけさせるために二%課税をゼロにするか、あるいは輸入丸太への関税を賦課するか、条件を均等にすべきではないか、こういう意見もあるのですが、これについては大臣どんなお考えを持っておられるんでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 国産材を振興させる

ために、輸入規制なり関税の引き上げなりをできれば一番いいことです。しかし、御承知のようないくつかの問題があるのですけれども、これらが世界じゅうから日本にかかるといふことのために、とてもそれはできない。しかしながら、輸入の仕方等について、商社等が恩恵買いでどうかんと仕入れるというようなことが、かえつて値段を暴落させるというようなこともありますから、したがって、関税をここで上げるといふに考

なことは考へてはおりません。

○相沢武彦君 それで、言葉では秩序のある輸入

ということが言われるのですが、なかなか具体策

になります

うのですが、白書でも明らかにしているように、過去

日本の木材自給率三三・六%というように、過去

最低を記録されたのですけれども、今後一層低下

が見込まれているわけとして、さらに心配な点

は、東京ラウンド関係など、製材、合板など、い

まも大臣おっしゃったように、関税の引き下げ要

求をされるでしよう、また輸入量の増大、これ

もまた要求されるだろうと、こう思ひますね。

そこで、政府の見解をただしておきたいんです

けれども、木材の自給率について今後最低どのラ

インで食いとめようとするのか、その年次と自給

率何%というのを方針として持っているのかどう

か、この点について明確にしてください。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘になりまし

た、どのくらいが限界で一体いつころかというこ

とでござりますけれども、現在私ども持つてお

ります長期の需給見通し、これによると、九十五六年には自給率が六二%になるという見通しを一

応つくつておるわけでござりますけれども、これ

が相当乖離しておるということで現在検討を進め

ておりますが、ここ数年、少々ではござりますけ

れども、五十三年は、たとえば五十二年と比較し

ますと、自給率が三三・六から三二に下がるとい

うような状況になつております。ただ、国内の森

林資源を見ますと、供給可能量というものは逐次

増大してきておりますので、私どもとすれば、こ

の五十三年の数字、量三千二百万立方ぐらゐのも

のが大体限界ではなかろうかといふに判断は

いたしております。

しかしながら、今後の状況もござりますから、

必ずしもそぞんびしゃになるかどうかわかりま

せんけれども、森林資源の現在の生育状況、ある

いは全体の需要動向、こういうものを見ますと、

大体現在が限界ではなかろうかといふに考

えていますが、さるに、じゃこれをどのくらい

まで伸ばしてどうするかということにつきまして

は、先ほど申し上げました現在の長期の見通し、

定段階におきまして、世界の森林資源の状況な

り、日本の需要状況のこれから動向なりをそれ

ぞれ検討いたしまして決めてまいりたいといふ

うに思つておる次第でござります。

○相沢武彦君 次に、国産材の市場確保の問題な

んでけれども、いつも言われておりますよ

うに、間伐材の市場が確立しないために間伐が行わ

れないし、人工林の施業手順というものが進ま

ない。その結果、森林の状態を悪くしている。悪循

環の繰り返しなんですね。これを是正するため

に、間伐材の需要開拓ということを国として一休

どのようになつて進めたいこうとされるのか。これ

について、明確なひとつ方針を聞かしてくださ

い。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘のよう

に、間伐材がこれから林業を振興させる一つの

大きな課題でござります。そういう点から、従前

から間伐についてはいろいろな施策を考えて、林

業家にその施策によつて間伐を進めていたくよ

うな努力をしておるわけでござりますけれども、これ

さらにはその間伐の利用方法、これが非常に大事

でござりますので、間伐材の小径木を集成加工い

たしまして利用する、高度化を図るための機械設

備の助成とか、あるいは小径木でいろいろなも

のをつくりましたものの展示会だとか、そういう

ものをやりましてPR等々進めておりますし、ま

た現在、日本住宅・木材技術センターにおきまし

てそのための技術開発、それから小径木を利用い

たしました住宅工法の開発、またもう一方、間伐

材を安定的に市場に供給するための方法といたし

て申し上げたのです。

○相沢武彦君 私が申し上げました

のは、省エネルギーといふ立場からハウス

エネルギーといふ立場で、北海道みたいに寒い地

方ににおける冬のハウス栽培について石油を使うの

はむだ遣いだ、今後、現在の補助金制度を含め

て、見直しを検討したいということをおっしゃつ

ておられる段階でござります。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘になりまし

た問題につきまして、もうすでに技術的にはサン

ブルとしてでき上がっております。ただ、これを

一般にどうやって普及させるか、あるいは技術的

に経済的にペイするにはどうしたらいいか、こう

いう問題もござりますので、さらに現在検討を深め

ておる段階でございます。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘のよう

に、間伐材がこれから林業を振興させる一つの

大きな課題でござります。そういう点から、従前

から間伐についてはいろいろな施策を考えて、林

業家にその施策によつて間伐を進めていたくよ

うな努力をしておるわけでござりますけれども、これ

さらにはその間伐の利用方法、これが非常に大事

でござりますので、間伐材の小径木を集成加工い

たしまして利用する、高度化を図るための機械設

備の助成とか、あるいは小径木でいろいろなも

のをつくりましたものの展示会だとか、そういう

ものをやりましてPR等々進めておりますし、ま

た現在、日本住宅・木材技術センターにおきまし

てそのための技術開発、それから小径木を利用い

たしました住宅工法の開発、またもう一方、間伐

材を安定的に市場に供給するための方法といたし

て申し上げたのです。

○相沢武彦君 それから大臣、前の委員会のとき、この問

題柱とかあるのはへいですね、こういうものをも

つと普及させたらどうか、大きな災害があつたと

きなんかのけがの率が減るだろうし、そいつた

か。

○相沢武彦君 大臣、前の委員会のとき、この問

題柱とかあるのはへいですね、こういうものをも

つと普及させたらどうか、大きな災害があつたと

きなんかのけがの率が減るだろうし、そいつた

か。

林政の一つの大きな課題でござりますので、私どもも鋭意努力を進めてまいりたいといふに考

えております。

をつくる場合には、そういうようなものを助成をしていくということの方がむしろ一石二鳥ではないかというふうに考えて、研究をしてもらうことにしておるわけでございます。

○相沢武彦君 確かに大臣おっしゃるよう、現

在、ハウスものは石油を使っているようなものだという一面においては批判がありますし、確かにもつたいたい点もあると思います。

そこで、太陽熱や風力の発電熱を使つた温室栽培、これが研究テーマになつていて、いま大臣おっしゃったように、廃材とかその他の間伐材でも、こういうように利用できないような燃料にしかならないというものもずいぶん出るでしようから、そういうものの山間僻地でこういうハウス栽培をやつているところは大いに活用させるという方向で、ぜひそいつた施設のときは、また別途補助をするというようなことにぜひとも力を入れていただきたいと思います。

それからさらに、先ほどチップの話を出ていたんですけれども、これをちょっと調べてみると、北海道で工場渡し価格を見ますと、国産材針葉樹でトン当たり八千三百円から八千五百円、落葉樹で一万四千円内外と言ふんですが、これが発熱量その他で石炭と比べて一体どういう効率になるのか、値段と熱効率の上でどちらが得かといふようなことはまだ十分検討していませんけれども、特に北海道の場合は間伐が進んでいないという点が一つの難点になつてしますし、今後こういった未利用の雑木というものを燃料資源に考えていくのも、一つの新しい打開策じゃないかと思いますが、これについて大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 石油関係の品物が安い、容易に手に入るというところから、やっぱりどうしても石油関係のものをよけい使うふうになります。私は、去年ですか、おとしですか、私の近くにある山の炭焼き小屋へ行つたら、自宅へ行ってみたところが、炭焼きの人人がプロパンでお茶を沸かしているのですよ。どうしてですかと言つた

ら、うちを新しく取りかえだし、うちの中で木を燃やしたりすると、すぐ燃るし大変だと。プロパンは安いから、プロパンでお茶を沸かしているんだと。自分で炭を焼いていて、それが現状なんですね。

まして一般の家庭では、みんな農家でも余りたき火なんかほんほんうちの中でするところがますから、全部まとへ戻すということもこれは不可能に近いかもしれません、私は、これは石油が掘つてしまつたらなくなつてしまふということになりますと、やっぱりいつかは自然に、木なん

といふのは切つてもまだどんどん生えてくるものですから、そういうものを利用することもとだえさせてしまつてはいかぬ、やはり考へる必要がある。だから、石炭の問題もそうだし、木の問題も、

そういう観点から、たとえば住宅構造を見ました場合に、サッシを見ますと、アルミサッシより木材のサッシの方が熱放出が少ない

といふふうな点もござります。そういうことを勘案いたしまして、現在、私どもの方でも、從来木材にとつてかわった代替材に対して、また代替する

というような観点からの技術開発なり近代化といふものに取り組もうということで、先ほど申し上げました日本住宅・木材技術センター等を中心にして公庫の資金の償還を延長するというようなメ

リットを与えて、造林事業でも四十五年間まで貸すとか、林道についても二十年を二十五年間まで償還期限を延長するというようなことを予算措置

を講じたのは、みんな相沢委員の言うようなことを具具体化をしたというようにお受け取りをいただけ

ます。また、國材の加工・流通の問題につきましては、この加工・流通の円滑化を図るために、今回

國材産業振興資金制度というものを新しくつくつて、法案として国会に提出したというようなことを講じたのは、ただ白書で言つていいだけではなくて、現実に予算として、また法案として国会に上程をしておるものであるというよう御理解をいただきたいと存じます。

○相沢武彦君 それから木材の利用、それから住宅資材を大分このごろ木材にかわつてコンクリートあるいはアルミサッシ、いろんなものが使われてきたんですねけれども、この点をもう一遍見直して、たとえば北海道みたいに寒冷地住宅をつくりたまに使わなければならぬ、ぜひ歯どめをかけたいと、こういうふうにおつしやつているんですね。そのためには、林道や山村整備と貫した造林事業の推進など、主に四項目で

すが、必要性を強調されているんですけど、いずれも早急に、大胆に取り組まなければならぬ施策だと思うんですけれども、白書で論ずるだけではなくて、必要予算を措置されて本当に実行に移していくべきだと思うんですが、この点について、大臣、お答えをいただきたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 全くそのとおりでございます。

したがいまして、林野庁関係におきましても、ことしは林業生産活動という問題について予算は

ん使われているんですけど、もう一派木材に逆代替するといった考え方ももつともと林野庁としても担当部局としてPRし、そういうものを普及させる、また転換させていく努力をする必要があると思いますが、いかがですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど大臣からもお話をございましたように、エネルギーの問題とすれば、かかるエネルギー源を見つけるということも大事かと思いますが、また逆に、エネルギーの消費を少なくするという面も必要だらうというふうに思います。そういう観点から、たとえば住宅構

造を見ました場合に、サッシを見ますと、アルミサッシより木材のサッシの方が熱放出が少ないとおもせてしまつてはいかぬ、やはり考へる必要がある。だから、石炭の問題もそうだし、木の問題も、

もそうでなかつたらのみませんから。だけれども、だんだんにこういうようなものを広めていく

ようになればやつていただきたい。

林業経営の改善、合理化という問題につきましても、林業経営の改善計画の認定を受けた者に対する

長い間、間伐まで助成対象にしよう。ですから、これまでの一貫したところの造林事業の推進、特に今

回は森林総合整備事業の創設というようなことで説明をしますよ。大蔵省はとてもございませんが、林道の整備拡充というようなことから、また植栽から保育

も条件は厳しくしております。大蔵省はとてもございませんから、また伐まで助成対象にしよう。ですから、これまでの「一貫した」ところの造林事業の推進、特に今

もそうだなかつたらのみませんから。だけれども、だんだんにこういうようなものを広めていく

ようになればやつていただきたい。

でも、この加工・流通の円滑化を図るために、今回國材産業振興資金制度というものを新しくつくつて、法案として国会に提出したというようなことを講じたのは、ただ白書で言つていいだけではなくて、現実に予算として、また法案として国会に上程をしておるものであるというよう御理解をいただきたいと存じます。

○相沢武彦君 一般に、民間の林業経営というものはきわめて零細でありまして、この合理的な森林事業といふものは行われにくい面が多くあると思ふんですが、しかし、集団的に造林に協力して成功している例も白書で毎年紹介をしているわけです。特に今年度分では、木曾三川下流の十四市町村が水資源開発という公益的機能を生かした森林整備をした実例を挙げておられますけれども、幅広い国民的視野で林業の打開策といふのを講ずべき時代が来ているのじやないかと思うんです

が、今後こういった点について、もつともつと林野庁としても力を入れ、また啓蒙を図るべきだと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘のとおりでございまして、林業というものが単に林業関係者だけではなくて、いろいろな意味での公益的機能を持つております。したがいまして、いろいろな関係者の方々に御意見を伺いながら、広い視野でこれらの林業の打開を図らなければいけないというふうに私どもも考えております。

そういう観点から、昭和五十二年の末に森林林業基本問題会議というのを林野庁に設置いたしまして、幅広い学識経験者の方々に集まっていたときまして、いろいろ御検討いただいておるわけでございまして、その御検討の結果からいろいろな施策を、できますものから逐次われわれとしても対応してまいりたいというふうに考えて、現在やつておりますし、今回この法案を提出いたしましたのも、そういう基本問題会議の中から検討された結果、こういうものを私どもとしても検討いたしましたが、十分それを取り入れていただきし、また、関係方面的各省庁との連絡も十分に密にしながら、今後林業の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 次に、国有林野事業の経営改善対策についてお尋ねをしていきたいと思いますが、五十三年の林業白書の「むすび」でも触れられて

いるんですけれども、「国有林野事業改善特別措

置法の定めるところにより所要の財政措置を講ずることが必要である。」こうなっています。改善計画第二年目に当たる昭和五十四年度の財政措置、というものは約八十億円、こうなっておりますが、この程度の財政措置でどれくらいの改善効果が見込めるものなのか、林野庁としての予定をお尋ねしてみたいと思うんです。

○政府委員(藍原義邦君) 今回の五十四年度の予

算につきましては、八十億円の一般会計からの繰り入れをいただいておるわけでございますが、これは前年度に比べますとやはり二倍というふうに非常に大きな倍率になつております。そういう点では私どもとしてやはり大幅な繰り入れがあつたというふうに理解いたしております。

そこで、それによりましてどんな効果が望めるのかということでございますが、保安林におきま

す保育に要する経費を新たに対象にいたしております。それから、繰り入れの対象となります林道の利用区域面積を引き下げるという形で、林道に

対しても從来よりさらに条件の改定されました中

で、「一般会計の金を使って林道はつくる」という形になつております。それから、「一般会計の繰入率の改善を行つております。こういうことで、造林と林道につきましては、いま申し上げましたよう

な点の改善が行われておりますし、また、一般会

計だけではございませんで、財投の資金につきま

して、新たに官行造林につきましての必要な經

費を対象にするということで借入枠を千百八十

億、昨年度は九百九十七億でござりますから、そ

れに対してもやはり二百億に近い増額をして

いたいたというところでござります。

○相沢武彦君 国有林の現状と十年先を私どもな

りに予想しまして、この国有林の問題点につい

ては、特別措置法による改善策じゃ現実問題とし

てはなかなか解消できないんじゃないだろうか、こう

率直に感ずるわけです。ですから、この国有林の

ところの特別会計制度そのものを改革すべきじや

ないだろかと思うんですね。また、あるいはこ

の財政援助にしましても政府が五〇%補助をする

けれども、直用のこの製品生産段階におけるセッ

ト作業、いわゆる定員外の職員の編成人員なんぞ

すけれども、これは現在どうなつているんでしょ

うか。

○説明員(秋山智英君) お答えいたします。

製品生産時におきます作業班を俗称セットと呼

んでおりますが、これを編成するに当たりまして

うふうな状況、さらには作業地区と申しまして

トラクターで出す場合、あるいは集材機で出す場

合というふうなそれぞれの仕組みによりまして違

います、一般的にわりに多く使われていますの

は、全幹集材機作業と申しまして、木を倒しまし

てそのままで下へおろしてまいりまして、盤台の

上で玉切つてそれを運搬するというような、その

際におきましては大体六名ないし八名の人員で編

成しております。

○相沢武彦君 そのセツト編成のうち、一人でも

欠けると主作業というものは動かない場合もある

んだといふうに聞いているんですが、林野庁で

はこの一定地域の現場で労務組織との間に特別な

約束事といいますか、契約といいますか、そうい

うことをしていく例があるんでしょうか。

○説明員(秋山智英君) ただいま申し上げました

伐倒から造材まで一連しました作業につきまして

は、申しますでもなく、安全にかつ能率的にしなき

ことになつてまいりますと、その経営の合理化促進という点にブレーキをかけることにもなります

ので、そこらの点は両々見合いながら、一方にお

いては経営の合理化のために一層の努力をして

らうと同時に、他方それでもなおかつ必然的に經

費がかかる——山の管理というだけで、全然木を

切らぬかなり膨大な地区があつても、そこには監

視なり管理なりの必要性はあるわけですから、そ

こは必要に応じた國の財政措置は要求をしてい

くつもりでございます。

○相沢武彦君 作業能率の改善についてなんです

けれども、直用のこの製品生産段階におけるセッ

ト作業、いわゆる定員外の職員の編成人員なんぞ

すけれども、これは現在どうなつているんでしょ

うか。

○説明員(秋山智英君) お答えいたしました。

製品生産時におきます作業班を俗称セットと呼

んでおりますが、これを編成するに当たりまして

うふうな状況、さらには作業地区と申しまして

トラクターで出す場合、あるいは集材機で出す場

合というふうなそれそれぞれの仕組みによりまして違

います、一般的にわりに多く使われていますの

は、全幹集材機作業と申しまして、木を倒しまし

てそのまままで下へおろしてまいりまして、盤台の

上で玉切つてそれを運搬するというような、その

際におきましては大体六名ないし八名の人員で編

成しております。

○相沢武彦君 林業事業体の近代化の問題でお尋

ねをしていきますが、林業事業体労務者年齢構

成、これの実態と作業能率の関係についてはどう

いうように分析をされておられるのか、これがま

ず一點です。

それから二点目は、林業事業体の若年労働力の

確保、それから育成機関については、どういった

対策を講じられているのか、具体的に御説明いた

だきたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 林業就業者の年齢構成

でございますけれども、これは総理府の国勢調査

によりますと、昭和四十年に三十歳未満の者が二

一%、三十歳から四十九歳までが五四%、五十歳

以上が二五%でございましたけれども、五十年になりますと、これが三十歳未満が一八%、三十歳から四十九歳までが五五%，五十歳以上が二七%というふうになつておなりまして、高齢化が進んでおります。

それから、作業能率の問題でございますが、一般的には確かに年齢が高くなれば能率が下がるというふうに考えられますけれども、林業の場合はやはり山の状況、木の状況、そういうよな關係、それから資本装備の状況、こういうことで、なかなかその辺の判断が非常にむずかしいとわれわれ考えておりまして、年齢構成がどういふうに作業能率に影響しているかということは、いま先生の具体的にという御指摘でござりますけれども、これはなかなかわれわれとしてもむずかしい困難だというふうに考えております。

それから、若年労働の確保や育成機関についてどういうふうな充実をしているかという御指摘でございますけれども、これについては林業技術実習指導施設整備事業、こういうものだとあることは林業後継者の育成事業、こういうものに対しても都道府県に助成をいたしております。現在林業技術の実習指導施設につきましては、整備したものが十八カ所ござりますし、現在整備を進めておるもののが八カ所ござります。この施設では林業従事者及び後継者に對しまして高度の機械化技術、こういうものを初めといたしまして実践的な技術指導についての実習を主体にいたしました研究を行つておるところでございますし、また後継者の問題につきましては、林業教室というようなもので後継者に対する教育指導の体制の整備を図っておりますし、そのほかグループ活動などかいが行つておる次第でございます。

○相沢武彦君 確かに、経験豊かな人たちはそれなりに有効な使い方ができると思ひますし、それから若手の人たちを新たに養成するといふと、こ

れは歯車の両輪のように進んでいかないとならないと思いますので、その点よく配慮していただきたいと思います。

それから、五十四年度の国有林野事業業務方針

に事業運営の能率化ということを強調されておりますけれども、直用の現状は非能率が多くて全体的に改善をするんだと言わえてきたんですかとも、国有林の改善初年度における直用改善実施報告をこの際お願いしたいと思います。

○説明員（秋山曾英君） 五十三年度は、先生いま

御指摘のとおり、国有林事業の実行につきましての改善、合理化の第一年でございますので、私も鋭意努力しているわけでございますが、まず製品生産事業につきまして申し上げますと、まず労働生産性のアップの問題でございますが、これは直用事業量を定員外職員と定員内の技能職を合わせまして、それで割るわけでございますが、五十二年におきましては一・一八%でございますが、五十三年におきましては一・二二%で、五十四年もさらにその程度のアップをもつていきたいということで現在進めております。

また、事業所の統廃合でございますが、製品生産を行います事業所でございますが、五十二年に六カ所、そのほか作業場を四カ所いたしましたが、五十三年は製品事業所六カ所並びに作業場六カ所を統廃合いたしております。それから、貯木場につきましては、五十二年二カ所でございますが、五十三年に三カ所いたしまして、能率的に事業の実行をし得るような方法をとつております。

それから、造林につきまして申し上げますと、やはり造林事業を収穫、生産、その他の事業と有機的に連携をとりまして事業を実施する方が適切な個所につきましては、造林事業所を担当区に統合をしているわけでございますが、これにつきましては五十二年にも六カ所、五十三年にも六カ所、ことしは七カ所を予定しまして、合理的な方法を進めておるところでございます。

○相沢武彦君 確かに、経験豊かな人たちはそれなりに有効な使い方ができると思ひますし、それから若手の人たちを新たに養成するといふと、こ

普というのは思うようないきませんが、一人当たり一日何本生産しているかというのを見てまいりたいと思います。

それから、事業所の統廃合でございますが、こ

れにつきましては五十二年に事業所を九カ所、五十三年には八カ所ということで、計画的に今後と

も事業の実行との関連で統廃合を進めてまいりたと、かように考えております。

なお、先ほどの生産性は、パーセントでございませんで立方でございますので、訂正いたします。

○相沢武彦君 改善、合理化の中で、五十四年度の業務方針は員員規模の適正化と組織機構の簡素化、これを打ち出されましたが、定員内職員の適正配置ということをしっかりとほしいこと、それから現在十一局四支局のうち地域的なアンバランスがないのかどうか、これをお知らせください。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕
それから、福利厚生担当の職員数を見ますと、秋田管林局じや十四人いらっしゃるんですね。これに対して熊本管林局は二人だというふうに聞いていますけれども、不足している地域に集中して投入するお考えはないのかどうか。以上、二点についてお伺いします。

○政府委員（藍原義邦君） ただいま御指摘になりましたように、管林局十一管林局四支局あるわけでございますけれども、それぞの管林局の過去

にございましたように、管林局十一管林局四支局あるわけ

でございますけれども、それぞの管林局の過去にございましたように、管林局十一管林局四支局あるわけ

と申しますのは、先ほども御指摘になりましたように国有林の財政、現在の経営状況を見ますと、まず、みずからが姿勢を正さなければいけない問題もございます。さらには、財政当局から援助を仰ぎながら現在経営をしておる状況でございまして、私ども早くその辺が健全な国有林になるような努力をいたしまして、民有林の見本にいろいろな国有林経営をしていかなければいけないということで、まず現在国有林はその辺に重点を注いで努力しておるわけでございます。ただ、国有林はそれなりの場所その他を持つておりますから、いろんな意味で場所の提供あるいは知識、技術の提供、こういう問題については、私どもも積極的に今後とも民有林行政等の中で調整をとりながら努力してまいりたいというふうに考えておりますが、国有林みずからが手を下して教育をしていくというところまでは現在まだ考えておりません。

○相沢武彦君 長野県では、林業後継者育成のために県で各種学校として林業大学というものを建設して積極的にやつているわけですね。わが国の場合、防衛大学はあっても大事な国の森林を守る大学はまだないわけなんですかね、国立林業大学構想、これについて各方面からも提案されていましたが、たとえば現在ちょうど植栽時期になつておきました、来週は全国の植樹祭が行われるという形になつております。こういう催しについては、それぞれの都道府県でもやつていただいておりましたし、また営林局でもそれやつておりますが、さて今後とも御指摘あるかないか、ひとつ大臣に御見解を承っておきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 林野庁では実習施設をつくりたのであります、その実習施設を大学にしたところが三県ばかりございます。国としで統合した一つの大手をつくるかどうか、これは現行の教育法に基づく大学との調整や、いろいろの就職先、そういうようなことも考えなければなりませんから、十分に検討させていただきます。

○相沢武彦君 森林あるいは国有林の持つ公益的存在意義、これは広く国民に周知徹底することが非常に重要な段階になつたと思うんですが、その意味で林野庁が各官林局と連合して国有林の苗木

即完会やそれから国有林のパンフレットの配布、非常に有効な催しであるというように評価をされているようです。首都を初め、今後こういうような種類の開催を積極的に全国各地都市でも行つた方がいいんじゃないかと思いますが、これについてははどういうような取り組みをお考えでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 森林なり林業というもののいろいろな問題点からの公益的機能發揮その他について国民の方々に認識をしていただくことは、非常に私も大事なことだというふうに考えております。

したがいまして、いま御指摘になりましたようなパンフレットの配布とか、あるいはテレビの放映とかラジオの放送とか、いろいろなことで理解を深める努力をいたしておりますが、たとえば現在ちょうど植栽時期になつておきましたが、たとえば現在ちょうど植栽時期になつておきました。この法律が成立するとともに各都道府県に、あるいは各政府関係の機関に対しても通達を出されておるわけです。もちろん、これはさわめて一般的なことの通達になつておりますが、この通達が下までどの程度浸透するものかということを私はちょっと疑つたわけなんです。

それは、昨年私たち国会の調査団が三重県と和歌山、奈良県へ参りました。和歌山県は七、八年前にも私参りましたけれども、もう満山が、ほとんどの山々は、まだ秋にはなつていませんけれども、それから松は縁なんですねけれども、ほとんど紅葉になつていています。ひどいものなんですね。あそこの県の農林部長に聞きますと、もうとつてもだめだと、お手上げだと言つていて、それでもそういう努力を進めるような姿勢におきまして、営林局を私どもとしては指導をしてまいります。また、都道府県におきましても、都道府県その立場から森林のいろいろな問題について御認識をいたくよくなっています。そこで、奈良県立公園へ行きますと、あそこの中に博物館があるのですね。これは全体から言うとごくわずかなんですが、ここにある相当大きな、百年あるいは百年以上超えているこんな大きな木が、全部上まで真っ赤になつてゐるのですよ。褐色を呈した葉がついているわけですね。それから、そこ以外にも、あの県立公園の中には相当たくさんマツクイムシにやられています。

私はそのままにして帰つたわけなんですが、それで京都の御所、それから宮内庁が持つております御所の中の一部とか、あるいは私が住んでおります修学院ですね、その前景になる私の村に横山という丘があるんですけれども、そこは二、三年ばかり前ですか、すいぶんとマツクイムシにやられた木が頂上のところにあります。そこで、皆切つていては、どういうような取り組みをお考えでしょうか。

○河田賢治君 私は、いま提案されております法案に直接かかわりありませんが、その前提となる林業政策に対しても、特にマツクイムシの問題について少しお伺いしたいと思うんです。

去年、政府が発表したところによりますと、非常に気温の関係その他でたくさんの被害が出たと。三十六都府県、百二十七万立方メートルと言われているんですね。ある学者の計算によると、これは住宅に換算しますと大体五万戸の家が建つては、どういうような取り組みをお考えでしょうか。

このマツクイムシの防除について、一昨年ですか、五十二年に法律ができまして、四月に林野庁の長官から、この法律が成立するとともに各都道府県に、あるいは各政府関係の機関に対しても通達を出されておるわけです。もちろん、これはさわめて一般的なことの通達になつておりますが、この通達が下までどの程度浸透するものかと、いうことを私はちょっと疑つたわけなんです。

したがいまして、たしか九月の末だったかと思うのですが、たくさんそういうところがあるわけですね。間と実施されているわけですね、切り倒す方に重点がありますけれども、ところが、博物館は去年行きましたが、これも切つているわけですね。だから、そこでは、環境庁や宮内庁はそういう手入れが、まあマツクイムシを防除する意味でわりあいにちゃんと実施されているわけですね、切り倒す方に重点がありますけれども、ところが、博物館は去年行きましたが、これも切つているわけですね。だから、そこには大きな木がたくさんあったのが、とにかく三分の一は枯れちゃつてあると言われていました。だから、非常に手入れが悪いところによると、あそこの大仏さんのある道路、あそこには大きな木がたくさんあったのが、とにかく三分の一は枯れちゃつてあると言われていました。だから、非常に手入れが悪いわけですね。この通達が五十二年の四月に出ます。どこか九月の末だったかと思うのです。が、たくさんそういうところがあるわけですね。間でそれが浸透して実行されていないといふふうに思つたわけなんですが、この点はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) いま御指摘になりましたように、マツクイムシにつきましては、松そのものを林野庁所管の国有林も持つておりますし、また御指摘になりましたように、文化庁なり文部省なりそれぞれ所管しておられるところがあるわけございまして、今回、一昨年先生方に御審議いただいてできました法律に基づいてこれら国の方針に従つてそれぞれ対応するという形になつておられます。したがつて、私どもといいたしましては、いま御指摘になりましたような通達を出します。ただし、また関係省庁には十分説明をいたしましたし、また必要なところについては技術的な説明もし分担をしていただこうという姿勢をとつておるわけでございまして、万一御指摘のようなそういう

う考え方なり指導が十分にいっていなかったところがございましたら、また関係省庁と十分打ち合わせをして、今後そういうことのないように努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○河田賢治君

文化庁の方来ておられます

か。——ちょっとお聞きしますが、私の方も直接電話であそこの博物館の方に聞いたわけですよ。

ところが、この方のおっしゃるには、去年十一月ですね、あそこの正倉院は年に一回ぐらい公開す

るわけです。そのときたくさん人が来て、これ

じやぐあいが悪いんじゃないかということで、そ

の当時県の方も、奈良公園の中にはたくさんそ

月に七本切ったということ、こういう電話を受けたわけです。そのときやはり文部省、文化庁、そ

れから農林水産省等からの指導がないと、もっぱ

ら県にお願いして、そして吉野の林業試験場の方

にこれを伐採してもらった、こういうことになつ

ているんですね。大体こういうことですか。それ

だけお尋ねしたいんです。

○説明員(石田正一郎君) お答え申し上げます。

奈良の国立の博物館は、お話をのように奈良公園に接しまして約七万五千平方メートルの敷地を持っています。その中に松が約三百本あるわけ

でございます。で、この松のマツクイムシの被害を防ぐことにつきましては、あそこの敷地が、柵

といふようなものもなく、奈良公園と一体とい

うふうな形になっておりますのですから、この奈

良公園の方を管理し、あるいは指導なさつてある

奈良県の企画部の觀光課といふところがございま

す。そこかねてから連絡をとりながら、マツク

イムシの防除ということをやつてきたわけでござ

ります。で、昨年は、先生方おいでになりましたと

とも御連絡をとりまして、そしておいでになつた

直後になるかと思いますが、十月の二日の日に十二月二十七日にさらに一本伐採しまして、計三本を伐採し焼却をするというふうな措置をとつたわけでございます。

一般的にそういうことで、奈良県の方の奈良公園の担当のところを通じまして御指導あるいは御相談を受けながらやってきているということで、毎年これまで、特に昭和五十年度からは奈良国立博物館の方でこのマツクイムシの予防のための予算措置をいたしまして、百八十九万一千円とこ

との予算がなつておりますが、年二回の薬剤の散布、それから冬季にあれは寒肥と申すのでしょ

うか、松の樹勢を強めるための施肥ということを

やつてきたわけでございまして、昨年はそういう

ふうな状況でございまして、博物館の中の樹木の

伐採が、県の方と御相談しながらの順番がち

よつとおくれたものですから、ちょうど先生方が

いたかと思いますが、そういうふうなことだった

とつうふうに聞いております。

○河田賢治君 大体あそこは県立の公園の方が主

要な土地を占めておりますし、したがって博物館

は一種の小さなところですからね。まあ間借りの

よくなものですから。ところが、地方自治体とい

うのは、必ずしもそこのことを熱心にいま

このマツクイムシを本当に退治しようといふこ

とは少ないわけですよ。山を持つている人も、一

遍かかつたらもうこんなものはしようがないとあ

ります。だから学校の子供さんが来て、まあか

なり青い松もあるわけですが、赤い茶褐色のやつ

がぱかっとあって、これはどういう松ですかと生

ん来るわけです、あそこは。まあ外国人の人も来ま

るし、いわゆる京都、奈良といえば昔の觀光地の

一つです。だから学校の子供さんが来て、まあか

なり青い松もあるわけですが、赤い茶褐色のやつ

がぱかっとあって、これはどういう松ですかと生

ん来るわけです、あそこは。まあ外国人の人も来ま

ることはなかなか進捗しないだろうと、こう思つたわけです。

ところで、まあ大臣も文化庁の方もひとつよく聞いておいてもらいたいんですが、あそこの松が

枯れておりますね。ところが学校の子供がたくさん来るわけです、あそこは。まあ外国人の人も来ま

るし、いわゆる京都、奈良といえば昔の觀光地の

一つです。だから学校の子供さんが来て、まあか

なり青い松もあるわけですが、赤い茶褐色のやつ

がぱかっとあって、これはどういう松ですかと生

ん来るわけです、あそこは。まあ外国人の人も来ま

ることで非常に相違を私は見たわけなんですねけれども、とにかく余り地方自治体に重きを置いて、赤くなつた松をそのままにしているんですね。それはやつてくれるだろうとか、これはやるだろうというようなことは、ちょっととなかなかいまの自治体の状態では大したことではないと思うんですね。ことし京都でも京大の先生その他を集め、つまりマツクイムシの何か審議会なんかつくっておりませんけれども、ことしやるんでしよう、それはもう法律の出たのはおととしですから、ずっとおくれていてるわけですよ。かなりもう松はあつちこつち早くから大分マツクイムシにやられております。マツタケの出る丹波方面へも、どんどんいま侵攻しているわけですね。ですから、いま地方自治体に余りこの問題の処理を頼るということはなかなか進捗しないだろうと、こう思つたわけです。

そこで私はこういう点で、まあ予算もなるほど庭を掃除するぐらいの予算は大抵あいいと

ころへは行つているんですけれども、本当に松の木

を切り出すとか大がかりで消毒するとか、あるいはマツクイムシを本当に退治するというような、

そういう予算はそう組んでないと思うんですね。

だから、やはり大事なところは、特に觀光都市な

やられ出したころだと思うんですよ。これは後で見ておいてください。林野庁の方もお頼いしま

す。

そこで、私はこういう点で、まあ予算もなるほど庭を掃除するぐらいの予算は大抵あいいと

ころへは行つているんですけれども、本当に松の木

を切り出すとか大がかりで消毒するとか、あるいはマツクイムシを本当に退治するというような、

そういう予算はそう組んでないと思うんですね。

だから、やはり大事なところは、特に觀光都市な

やられ出したころだと思うんですよ。これは後で

見ておいてください。林野庁の方もお頼いしま

す。

そこで、私はこういう点で、まあ予算もなるほど

庭を掃除するぐらいの予算は大抵あいいと

ころへは行つているんですけれども、本当に松の木

を切り出すとか大がかりで消毒するとか、あるいはマツクイムシを本当に退治するというような、

そういう予算はそう組んでないと思うんですね。

だから、やはり大事なところは、特に觀光都市な

やられ出したころだと思うんですよ。これは後で

見ておいてください。林野庁の方もお頼いしま

す。

そこで、私はこういう点で、まあ予算もなるほど

庭を掃除するぐらいの予算は大抵あいいと

ころへは行つているんですけれども、本当に松の木

を切り出すとか大がかりで消毒するとか、あるいはマツクイムシを本当に退治するというような、

そういう予算はそう組んでないと思うんですね。

庭師、この人らが自分の家のところに、やつぱり

赤くなつた松をそのままにしているんですね。それほど一般には、この問題に対する認識というものが非常に低いと思うわけですね。

だから、こういう点で私はこの問題を一つ取り

上げたわけですが、ところがこのお切りになつた

後、ことしのこれは五月でしたか、私の秘書が行

つてちょっとその辺を撮ってきたんですね。そし

ておきますと赤いのが大分残

つていてるんですね。新しくこれはマツクイムシに

やられ出したころだと思うんですよ。これは後で

見ておいてください。林野庁の方もお頼いしま

す。

そこで、私はこういう点で、まあ予算もなるほど

庭を掃除するぐらいの予算は大抵あいいと

ころへは行つているんですけれども、本当に松の木

を切り出すとか大がかりで消毒するとか、あるいはマツクイムシを本当に退治するというような、

そういう予算はそう組んでないと思うんですね。

だから、やはり大事なところは、特に觀光都市な

やられ出したころだと思うんですよ。これは後で

見ておいてください。林野庁の方もお頼いしま

す。

そこで、私はこういう点で、まあ予算もなるほど

庭を掃除するぐらいの予算は大抵あいいと

ころへは行つているんですけれども、本当に松の木

を切り出すとか大がかりで消毒するとか、あるいはマツクイムシを本当に退治するというような、

そういう予算はそう組んでないと思うんですね。

だから、やはり大事なところは、特に觀光都市な

やられ出したころだと思うんですよ。これは後で

見ておいてください。林野庁の方もお頼いしま

す。

まはやらぬというふうに思うわけです。

特に今度の私、白書を読みでもらいますと、非常に美文調で書かれておるわけですね。まあ時間がないですが、ちょっと読みますわ。「豊かな森林は、四季の変化と織りなして縁美しい自然を形成し、長い歴史を通じて人と自然との一体的なつながりという我が国に独特の自然觀を育んできた。美しい屋敷林につつまれた民家、庭園、鎮守の森、山岳信仰、社寺有林等に見られるように、森林と人との結びつきはまさに深いものがある」と、それからちよつと飛びまして、「満山の緑、清く豊かな水、澄んだ空氣にみるとおり、森林は、自然を構成する代表的な要素である。」

と、きわめて美文調でお書きになつてある。それで、非常にこういうふうに緑を愛し、山を愛しておる、こういうところが林野庁の方にはあるわけなんですよ。しかし、これがやっぱり自分の所轄するところ、特に國が、お互いの官庁も国家の所有として森林なり樹木を持つていて、しかも森林は、自然を構成する代表的な要素である。」と、きわめて美文調でお書きになつてある。けれども、少なくとも林野庁関係の役所の方々のそういう樹木に対する、特にこういう虫害なんかに連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに対する問題をやはりちょいちょい見て歩いて、そしてそこ緊密な連絡をつくつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに

対する問題をやはりちょいちょい見て歩いて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに分の管轄をつくりつておいて、そしてそこ緊密な連絡をとりながら、必要なところは予算をあなたに

生しますマツクイムシについては、それなりの対応をいたしておりますが、いま御指摘になりましたように、それぞの地方においてます国有林の職員につきましても、それぞの地方の民間のいろいろの木の問題については、鋭意関心を持ちながら、それぞの地方の山の管理、維持、あるいは森林の維持という問題に対しても責任を持たれておりましますが、いま御指摘になりましたように、それぞの地方の民間のいろいろの木の問題については、鋭意関心を持ちながら、それぞの地方の山の管理、維持、あるいは森林の維持といふことは單に庭にある木が一本枯れるとかいうだけのことではなく、さつきも申しましたように子供の教育のためにも、また一般の民家のためにも、やはり私は林野庁というものが、いになつたらどうしましようというぐらいに、いつになつたらどうしましようといふことです。
まずから私は、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

ます。ではから私も、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

ます。ではから私も、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

ます。ではから私も、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

ます。ではから私も、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

ます。ではから私も、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

ます。ではから私も、もうすぐ結論に入りますが、とにかくいま各地方機関に必ずしも林業に詳しい人あるいはこのマツクイムシとかそういう問題について詳しい専門的な方がいないわけですから、博物館なんて、まあ昔からの人間のいろんな歴史を、そういうつくりた品物なんかを飾って保存するところが中心なんですから、そう庭の木が古くなつて松林が枯れて赤くなっているついても、そんなものの余り気をつけぬと思うんですよ。そこをやっぱり氣をつけるように、林野庁の方々あるいは管林署の方々、そういう人々が行つて、そしてそんないしょつちゅう回らぬでもいいわけですから、回ればレクリエーションにもなるわけですね、仕事の都合でそういうふうに分けて、どこどことはどこが持つていくと、そして国家機関がとにかく率先してこういう問題を防いだり、あるいは処理したりすることをやつぱりやりにならぬと、地方自治体といふものはなかなか率先してい

料革命その他が起きました。松材に対しても、またパルプ材として松を余り使わなくなつたというようなこと等がございましたして、今度は急激にふえたまいました。

そこで、ただいま御指摘の法律をつくったわけでございますが、その後に至りまして、つくりました五十年、五十二年につきましては、比較的、若干被害が少なくなったように見受けられたわけでございますけれども、その後五十三年に至りましたて、御指摘のよう急激にふえたわけでござります。これらにつきましてはいろいろ理由があろうかと思いますが、非常に異常な天候であつたといふこと、いわゆる雨が非常に少ない、それから温度が非常に高かつたというようなことから異常な発生を見たものと、こういうふうに考えております。

○下田京子君 生活様式、生産様式や、あるいは松材の活用等についての意識の変化が歴史的にはあるというお話をされたようですが、私が聞いたのは、とにかくせつかく松の松枯れの問題、マツクイムシに一番効果があるという空中散布の法律ですね、それをつくって実施したにもかかわらず、なぜふえたのかと、こう質問したわけなんです。これはいま異常気象の結果だと、こういうお話をなんですか、異常気象だけなんでしょうか。といいますのは、具体的に茨城県なんですね。これはいま異常気象の結果だと、こうしまして特別防除を実施するということは、なかなか現実的に困難な面もあるわけでございません。これはいま異常気象の結果だと、こままで北上していくて宮城県の松島海岸までやられてしまふに至ります。今後とも特別防除等によります予防措

施設と伐倒駆除を有機的に組み合わせまして実施することによりまして、地域全体としての防除効果を高めるよう努めてまいりたいと、こう考えております。さらには、マツクイムシ被害の防止のための試験研究の推進とか、あるいはマツノザイセンチュウに対しまして抵抗性を有する松の新品種を創設すると、新しくつくり出すとか、こういったよう

いるんではないか。いかがですか。
○説明員(猪野曠君) 茨城県でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、水戸気象台等の発表によりまして、あの年の気象条件というものは非常に異常でございまして、マツクイムシのいわゆる発生には非常に好適であったと、ザイセンチュウの発生にも好適であったということが言えると思います。

それから、特別防除一点張りでいいのかというのため特別防除、これは空中散布でございますけれども、これを今後とも計画的に拡充強化するというようなことで、効果的に被害の防止を図ります。しかし、こう考へているわけでござります。しかしながら、自然環境あるいは生活環境を守るといつたような面、さらには農業、漁業に対します被害の未然防止、こういったような観点から、すべての被害を受けます松林、こういうものを対象といふたしまして特別防除を実施するということは、なかなか現実的に困難な面もあるわけでございません。こういったような場合には、地上散布または被覆木の伐倒駆除ということを徹底してやってしまつたといふことは、必ずしもマツクイムシの防除特別措置法ですね、そのときの提案理由を見てみました。これを見ますと、この空中散布というのは非常に有効的な方法なんだと、これをやつていけば、おおむね大体五十六年度には二十万立方ぐらゐの被害になると、こう言つてあります。いまのよだな状況でいきますと、これはやっぱり実現不可能ということが言えます。これから逆にまた、異常気象であるんじやないかと。それから逆にまた、異常気象であるとかいろいろ天氣のせいにされているわけなんですね。いまのよだな状況でいきますと、これはやっぱり実現不可能ということが言えます。

○政府委員(藍原義邦君) まず最初に、調査の問題でございますが、私どももマツクイムシの被害、大体ことしの場合、五十三年の場合五十万ヘクタール強くらいではなかろうかという、面積的にそう把握しております、はつきりした数字ではございませんけれども。そのうち、空中散布いたしましたのは十万ヘクタールでございます。したがつて、五分の一程度しか空中散布はしておりませんので、いまその空中散布をやつたところの被害の状況はどうかということは調査中でございます。

○政府委員(藍原義邦君) まず最初に、調査の問題でございますが、私どももマツクイムシの被害、大体ことしの場合、五十三年の場合五十万ヘクタール強くらいではなかろうかという、面積的にそう把握しております、はつきりした数字ではございませんけれども。そのうち、空中散布いたしましたのは十万ヘクタールでございます。したがつて、五分の一程度しか空中散布をしておりませんので、いまその空中散布をやつたところの被害の状況はどうかということも調査中でございますが、それにつきましても被害が非常に多くなつたということについては、われわれとしても先ほど指導部長からお話をいたしましたように、いろいろな因子を調べまして、どうしてそうなつたかというところで、現時点ではやはり非常な異常気象があつたところに被害が多いというふうに把握しておりますので、そういうことを申し上げたわけ

ます。全國的に非常に被害がひどいということは言えるんですけども、特にこの茨城県でこういうふうに大量に発生したということが、単に異常気象ということだけで片づけられるんでしょうか。同時にもう一点は、その空中散布の効果ということについて見直さなければならない時期に来て

いるんではないか。いかがですか。
○説明員(猪野曠君) 茨城県でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、水戸気象台等の発表によりまして、あの年の気象条件というものは非常に異常でございまして、マツクイムシのいわゆる発生には非常に好適であったと、ザイセンチュウの発生にも好適であったということが言えると思います。

それから、特別防除一点張りでいいのかといつたような面、さらには農業、漁業に対します被害の未然防止、こういったような観点から、すべての被害を受けます松林、こういうものを対象といふたしまして特別防除を実施するということは、なかなか現実的に困難な面もあるわけでございません。こういったような場合には、地上散布または被覆木の伐倒駆除ということを徹底してやってしまつたといふことは、必ずしもマツクイムシの防除特別措置法ですね、そのときの提案理由を見てみました。これを見ますと、この空中散布というのは非常に有効的な方法なんだと、これをやつていけば、おおむね大体五十六年度には二十万立方ぐらゐの被害になると、こう言つてあります。いまのよだな状況でいきますと、これはやっぱり実現不可能ということが言えます。これから逆にまた、異常気象であるんじやないかと。それから逆にまた、異常気象であるとかいろいろ天氣のせいにされているわけなんですね。いまのよだな状況でいきますと、これはやっぱり実現不可能ということが言えます。

○政府委員(藍原義邦君) まず最初に、調査の問題でございますが、私どももマツクイムシの被害、大体ことしの場合、五十三年の場合五十万ヘクタール強くらいではなかろうかという、面積的にそう把握しております、はつきりした数字ではございませんけれども。そのうち、空中散布いたしましたのは十万ヘクタールでございます。したがつて、五分の一程度しか空中散布をしておりませんので、いまその空中散布をやつたところの被害の状況はどうかということも調査中でございますが、それにつきましても被害が非常に多くなつたということについては、われわれとしても先ほど指導部長からお話をいたしましたように、いろいろな因子を調べまして、どうしてそうなつたかというところで、現時点ではやはり非常な異常気象があつたところに被害が多いというふうに把握しておりますので、そういうことを申し上げたわけ

です。そして、その跡の被害跡地の利用ですか、山の回復のための施業計画なんかもお持ちになつてあります。ですから、全國的にこういったマツクイムシ被害に遭つたところへの総合的な施業案というふうなものも示しつつ、地元とよく協議して、必要なところはいろいろ事業等も手だてをしておられます。ですから、全国的にこういったマツクイムシ被害に遭つたところへの総合的な施業案というふうなものも示しつつ、地元とよく協議して、必要なところはいろいろ事業等も手だてをしておられます。それから、空中散布をやめられないかというお

話でございますが、やはりマツクイムシの枯れたものを切るというのは、まず第一義的に病気にかかったものに対する治療でございますし、そういう意味から、ある意味で後手になるものもございます。逆に、先に薬をまいておきますと、かかるないで済むという問題——予防になるわけでございますから、私どもとしては、やはり重要なところについては、法律の精神に従って空中散布をし、そしてなおかつまけないところについてはできるだけ地上散布なり、あるいは枯れたものについては伐倒駆除なり、こういうものをそれぞれ十分調整しながら対応して、マツクイムシの防除に努めたいというふうに考えております。

それから三番目の問題として、造林の問題につきましては、ただいま県の方にこういうマツクイムシの跡地につきましては、それぞれ造林実費あるいは保育林については保育林の費用でそれぞれ対応できる造林の仕組みがございますので、どういう形での復旧を図るかということについて指導いたしております。それぞれの県が十分調査された上で、その指導に必要なものについて、国の助成ができるものについては積極的な助成をして、いい山づくりをしていただきような指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) マツクイムシの問題は、私も非常に重大な問題だと考えておりますから、まあ金に糸目をつけないでやつたらどうだよ。ところが、やる方法が實際はむづかしい、わからないと。空中散布、天敵利用、注射、あと何か二つぐらいあるようだけれども、空中散布はまたやろうとすれば、これも場所によってはやつちやいかぬとすぐ騒がれる。注射は打つと薬が強過ぎて、これはなかなかいま許可にならない。天敵利用の微生物、これはいいと言われているのだが、適当なものがまだ見つからないというようなことにして、なかなか決め手がないのですよ。で、やっぱり原始的な方法ということになると、病気になつちやつたやつを隔離する話ですね、これは伝染病だから。それで木を切ると。ところ

が、余り広範囲だというと、そつもなかなかやれないというところから、そこで天候が悪くて、まあ体が衰弱しているところへもつてきて、これは伝染病ですから、元気なうちはかからなければ、元気が悪くなるとばあつとこう広がると、どうも、元気が悪くなるとばあつとこう広がると、そういうことで、私はやっぱり去年あたりは、そういうふうに考えております。

いすれにしても、これは実際にふえているところをもつと徹底的に研究をして、どういうような手法によってやつたらいいか、研究は一生懸命やらしておるのでですが、あなたの方でも何かわかつておれば、教えてもらえば、がんの薬と同じで二割効いたらすぐに採用しますから……「金が足らないんだよ。」と呼ぶ者ありいやいや、金の問題は、これは出しているのです。だけれど、なかなかかうまい決め手の方法がないということですから、それはいろいろ皆さんにも教えていただきて、一緒になってこのマツクイムシ退治には万全を尽くしたい、こう思つております。

○下田京子君 最後の万全を尽くしたいというその意欲と、それから取り組みのここに期待をしてまいりたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 考え方は、私とあなたと全く同じですね。幾ら山の木を守れと言つたお話をしているわけです。決まっていいるんだつたやうに思つうんですが、ねだ、今までの答弁をずうっと聞いていますと、すべてもう決まつたようなら、もうとうに解決されるはずではないかと逆に疑問がわくわけですね。何のために大型プロジェクトの研究もしているのかということになるわけですよ。ですから、実態ももつと謙虚に調査もしろ。もうとうに解決されるはずではないかと逆に思つておきます。

次に移りますけれども、次は林業等の振興資金の融通暫定措置法の関係で、まず今度の法律といふものは一つの分野で功を成すものである。これはどなたも指摘されているところだと思うんですけれども、改めて私は、この法律が運用されていく上での基本的な考え方として、山についての認識、いままで言つてきました、たとえば水資源

の涵養とか、防災だとか環境だとか、いろいろあります。ただ、当分の間ということでもつて約二十年と、こういうお話をあるんですが、私はそれは単なる時間的なもの、単なる期間というかつこうではなくて、日本の森林資源というものが他の外国、特にいま大変外材輸入との関係で問題になつております北米だとか、あるいは東南アジア、ソ連等に比較して、違う条件があるんだと。すなわち、高温多湿で非常に人工的に再生産がきく、いわゆる資源問題がいまいろいろ議論になつておれば、教えてもらえば、がんの薬と同じで、外材と競合しているときに、本当に私たちが育てていくことのできる、枯渇することがない、そういう有効な資源なんだというこの御認識が大変大事なんですね

いだろ。こういう点から、この法の運用あるいは山全体の問題に取り組んでいただきたい、そこに関係する人々の暮らしを考えていだきたい。これは改めてそのお話を聞きしたいと思ひます。この点、いかがでしよう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ともかく今日は大幅にこれは延長したわけですから、三十年を十年といふことで四十五年にしたばかりですから、まさにこれまで、四十五年も先のある話ですので、少しやらしてもらって、それでもとくにはまた考えますが、当面は四十五年でいかしてもらいたいと思つております。

○下田京子君 まあ、十年延長したのだから当分はとくことなんですが、ですから最初に考え方をお聞きしたわけですよね。財政的な点からだけ見れば、いまのような大臣のお考えになると思うんですね。もちろん、財政問題というのを抜きにしても、みんなが一緒にやれるように、それはしていかなければならない。全くそのとおりでございます。

○下田京子君 としますと、そういう長い将来を見越して私たちがこの法案を議論しているわけですから、山を育てていく造林にしても、あるいは林道にしても、またそれを活用する流通問題にしましても、それは、私たちがいまやることが、私たちの子供や孫たちにとって欠かすことのできない大事な仕事をしているんだ、こういう御認識で進めなければならぬと思つています。しかし、やはりお金がなければ、あるいはそれなりの環境がなければ、まさか空気だけでは生活できないわけですから、必要な手立てというものが大事になつてくると思うんです。

そこで、第一に尋ねたいことは、造林の見直しの問題なんです。今回の法案の中でも、農林漁業金の問題なんですね。今回お聞きのとおり、この見直しの問題にお

触れになつたわけでございますが、見直しについては私どもは量の問題もやはり考えていいたいといふうに考えております。と申しますのは、從來の拡大造林と申しますか、造林については、針葉樹を中心にして考えておりました。現在約千三百万ヘクタールを造林地にするということで、約九百三十万ヘクタールほど造林地になつたわけでございますが、それでいいのかどうか、この辺も十分われわれとしてはやはり考えてみたい。と申しますのは、日本の木材需要からいきまして、針葉樹の需要、それから最近は広葉樹に対するいろいろな要請、こういうものもござります。

したがつて、そういう点から考へて、これから造林については当然、先生の御指摘になりましたよ

たような、それぞれの地域におきます山村振興というようなものを頭に置きながらのこれから林業であらねばいけないことは当然でございますけれども、その中心をなします造林については、日

本全体の木材の需要あるいは森林に対するいろいろな期待、要望、こういうものを加味して考えますと、量と並びに質というようなものを両面考

ながら、今回の長期の見通しについては検討する必要があるのじゃなかろうかというふうに私どもは考えております。

○下田京子君 量までダウンさせるということについては、私は問題であるということは指摘しておきます。なぜならば、やっぱり国産材を本当に自給できるような方向で、そしてなおかつ、大臣

も、基本的にあなたの意見と同じだと言いましたけれども、再生できる大事な資源をどう育てていいくかという点で積極的な立場に立つていい。これが問題だと私は思います。造林というのはやっぱり基本だと思います。そういう立場でいかにすればそれが基本ではないかと思うんです。

それは指摘しておきまして、同じ造林のことなんですが、それとも、造林を積極的に進めていく上ではやっぱり補助率のアップであるとか、あるいは

これは福島県の南会津郡の皆さんから具体的に出したことなんですが、山村地帯は山を育てている。しかし、お金にならない。過疎になつてある。そ

ういう中で大事な水資源の涵養や、あるいは環境問題等々、やってきているわけですね。そうする

と、それに見合った形での見返りといいますか、そういう水資源涵養のようなそれに見返る手だけが何か考えられないかと、こんな御要望が出され

ておりますが、いかがでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 造林につきましては、

従前から一般的な全体の補助といしましては国

が十分の三、県が十分の一という形でやつておりますけれども、いま御指摘になりましたような保

安林地帯のような制限林、こういうものにつきま

してはそれの査定計数というものがございま

して、それを上回る実質補助率をしておるわけ

がございますが、さらに今回、五十四年度からは森

林総合整備事業というものを創設いたしまして、

昭和九十年度までに総延長で二十六万七千キロ、

こういう整備をする目標を一応立てております。

その実施状況が五十二年までは九万四千キロと

いうことで達成率三五%ということになつておる

わけございまして、必ずしも十分ではないとい

うふうにわれわれも考えております。そこで、た

だいま改定をしようということで検討しております

基本計画の中で、この林道の整備につきまして

は見直しをしてまいりたいというふうに考えてお

る次第でございます。

○下田京子君 林道の整備のことも、どういう立

場で見直しするんですか。より積極的に山を育て

おきたい、あるいは活用するという立場からの見直

しのかどうかという点から、世界的に林道密度

の比較を見たんですから、これはちょっと古

い数字で五十一年度ですか、これはFAOの資料

によると、日本が三・五密度ですね。で、ア

メリカ合衆国の中西部が六から一〇、カナダの南

西になりますと二五から三〇と、こういうこと

で、以下もつと四〇、五〇という高いところもあ

ります。そういう国際的な比較からも見て、いま

は事業を強化していくべき立場からこの輸入について、なつかつ、そ

れからも大いに検討をしていただきたいということを、これも希望しておきたいと思います。

○下田京子君 そうしますと、基本的に出した、

林道がその伐採地までの五百メートルというふう

な三全線なりで打ち出しました考え方に基づいて

鋭意努力中というふうに受けとめてよろしいです

ね。

○下田京子君 としますと、これは具体的な御要望なんですか

と、こう思ふんです。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘になりましたよ

うに、日本の林道密度と申しますか、ヘクタール

当たりにどのくらい林道が入つてあるかという林

道密度でございますが、これについては決して高

いとはわれわれも考えておりません。

そこで、じゃどうやって林道を考えるのかとい

う御指摘でございましたけれども、やはり森林施

設から五百メートル以内に入るように整備し

なければならぬというふうな指摘をしておりま

す。そういう点から見て、そういう整備目標が立

てられているわけですから、今後これからど

ういう形で林道全体が整備されるのか。

○政府委員(藍原義邦君) 林道の整備につきまし

ては、現在ございまして基本計画におきましては、

昭和九十年度までに総延長で二十六万七千キロ、

こういう整備をする目標を一応立てております。

その実施状況が五十二年までは九万四千キロと

いうことで達成率三五%ということになつておる

わけございまして、必ずしも十分ではないとい

うふうにわれわれも考えております。そこで、た

だいま改定をしようということで検討しております

基本計画の中で、この林道の整備につきまして

は見直しをしてまいりたいというふうに考えてお

る次第でございます。

○下田京子君 林道の整備のことも、どういう立

場で見直しするんですか。より積極的に山を育て

おきたい、あるいは活用するという立場からの見直

しのかどうかという点から、世界的に林道密度

の比較を見たんですから、これはちょっと古

い数字で五十一年度ですか、これはFAOの資料

によると、日本が三・五密度ですね。で、ア

メリカ合衆国の中西部が六から一〇、カナダの南

西になりますと二五から三〇と、こういうこと

で、以下もつと四〇、五〇という高いところもあ

ります。そういう国際的な比較からも見て、いま

は事業を強化していくべき立場からこの輸入について、なつかつ、そ

れからも大いに検討をしていただきたいということを、これも希望しておきたいと思います。

○下田京子君 としますと、基本的に出した、

林道がその伐採地までの五百メートルというふう

な三全線なりで打ち出しました考え方に基づいて

鋭意努力中というふうに受けとめてよろしいです

ね。

○下田京子君 としますと、これは具体的な御要望なんですか

れども、林道の場合には用地買収に対する補助がない。つぶれ地補償の問題なんですね。聞けば、これについての検討調査会も持たれていたというお話をなんですかとも、ひとつその結果はどうで、今後こうした皆さん方の御要望にこたえていただけるように努力してもらえるかどうか。

○政府委員(藍原義邦君) 林道につきましては、林道の経緯を見ますと、やはり産業基盤としての受益者でございます森林所有者がそれぞれの土地を提供して、そして開設利用する。それによりまして、やはり自分の持つております山も相当搬出が楽になるという形から森林の価値も上がるというような観点から、用地の補償というのは従前から行つてまいりませんでした。

ただ、いま御指摘ありましたように、最近やはりつぶれ地等もございまして、何とか林道に用地の補償をしてほしいという要望が強くなってきております。さらに、従前はほとんどが林業用に供されておりましたけれども、最近では林業に供すると同時に、地域の一般道路的な性格もだんだんその度合いが強くなつておるという実態もあります。そのために、よけい用地補償というものの声が強くなつたわけでございまして、御指摘のありましたように、林野庁におきまして検討会を設けまして、その検討調査会の中で御検討いたいわけですが、その結果、公共性の高い路線については、用地につきまして国庫補助を図る方向で検討する必要があるというお答えをいたしております。私どもはこのお答えをもとにいたしまして、ただいま補償費の国庫補助の制度化に関する具体的な問題について、これからさらに検討を重ねていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○下田京子君 今度はちょっと積極的ないい御答弁をいただけたと思うんですが、ただ検討ということじやなくて、調査会の御報告を見ますと、実務的に事務的なことでの検討ということですか、もう間もなく実施されるというふうに期待したいと思います。

それに先立ちまして、実は昨年の八十四通常国会で、私同じく質問しました。そのときには、一人親方等、林業労働者というのは雇用形態が非常に複雑なので事業主ということが明確でない、そういう方々も含めた対策が必要でないかという指摘をしました。ところが、当時長官は、それは私どもの考え方としては無理でありますと、こう言つていただけなんです。しかし、実際はその後検討されたのだと思うんですが、五十四年度に林業振動障害対策促進事業という事業が予算化されました。で、その事業内容の中には、特殊健診治療実施の体制の整備の問題やら、啓蒙普及のことやら、あるいは一人親方のことやら、まあいろいろと盛られてきた。私はこれは大変評価したいと思つたのですが、一年新しい数字が現在つかめています。五十三年三月末で、チェーンソーにつきまして民有林二十五万二千五百七十三台、刈り払い機二十三万七千四百二十六台という数字をつかんでおります。

○説明員(佐竹五六君) 振動機械の台数でござりますが、一年新しい数字が現在つかめております。五十三年三月末で、チェーンソーにつきまして民有林二十五万二千五百七十三台、刈り払い機二十三万七千四百二十六台という数字をつかんでおります。

○下田京子君 国有林は、

○説明員(佐竹五六君) 失礼いたしました。

国有林は、チーンソー六千三百五十六台、刈り払い機三千四十九台でございます。

○下田京子君 傾向として、国有林の方が振動機台数では若干減少傾向、そして民有林の方は増加現象、こういうことだと思いますが、それでは振動機を使用している労働者の数字ですが、最近新しいので国有林、民有林とそれぞれどうなつておられます。

○説明員(佐竹五六君) 振動機械使用者数でござりますが、国有林につきましては、五十三年度末現在で九千八百人でございます。民有林につきましては、正確な数字はつかめないわけでございまるわけでございます。

○下田京子君 そうしますと、これは総理府の労働力調査によつていうと、いまお話をとおりですけれども、具体的なその中身として、個々の全国的な、地域的な問題までというふうには把握できぬで、いまのお話をお聞きいただいておわかりかと思うんですが、民有林労働者の場合には正確な数字はつかめないと、それは雇用形態が複雑であるというふうないろんなこともあると思うんですが、振動障害認定者数が私、相当隠されています。でも、その点での御認識と、それに対し大臣なりにどういう対応をしなければならないとお感じになつておりますか、感想でも結構ですからお聞かせください。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 以前はそういうような傾向があつたかされませんが、最近はかなり白う病の問題やなんかは表へ出ておりますし、それに対する治療、予防、あるいは救済方法等もやっておりますから、私は最近は隠されているといふことはまず余りないのでないかと、こう考えております。

これは、発生をしないうちに防止をすることが一番大事なことでございますので、作業の方法、作業時間、こういうようなものについての未然の発病しないような指導を行いたい。なお、その他、労働省や厚生省等とよく連絡をとつて、既发病の者に対する治療措置その他のことを講じてまいりたいと考えております。

○下田京子君 大臣の前段の御認識は、私、非常に甘いということを指摘し、ぜひこう御認識を改めていただけないかということで、具体的な事例をお話したいんですが、その前に、先ほどの数字でも示していますように、国有林労働者の場合には労働者全体の中でも約三割以上がいわゆるその振動障害の認定を受けているという実態なんですね。ところが、民有林労働者の場合には推定だけでも約七万人、そういう中で五十三年現在で二千七百五十七人だと、こう言っています。いま大臣のお話の中で、時間であるとか、あるいは方法であるとか、予防の方に相当力を入れている、確かにそういうふうなことを、まあ三省連絡協議会等つくられておやりになつていることは私も承知しております。

○下田京子君 そこで大臣にお尋ねしたいんですけれども、いまのお話をお聞きいただいておわかりかと思うんですが、民有林労働者の場合には正確な数字はつかめないと、それは雇用形態が複雑であるというふうないろんなことがあると思うんですが、振動障害認定者数が私、相当隠されています。でも、その点での御認識と、それに対し大臣なりにどういう対応をしなければならないとお感じになつておりますか、感想でも結構ですからお聞かせください。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 以前はそういうような傾向があつたかされませんが、最近はかなり白う病の問題やなんかは表へ出ておりますし、それに対する治療、予防、あるいは救済方法等もやっておりますから、私は最近は隠されているといふことはまず余りないのでないかと、こう考えております。

これは、発生をしないうちに防止をすることが一番大事なことでございますので、作業の方法、作業時間、こういうようなものについての未然の発病しないような指導を行いたい。なお、その他、労働省や厚生省等とよく連絡をとつて、既发病の者に対する治療措置その他のことを講じてまいりたいと考えております。

○下田京子君 大臣の前段の御認識は、私、非常に甘いということを指摘し、ぜひこう御認識を改めていただけないかということで、具体的な事例をお話したいんですが、その前に、先ほどの数字でも示していますように、国有林労働者の場合には労働者全体の中でも約三割以上がいわゆるその振動障害の認定を受けているという実態なんですね。ところが、民有林労働者の場合には推定だけでも約七万人、そういう中で五十三年現在で二千七百五十七人だと、こう言っています。いま大臣のお話の中で、時間であるとか、あるいは方法であるとか、予防の方に相当力を入れている、確かにそういうふうなことを、まあ三省連絡協議会等つくられておやりになつていることは私も承知しております。

しかし、現実的には一体どうなんだろうかといふことなんですが、これまた福島県の南会津の方で、お名前も出してほしい、そしてぜひみんなにそのことを知らせてほしい、改善のために骨折つてほしいという御要望があつたので、あえてお名前もお出ししたいんですが、馬場さんという方であります。四十七歳です、現在、家族は、子供さんお二人に奥さんとて、御本人含めて四人なんです。チエーンソーを使つてきた年数は、冬期間を除いて十八年間、で、その後いろいろと生活状況が容易でなくなつて、通年チエーンソーを使つた、七年間です。ところがこの方は、四十五年ごろから手が白くなり出した、いわゆるレイノー現象です。そして、続いて足も白くなり出した。続いて今度は五十二年の四月ごろになつたらば、腰の痛みが非常にひどくなつて、慢性化てきて、五十二年六月、もう苦しくなつて仕事をやめてしまつた。この方は、こういう状況になつてゐるのに、四年

十五年ごろからレイノー現象が出ているにもかかわらず、毎年一回の一般健康診断はおやりになつてゐるんです。しかしひつかつていいんですね、発見されてないんです。そうしまして、五十三年一月申請をお出しになつて、二ヵ月後に認定されたということであります。この方は、いま福島市内のある病院に入院治療中なんですかけれども、この病気は治るんだろうか、もし治つたとしても仕事がまたやれるだろうか、あるいは今後の生活はどうなるんだろうか、いろいろな不安を訴えております。そういう例が一つ。

続きまして、この訴えに驚きまして、実は福島県の農村労働組合というところが集団健診を行つたんです。集団健診を行つた場所は、福島県の田島町というところです。ここで集団健診に参加し

た方が四十七人、四十七人のうち振動病の健診歴のある人が二十人、健診歴ゼロという人が二十七人、割合にして五七・五%、そしてその集団健診の結果、レイノー症状があらわれたのが四十三名です。実に九一・五%です。その発現四十三名のうち、両手に出てきた人が三十名です。片手十名です。両手片足二名、両手両足という人が一名なんですね。自覚症状は、手のしびれから不快感から、手の痛みから手のこわばり、つめの変化、変形、皮膚異常、筋萎縮、筋圧痛、いろいろあります。こういうのが実態であります。この田島町といふところは、非常に林業に従事して暮らしている人が多いんです。山を育てている。同時にまた、それに関係して製材工場等、チップ工場いろいろ含めて十八ですか、ござります。そういうとこらなんですか、いま言つたように、本当に体制がとられているんだといつても、実態はそ

うでなかつたわけなんです。

さらに、事例としてお話ししますけれども、福島県にあります林業災害防止協会の実態です。皆さんいろいろ健診体制をつくつたと、そして三十一年九月に設立されましたこの林災協に健診等は委託していると、こうおっしゃつておりますが、この林災協の福島の実態を申し上げますと、これまた福島支部というところには二名いるんですね。

うち一人は事務局で専任ですが、あと違うんですね。九十市町村ある中で、分会が十です。これは基準局単位にあるそうです。ところが、そこには一名の職員がいるだけですが、この職員は木材協同組合事務所の中で他の事務と兼ねて仕事をしてゐるんです。事業所帯の人数が約四百人、会員で一千五百円の会費を取つてやられているそうです。年間五千円の会費を取つてやられているそうですが、それでも、巡回健診は福島医大のお医者さんお一人の協力をいただいて五十三年度の場合百九十一人実施しているそうです。六ヵ所で。そういうことはやつてゐるけれども、まだまだ全体の労働者に行き渡らないとはつきりおっしゃつています。それから、事業主の全員加入ということもどちらも、この病気は治るんだろうか、こう思うわけですね。そういうことで、ことしの予算、まあ初年度ですから六千五百円ということでしょうか、こうして動き出していくけば、非常にこれはまだまだ不十分になります。それでも、ぜひ予算の方も増額をする方向も考えていただきたい。まず長官に、そういう責任ある、まあ大臣には後でお尋ねしたいのですが、長

したい、こう言つておりました。また、医師の協力もさくらん強化していただきたい。大変むずかしいだらうけれども、こういった運営費等の補助といたることも考えなければならない、こんなお話をされていました。

私は、最後に具体的にお願いしたい点なんですね。けれども、こういう状況ですから、大臣の御認識とはちょっと現実が違つてゐるということで、この御認識を改めていただきたい。同時に、これは長官、自治体や関係機関にいろいろと連携をお出します。こういうのが実態であります。この田島町といふところは、非常に林業に従事して暮らしている人が多いんです。山を育てている。同時にまた、それに関係して製材工場等、チップ工場いろいろ含めて十八ですか、ござります。そういうとこらなんですか、いま言つたように、本当に体制がとられているんだといつても、実態はそ

うでなかつたわけなんです。

さらに、事例としてお話ししますけれども、福

島県にあります林業災害防止協会の実態です。皆

さんは、

お話しになつておりますね。それが十分に機能し

て、県にとどまらず、末端の市町村、自治体まで

それがいくような、そして第二番目に、その自治

体の中にその相談窓口のようなものが設けられな

いだらうか。

すなわち、建設業関係の方でしたらば退職金共

済制度のこと一つとりましても、御存じですか、

県退共制度なんということでパンフレットなんか

こう置いてあるんです。そういう回観板までいく

かどうかは別としましても、こういう体制があ

り、また制度があり、申請し、それでいろいろと

保証もある一定あるという啓蒙活動も非常に重要

ではないだらうか、こう思うわけですね。そういうことで、ことしの予算、まあ初年度ですから六千五百円ということでしょうか、こうして動き出していくれば、非常にこれはまだまだ不十分になります。それでも、ぜひ予算の方も増額をする方向も考えていただきたい。まず長官に、そういう責任ある、まあ大臣には後でお尋ねしたいのですが、長

官にお聞きしたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 振動障害の問題につきましては、私ども非常に憂慮しておるところでございまして、先ほど大臣からお答え申し上げま

したように、過去に比べますと健診等も進んでお

りまして、今までほど潜在者というのを私ども

いだらうというふうに考えておりますが、い

ま御指摘になりましたよな問題もございます。

そういう意味から、私どもやはり林野庁の立場で

できる範囲がございますので、労働省なり厚生省

なりお願いいたしまして、連絡協議会をつくつ

て、その中で一応ネットワーク式な形でやろうで

はないかというふうに御相談いただいて、現在そ

の組織づくりに各管林局を指導しておるわけでございまして、いま御指摘のありましたように、さ

らにそれを自治体の方まで詰めて、自治体、それ

ぞ市の市町村の自治体までおろすというような形

で指導してほしいという御要望がございました。

私どももその辺につきましてはさらに今後労働

省、厚生省ともこの協議会の中でいま御指摘のあ

りましたよな問題も十分検討さしていただきま

して、今後さらによういうものが予防の面から

も、治療の面からも、有効な活動ができるよう

方法をお互いに検討し合つてまいりたいというふ

うに考えております。

それから、予算の問題でございますが、そういう

う観点から、ことしも一人親方の健診ということ

に予算をいただきまして実行する形にいたしま

たけれども、今後さらにこの問題については必要

なものについては私ども十分に検討いたしま

して、一刻も早くこういう振動障害の予防が完全に

なるような努力を進めてまいりたいというふうに

思つております。

○下田京子君 労働省の方、お見えでしょ

うか。——労働省にお願いしたいと思うんですが、いまお聞きいただけたと思うんで、林野庁、労働

省、厚生省と三省の連絡協議会もできておりま

す。労働省の分野からぜひ改善のために努力して

いただきたい点、一つは、一定の労働基準監督局

等では、各県等に協力医師といふうなものも依頼されているということなんですかけれども、手を挙げた医療機関に積極的に協力していただけるようにも御努力してほしい、これが一つ。

それから同時に、どの医療機関にかかるかということは、労働者のその地域性の問題もあるでしょうから自由に選択可能だと想うんですが、問題は、発見と治療という体制上の問題になるんですね。医療技術研究、そういうところも含めてひとつ御検討をいただきたいという問題。

それから、大変具体的なことなんですが、三つ目になりますが、認定を受けた方が毎月事業主のところに行つて証明書をいただかなきやならないと、こういうお話が出ているんです。これは運用的にとにかく医療行為が継続されるかどうかといふのは医師の判断ですから、民有林労働者の場合に確固とした労働契約といふものもなくて、保険も国民健康保険ですし、いろんな手だてもないわけですから、一たん病気になると雇用契約が自然に消滅したというふうに御認識されている事業主が多い。事業主のものも非常に零細でありますし、御自分も働きながらという小さいわけですね。そういうところなので、一々事業主からの証明をいただかなくともいいようにしてもらいたい。

四つ目になりますが、この際ついでなんですが、先ほどからいろいろ御答弁もありますが、せつかり制度があつてもその制度を知らない、あるいは知つてもいろいろと手続的なこともありますたりして運用できないことが多いと思うんですが、その一つとして、一人親方の労災の加入問題なんです。聞きましたら、福島県では一人親方のこの労災加入はゼロだそうです。こういう点をぜひ御認識を新たにして、改善のために努力いただきたい。大変まとめてなんですが、よろしく御答弁ください。

○説明員(林部弘君) 質問が四点ございますが、最初の方、私の方とそれから補償課長の方から御答弁申し上げます。分かれると思いますが、御了

承ります。

一番最初の先生御指摘の、医療機関に対する協力要請の関係、それから二番目のネットワークづくりの問題でございますが、この地域におきます

で、民有林関係につきましては、労働者あるいは

そこまでございます。

それから、四点目の一人親方の加入の問題でござりますが、林業関係につきまして一人親方の加入制度ができましてから、漸次PRが浸透するにつきましては私どもの方で補助金を用意する

こと。

で、残りにつきましては、林野庁の方で從前

はなかなか単独の省庁ではできないといふこと

で、三省庁が連絡協議会を開きまして、それぞれの地域の医療機関の実態といふものを踏まえてネットワークづくりをするということで協議会ができるといつてございまして、その具体的な組織づくりといたしましたが、必ずしもはかばかしいスピードでできていないことは、御指摘をいただいたとおりと思うのです。ただ、この辺につきましては、ことしは林野庁サイドの方からそのことについて少しでも促進できるようについてことで、若干の助成もされるということで用意もされているよ

うでございまして、私どもも地方の基準監督局等を通じまして、それぞれ府県段階におきましての省庁間の連絡を密にして、少しでもこのネットワークづくりを促進するようにいたしたいというふうに考えておりますし、またこの一年間そういう面からも激励もいたしております。

それから、個々の医療機関に対する助成あるいは融資につきましては必ずしも十分ではございませんが、事業団の方の若干必要な医療機器に関してもの助成の道等も準備いたしておりまして、ただいま申し上げましたそれぞれの地域でのネット

ワークづくりを推進する意味で、そういった医療機器等の助成措置というものが促進の上で非常に役に立つのではないかというふうに考えております。

それから、先ほど災防団体が非常に組織化が不

十分であるというふうな御質問がございました

が、実は昨年関係省庁が集まりまして、いろいろ新しい施策の予算化に関してまいりたいというふうに考え方のこの労災加入はゼロだそうです。こういう点をぜひ御認識を新たにして、改善のために努力いただきたい。大変まとめてなんですが、よろしく御答弁ください。

○説明員(林部弘君) 質問が四点ございますが、最初の方、私の方とそれから補償課長の方から御答弁申し上げます。分かれると思いますが、御了

りというものが必ずしもはかばかしいスピードでできていないことは、御指摘をいただいたとおりと思うのです。ただ、この辺につきましては、ことしは林野庁サイドの方からそのことについて少しでも促進できるようについてことで、若干の助成もされるということで用意もされているよ

うでございまして、私どもも地方の基準監督局等を通じまして、それぞれ府県段階におきましての省庁間の連絡を密にして、少しでもこのネットワークづくりを促進するようにいたしたいといふうに考えておりますし、またこの一年間そういう面からも激励もいたしております。

それから、個々の医療機関に対する助成あるいは融資につきましては必ずしも十分ではございませんが、事業団の方の若干必要な医療機器に関してもの助成の道等も準備いたしておりまして、ただいま申し上げましたそれぞれの地域でのネット

ワークづくりを推進する意味で、そういった医療機器等の助成措置というものが促進の上で非常に役に立つのではないかというふうに考えております。

それから、先ほど災防団体が非常に組織化が不十分であるというふうな御質問がございましたが、実は昨年関係省庁が集まりまして、いろいろ新しい施策の予算化に関してまいりたいというふうに考え方のこの労災加入はゼロだそうです。こういう点をぜひ御認識を新たにして、改善のために努力いただきたい。大変まとめてなんですが、よろしく御答弁ください。

○説明員(林部弘君) 質問が四点ございますが、最初の方、私の方とそれから補償課長の方から御答弁申し上げます。分かれると思いますが、御了

りといたしましたが、先生御指摘のとおり、福島地区にお金がなくても体に悪いチエーンソーをいいものに買いかえるというような制度をことしは用意をいたしたわけでござります。この制度を具体的に現場で働いておられます方々につなぐために現場で働いておられます方々につなぐために

は、先ほどお話をございました林業労働災害防止協会の方を通じて行うわけでござりますが、私どもとしては、こういうような策を通じていろいろな災防団体のこ入れという意味でも恐らく有意義なことになるのではないか、こういうふうに考へているわけでございまして、そういう面でも

いわゆる周知徹底も含めまして、そういうところで災防団体の方の力をつけるということでも、こういうことを続けてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(原敏治君) 労災保険の関係についてお答えを申し上げます。

三点目、四点目でございますが、三点目に御指摘ございました労災保険の請求に関する事業主の証明に関する事項でございますが、この点につきましては、法定の要件として労災補償の休業補償

給付の請求につきましては事業主証明をいただいて請求をしていただく、こういう法定要件が定められております。私どもこの証明に関する運営に

関しましては、従来事業主と労働者の間に意見の対立がございまして、証明ができないというような事態がある場合もござります。こういう場合には証明が得られませんので、その扱いは別にいたしましたが、その点についても一層効果の上がるよう

ように指導いたしてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど災防団体が非常に組織化が不十分であるというふうな御質問がございましたが、実は昨年関係省庁が集まりまして、いろいろ新しい施策の予算化に関してまいりたいというふうに考え方のこの労災加入はゼロだそうです。この

点にいたしておりますが、そうでない場合はすべてこの証明をいただいてきていただくと、この形で從来から全業種についてお願いをしてやつていただいておりますので、この点について

は、まだ私どもとしては同じような方式で請求を

続けていただきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

それから、四点目の一人親方の加入の問題でござりますが、林業関係につきまして一人親方の加入制度ができましてから、漸次PRが浸透するにつ

いて、それから現実的な問題との対応という点で、いま労働省、それから長官等々御答弁もいただ

いたしましたけれども、事業主証明の問題なんかも含めまして、やっぱり実態に合った形での運用といふこと、それらも含めて前向きの方向で対応していただけるかどうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 細かいことは私わからませんが、趣旨には賛成でありますから、極力

前向きの方向で協力いたします。

○下田京子君 国有林労働者の中で、定員外職員の問題

現在、国有林労働者の中でも、定員外職員の問題

というのが一つの大きな課題になっているかと思うんです。これはいただいた資料等によりまして業職員の方々と比較して年間の給料はどうなんだろう、あるいは退職手当等はどうなんだろうということなんですが、これは端的に、時間もあればせんから、改善点を希望したいのは、いただいた資料等によつて細々ありますけれども、定期作業員の方の場合に、四十九歳で年間のお給料合算が二百三十二万円、それに退職手当が五万円ついで、三ヶ月間就業できなかつた場合の手当として四十二万、合わせて二百七十九万円と、こう言われております。

それから、基幹作業職員の場合に、これは年間三百十万円になる。一ヶ月の賃金はいずれも十六万八千円として計算されているようですけれども、毎年こういう賃金の差も生まれますね。それから同時に、もちろん定期作業員だということであり、退職時に受け取る、いわゆる本当にもうすつかり仕事をやめたときにはないわけです。それ毎年いわゆる退職手当ということで、五万円支払われているというだけなんですね。一方、基幹作業職員の場合には、四十九歳だから、五十九歳までお勤めになつてということで、これはモデルの例として計算していただいたわけですから、それによりますと、約百九十八万円の退職金にならります。

こういうことで、一つは雇用形態の改善ということが基本になると思うんです。続いて退職、いわゆるいま出されているような退職手当といふではなくて、本当にもうおやめになるときに、退職労金とでも申しますか、いざれどそういうことでもいいんですが、計算方法等を改めて、とにかくこれで林業をおやめになるんだというところに、そういう手当が受け取れるような制度改正と

この人たちが九千六百四十人いらっしゃる。この定期作業員の方々が、通年雇用に変わつた基幹作業職員の方々と比較して年間の給料はどうなんだろう、あるいは退職手当等はどうなんだろうといふことなんですが、これは端的に、時間もあればせんから、改善点を希望したいのは、いただいた資料等によつて細々ありますけれども、定期作業員の方の場合に、四十九歳で年間のお給料合算が二百三十二万円、それに退職手当が五万円ついで、三ヶ月間就業できなかつた場合の手当として四十二万、合わせて二百七十九万円と、こう言われております。

それから、基幹作業職員の場合に、これは年間三百十万円になる。一ヶ月の賃金はいずれも十六万八千円として計算されているようですけれども、毎年こういう賃金の差も生まれますね。それから同時に、もちろん定期作業員だということであり、退職時に受け取る、いわゆる本当にもうすつかり仕事をやめたときにはないわけです。それ毎年いわゆる退職手当ということで、五万円支払われているというだけなんですね。一方、基幹作業職員の場合には、四十九歳だから、五十九歳までお勤めになつてということで、これはモデルの例として計算していただいたわけですから、それによりますと、約百九十八万円の退職金にならります。

こういうことで、一つは雇用形態の改善ということが基本になると思うんです。続いて退職、いわゆるいま出されているような退職手当といふではなくて、本当にもうおやめになるときに、退職労金とでも申しますか、いざれどそういうことでもいいんですが、計算方法等を改めて、とにかくこれで林業をおやめになるんだというところに、そういう手当が受け取れるような制度改正と

いろいろ申しましたが、二点です。その改善等について伺いたい。

○政府委員(藍原義邦君) まず、定期作業員の通常雇用化ということが第一点の御指摘だらうと思ひますけれども、私ども現在現場におります作業員には、従前、常用作業員、定期作業員、それから臨時作業員とおりまして、これについて従前から組合との間で何とかその身分の安定をしてほしいという御要望がありまして、国有林も地域の民有林林業との関係を十分配慮しながら、今後の国有林に働いていただく作業員の方々をどうすべきか現状基幹作業職員制度というものを設けたわけでございます。

基幹作業職員制度になりますれば、ある一定の年齢までについては一応国有林の中で安定して働く

いていただきたいという形になるわけでござりますが、現在まだ定期作業員という方が残つてはおられませんけれども、将来私どもとしては定期作業員として計算制度はなくしていこうという考え方によつております。したがつて、今後は臨時作業員と基幹作業職員、この二つで国有林の事業は運営されますけれども、将来私どもとしては定期作業員としているかういう姿勢をとりまして、今後、国

と林の改善計画並びに事業の合理化の進展の度合いに合わせまして、基幹作業職員に定期作業員から繰り入れていくという姿勢をとつておりますけれども、そういう形で定期作業員のあり方については考え方をおぼえます。

次に移りますが、国産材の活用のことでは一つは流通問題なんですが、これはまとめて聞きますけれども、福島県に郡山地区木材製材協同組合といふのがあります。これは福島県全体で言いますと十一の木材市場があるんですけども、その中で、いわゆる業者が共同でつくった市場というのはここ一ヵ所なんですね。この人たちは自分たちでお金を出し合つて、歴史もありますけれども、設立し、そして経営しているわけです。こういつたところに、国の一定の手当でというものは考へられないかという御意見が出されております。

それから、あわせて秋田県の県北木材センターとあるところ、これも具体的にお話をお聞きしたのですが、九十三名の木材業者が集まりまして四十八年の四月に設立した。この設立時に約二億円の投資をしているんですね。資金は高度化の資金であるとか、一般市中銀行から借り入れたり、あるいは設備資金ということでもって一口五万円なりをいろいろ集めたりしておやりになつてているわけです。この人たちも同じように、こういつて努力しているわけですから、公設市場という問題が今後考えられなければならないのではないかとう思ひますが、こうして業者が集まつてやられて

いますけれども、これについてはもう先生十分御存じだと思いますけれども、定期作業員そのものがやっぱり一般職の国家公務員でございます。したがつて、林野庁においては特に林野庁の方からは特

別な助成はいたしておりませんけれども、どういう状況にあるかということにつきましては十分な調査を実施しておりますし、また、ただいま御審議願っておりますこの流通関係の資金の融通制度、これを活用していくことによりまして、木

材市場等につきましては特に林野庁の方からは特別な助成はいたしておりませんけれども、どういう状況にあるかということにつきましては十分な調査を実施しておりますし、また、ただいま御審議願っておりますこの流通関係の資金の融通制度、これを活用していくことによりまして、木

材の機能といふものは、ひとつ充実強化をしていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、国産材の建築に対しますさらに積み重ねた結果でございまして、御指摘になりましたように、確かに基幹作業員と比べればその辺の違いはあらうかと思ひますけれども、

指摘になりましたように、アメリカ等におきましてもそういう報告があるようにわれわれも聞いておりましまし、また林野庁におきましても、日本住宅・木材技術センターにおきまして、耐火燃焼炉における施設整備費というような形、あるいは木質材料の耐火性の開発事業費、そういう中材を作製いたしまして、それを燃焼試験いたしました。そして、木材のいろいろな問題を調査研究いたしまして、さらに耐火その他にこだえる木材の開発をしようという技術研究をことしから始めることにいたしております。

そういうことで、私どもも木材が住宅にいろいろの意味から利点を見出しながら活用される方途を、さらに技術的に詰めてまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 それから、内装を木材にした場合の健康に及ぼす調査等を林野庁でしているかどうか。

それから、それに先立ちまして、文部省おいでいただきました。――昨年の予算委員会の分科会で、私、学校の体育館の床が、言つてみればトップという工法ではなくて、いわゆる木材にかえられないだらうかという御指摘をしたと思うんです。それに基づいて秋田県等では、すでにこの夏等で体育館の床を木材に張りかえる工事の計画をされているというお話を聞いているんですけども、その後、文部省で一部の通達の変更をされたり、あるいはまた、いろいろと実態調査をされているというようなお話を伺っていますが、その経緯はどうなっていますでしょうか。

○説明員(大井久弘君) 学校の屋内運動場の床につきましては、従来から一般的に木材が用いられてきているところでございます。しかしながら、近年、ゴム系の材料など、いわゆる新建材と言わされたものが開発され、そして学校の屋内運動場につきましても用いられてきているというようなこととでございまして、それらの材料を用いました学

校の屋内運動場の床につきまして、児童生徒の運動の安全性といったようなことが問題視されています。そこで御指摘のところにつきましては、まさに御指摘のとおりでございます。そのようなことにかんがみますと、林野庁としてもこれから研究され、そして具体的に、一般的に木材の活用活用とおっしゃるんじゃないなくて、本当に日本のものに合ったものができるように希望したいと思いますので、それで調査研究して、できるならば望ましい設計例などをつくって安全な屋内運動場の整備に資したいということから、五十三年度から三ヵ年計画をもちまして、屋内運動場の床の安全性に関する調査研究を行つていただけます。

また、学校施設の整備に当たつて、設計上留意してほしいと思われることを記述いたしましたのもとして、学校施設設計指針というものがございまます、その一部を昨年の十月に改正をいたしました。御指摘の屋内運動場の床の設計につきましては、木造以外の床を使う場合につきましては、適度な弾力性を有するとともに、結露をしないような構造材料を検討してほしいということを記述として加えたところでございます。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(藍原義邦君) 林野庁におきましては、いま御指摘になりましたような問題につきましては、特別に調査研究をまだやつておりません。しかし、御指摘になつたのは、いま御指摘になりましたような問題につきましては、特に調査研究をまだやつておりませんけれども、やはりこれから木材を使いまして、御指摘の屋内運動場の床の設計につきましては、木造以外の床を使う場合につきましては、適度な弾力性を有するとともに、結露をしないような構造材料を検討してほしいということを記述として加えたところでございます。

○下田京子君 「一間だけ……」

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(藍原義邦君) 林野庁におきましては、いま御指摘になりましたような問題につきましては、特に調査研究をまだやつておりませんけれども、やはりこれから木材を使いまして、御指摘の屋内運動場の床の設計につきましては、木造以外の床を使う場合につきましては、適度な弾力性を有するとともに、結露をしないような構造材料を検討してほしいということを記述として加えたところでございます。

○下田京子君 「一間だけ……」

○説明員(大井久弘君) 学校の屋内運動場の床につきましては、従来から一般的に木材が用いられてきているところでございます。しかしながら、

大臣、最後に、いま文部省等では実態調査を進めながら一定の指針の変更もしたということです

が、林野庁では、内装を木材にした場合の健康等

の調査試験というのまだだというお話です。民

間では名古屋大学あるいは京都大学木材研究所

等々でおやりになつていまして、コンクリートとそれから木材とでどのぐらい差があるのかという御指摘の御質問だと思います。

基本的な考え方を申し上げますと、これから的是非とも大きな問題になります。その可能性は出でてくる

林業を振興させるためには、国有林、民有林といふような所有者区分ではなくして、やはり林業全般としてとらえて、日本の森林・林業行政は行うべきだというふうに考えております。

ただ、具体的な問題として、国有林は国有林なりに特別会計で経営するという中で現在財政的に非常に問題がございますし、また、過去におきまして、日本の木材需要にこだえるために、ある意味での伐採量に背伸びをさせたという点から、最近の森林に対する要請という点から伐採量を落とすという方向で改善を進めることをしたわけですが、それとあわせまして、一方、民有林の方におきましては、国有林に比べて、やはり森林の持つております実際の現在の状況を見ますと、非常に若齢林が多いという、まだ二十一年生以下が大半でございますし、そういう意味から、今後伐採できる林分は非常に少ない。しかし、やはりいまこれだけの造林をしていただきたいと思いますとすれば、将来その可能性は出でてくるわけですが、その間のつなぎをどうやって国産材を振興させて、また民有林林業を息つなぎさせるかと云うことが、これから二十年間くらいの間非常に重要な問題ではなかろうかというふうにわれわれ判断いたしております。

したがいまして、現在民間で植えていた大いに伐採木が伐期に達するまでの間、国有林材を、国産材を中心にいたしました日本の林業を大きく進展させるために、流通の面から造林の面までに至る暫定的な優遇措置をとることによりまして、その間のつなぎをし、将来に向かっての蓄積をしようというのがこの法案の趣旨でございまして、基本的な考え方は、日本全体の林業の振興

が、具体的な手法としては、国有林の問題との点を一点説明してください。

○政府委員(藍原義邦君) 今回のこの法案が、考え方として、昨年御審議いたしました国有林の改善措置の法案とどう関連があるのかという御指摘の御質問だと思います。

基本的な考え方を申し上げますと、これから的是非とも大きな問題になります。その可能性は出でてくる林業を振興させるためには、国有林、民有林といふような所有者区分ではなくして、やはり林業全般としてとらえて、日本の森林・林業行政は行うべきだというふうに考えております。

ただ、具体的な問題として、国有林は国有林なりに特別会計で経営するという中で現在財政的に非常に問題がございますし、また、過去におきまして、日本の木材需要にこだえるために、ある意味での伐採量に背伸びをさせたという点から、最近の森林に対する要請という点から伐採量を落とすという方向で改善を進めることをしたわけですが、それとあわせまして、一方、民有林の方におきましては、国有林に比べて、やはり森林の持つております実際の現在の状況を見ますと、非常に若齢林が多いという、まだ二十一年生以下が大半でございますし、そういう意味から、今後伐採できる林分は非常に少ない。しかし、やはりいまこれだけの造林をしていただきたいと思いますとすれば、将来その可能性は出でてくるわけですが、その間のつなぎをどうやって国産材を振興させて、また民有林林業を息つなぎさせるかと云うことが、これから二十年間くらいの間非常に重要な問題ではなかろうかというふうにわれわれ判断いたしております。

したがいまして、現在民間で植えていた大いに伐採木が伐期に達するまでの間、国有林材を、国産材を中心にいたしました日本の林業を大きく進展させるために、流通の面から造林の面までに至る暫定的な優遇措置をとることによりまして、その間のつなぎをし、将来に向かっての蓄積をしようというのがこの法案の趣旨でございまして、基本的な考え方は、日本全体の林業の振興

○三治重信君 それと、それから全体の日本の林業の計画なんですが、これも林業基本法によつて決めてある「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、これは報告だと四十八年に策定されて、これをこの五十四年で改定をしよう、そういう着手をする予定だと、こういうふうにこの五十四年度において講じようとする林業施策のやつに書いてありますね。これと、これの中でことに森林資源に関する基本計画の見直しと、今度の法案の審議で資料としていただいている、主に皆さん、林野庁が使つておられるこの資料だと、全国森林計画に使つた資料としてこの資料ができる、こう書いてあるんですね。そうすると、この四八年につくった森林資源に関する基本計画のものとこの全国森林計画といつものができている、こういうふうに考えていいんですか。それを今度改正するとまた全國森林計画も改正していく、こういうかつこうになるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生御指摘になつたとおりでございます。

○三治重信君 そうすると、いろいろの資料だ

と、みんなほとんど全部、何というんですか、國有林も民有林も全部一本の計画になつてゐるんで

すが、私は、この森林計画の細かいのは見ていな

いんだけれども、この細かい基本的な計画の中に

おきましては、国有林と民有林を一緒にいたし

まして、全国の森林について定めております。

なお、これに即して立てられます全国森林計画は、国有林、民有林別に示されております。

○三治重信君 そうすると、五十一年三月末の現

在での数値を基礎にしたこの全国森林計画の中の

民有林の造林や林道の計画といつものは、今度の

この法案の融資のやつに対しても、それを実現する

ために、現実はこの資料の中でも造林も林道も横

ばないし下降になつてゐる、つまり実際は、そ

ういうものを計画に乗せていくこと、こういうた めに、こういう暫定措置法が特別融資をしてこし てやつていこうと、こういう構想のもとにこれが つくられたと、こういうことです。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘のように、造林も林道も、全国森林計画に比べますと進度率は非 常に落ちております。今回のこの法律のねらいも、基本的にそういう考え方をこの中に盛り込 みまして、こういう融資制度をとりますことによ つて造林の進展あるいは林道の開設の延長の伸び というものを期待しておるわけでございますが、 それが全体量としてどういかつこうでいくかに つては、現在この基本計画を見直しております ので、その見直しに基づきまして全国森林計画も 改定されるということはあり得ると思いますけれ ども、それは国全体の問題でございまして、個々 の問題とすれば、それぞれ森林所有者の造林が非 常におくれ、あるいは林道がなかなかつかないと いう問題がございますので、そういう個々の問題 の解決として、今回の法律の中で特別な暫定措置 によりまして造林あるいは林道といつものがさら に推進され得るような方途を考えたというものが、 この法律の趣旨でございます。

○三治重信君 その全国森林計画だと、民有林、 いわゆる私有林と公有林の計画は別の計画になつ ていて、こういうふうな先ほどのお話をでしたん です、実際はどうなんですか。人工林、天然林、それからこの資料の中でずつと木材の今度

の主な融資対象になる林道と造林の民有林の方が、全体よりもっと格差があるのか、それとも

全体の計画に対して民有林の方が達成率がどう か、それとの関連のところをちょっと説明してい ただきたい。

○説明員(猪野曠君) 全国森林計画の国有林、民 有林別の達成の状況でござりますけれども、これ

は四十八年から五十二年までの前回の全国森林計

画の後期の分について、平均しまして年平均で申 し上げますと、国有林の実行率は一一二%でござ

います。これに対しまして民有林の方は七一%で

ございます。総体的に申し上げますと、七八%と いうわけでございます。

○三治重信君 それと、今度の融資対象になりますと、 す国産材の製造、卸売の資料を見ますといふと、

業者の、ことに卸売業者が非常に増加しているわ けなんですが、なぜこういうふうに卸売業者、販 売業者だけがこのようにふえていくのか。どうい う原因か。

それから、今度対象になるのは国産材のみの業 者と、それから国産材と外材と両方やつてゐると ころは国産材の取り扱いが半分以上のところだ

と、こういうふうな御説明ですけれども、私はこ の国産材関係の工場は、むしろ古くて、山元とい うんですけど、山奥や交通不便のところが多いわけ

なんです、むしろだんだんこういう国産材も運搬道 路がよくなつてくれれば、山元の工場をそのまま残

しておくよりか、できればこういう合理化のとき には山からおろして、そういうものはトラックや なんかで道路がよくなつてきたわけだからずつと

町まで、また海岸まで運んで、外材と一緒に全体 として木材の処理をやつた方がいいように素人的 には考えるわけなんですが、もちろんまた一面林 野の方からいくと、山村の振興とか山の中のそ

ういう工場を移されては余り地域の産業、経済から 見ても思わしくないと、こういうふうに考えられ る。

いわゆる片方、合理化を進めていくとすると と、従来の山の中の小さな製材工場はもう交通が 発達して道路がよくなれば、今度は合理化しよう と思ったらすつと町へ持つてきただけがいいと、こ ういうふうな感じを持つわけです。ところがそれ に対して、そういうふうにすると山村の経済が急 に衰微するという判断になつてくる。ここを 今度の融資や、それからまた、将来のこういう製 造業の動きように対しして基本的にはどういうふうな 認識を持つておられるのか。

それで、山は山として従来の経済基盤を持つた

いふうに考えておられます。

このことは不可能なのが可能なのか、その点はどう

いうふうな感じを持つておるのか。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘になりましたよ

うに、現在日本の林業、林産業、決して活発に動

いているわけじゃございませんけれども、そのう

ちの木材の卸売業というのを見ますと、数の上で

は確かに増加いたしております。この原因とい

うのはよくわかりませんけれども、ただ逆に、これ

を一事業所当たりで販売量を見ますと年々減少を

しております。外材を取り扱う木材卸売業者に

比べて非常にまた量も少ないというような実態に

なっております。したがつて、私どもとしては、

こういう卸売業というのはどういう関係でこうい

うふうに数がふえてそして扱い量は小さくなつて

おるということは、やはり非常に分散的であつ

て、逆にまた簡単に取り扱いがしやすいというこ

とで、数はふえるけれども量が小さくなつてい

る、こういうふうにわれわれも理解いたしております。

そこで、今後こういうものを近代化させる場合

に、いま先生御指摘になりましたように、道路が

できたら下に下げてきた方がより合理化されるの

ではないかろうかというお話をございましたが、やは

り木製を製材する場合には、丸太のままで下に下げ

てきて製材するのが合理化になるのか、あるいは

山元で製材してしまいますとして、そして製材したもの

を下に直送するということが合理化になるのか、

その辺はそれぞれの地域の実態によりまして私は

いろいろあるうと思ひます。したがつて、地域の

生産から流通まで図つていただく必要があらうと

いうふうに考えておりますし、そういう観点で

は、それぞれの県を中心につれて、それぞれ

の地域の産地形成というものはどうあるべきかと

いうことを十分御検討いただいて、その考え方で

いただくのが一番いいのではなかろうかといふ

ふうに考えております。

○三治重信君 そういう問題はもう各県に任す

と、こういう考え方ですか。それでは農林水産省の方が全体の木材の合理化計画をやっていこうといふのに、現地の実情に合うように県でやってくれ、まあよろしく頼むというんじゃ、少しどうも全体のこういう数字を見て指導していこうというとき、この合理化をやっていこうといふには、国の大変な金を使っていこうというからには、国の融資をやらなければ適当に合理化計画もいいんだろうけれども、やはり林野庁とすれば、国の全体の森林計画や木材の需給なんかを見通していくからには、実情に合うように都道府県で調整せいというのはいいんだけど、その基本的なものは林野庁の方で通していかないと、これはちょっと余りにも安易な考え方になりませんか。

○政府委員 藍原義邦君 いま私はお答え申し上げましたのは、先生が山元と下とのお話をされましたのですからそういうお答えをしたわけですが

いますが、やはり基本方針につきましては国全体でこれは作成いたしまして、その基本方針に基づいて、それぞれの地域のあり方がどうなつたらいかということは県にお任せするということでござります。したがって、基本方針の中には、そういう流通の問題等につきましても、十分考え方を盛り込んで国としては方針を立てるつもりでございます。

○三治重信君 それで、初めから具体的な問題をぼくは言つたものだから、おたくの方の御答弁がこう逆になつたかと思うんだけれども、全体の流通の合理化や融資の計画を立てられるのに、そもそも製材の分布というものが、基本的に私から言へば、従来の山元の割合と海岸の新しくでききたやつの関連を考慮しながら立てなければならぬという考え方があるわけです。だから、その問題をどう基本的には扱われるかと、こういうことを先に言っておけばよかつたかもわかりませんですね。

だから、そういうふうな全体の動きを見ていると、私は国内の木材の供給が足らないから、ことに貿易の自由化で木材をどんどん自由化した、そ

と、この合理化をやっていこうといふには、国の大変な金を使っていこうといふには、国の融資をやらなければ適当に合理化計画もいいんだろうけれども、やはり林野庁とすれば、国の全体の森林計画や木材の需給なんかを見通していくからには、実情に合うように都道府県で調整せいというのはいいんだけど、その基本的なものは林野庁の方で通していなかったら、これはちょっと余りにも安易な考え方になりますか。

○政府委員 藍原義邦君 いま私はお答え申し上げましたのは、先生が山元と下とのお話をされましたのですからそういうお答えをしたわけですが

いますが、やはり基本方針につきましては国全体でこれは作成いたしまして、その基本方針に基づいて、それぞれの地域のあり方がどうなつたらいかということは県にお任せするということでござります。したがって、基本方針の中には、そういう流通の問題等につきましても、十分考え方を盛り込んで国としては方針を立てるつもりでございます。

○三治重信君 それで、初めから具体的な問題をぼくは言つたものだから、おたくの方の御答弁が

こう逆になつたかと思うんだけれども、全体の流通の合理化や融資の計画を立てられるのに、そもそも製材の分布というものが、基本的に私から言へば、従来の山元の割合と海岸の新しくでききたやつの関連を考慮しながら立てなければならぬという考え方があるわけです。だから、その問題をどう基本的には扱われるかと、こういうことを先に言っておけばよかつたかもわかりませんですね。

だから、そういうふうな全体の動きを見ていると、私は国内の木材の供給が足らないから、ことに貿易の自由化で木材をどんどん自由化した、そ

のため外材がどんどん入ってきた。その外材を処理するのは海岸の新しい製材工場、能率的な非効率性を考へるのかという御質問だらうと思いまるに、常に生産能率のいい工場ができると、そこへそういうふうな内地材も回してやればもつと能率的になる。だから、どうしても山元のやつの方が圧迫されているんじやないかと思うわけなんです。そのためこういう特別な融資を何かやろうとするについて、全体の製材業の配置を農林水産省としては見直して、そこで指導体制をとつていかぬことは、全体の木材の供給や何かの合理化をやるために私はそういう大枠のものが農林水産省にはければ、外材との関係で製材工場の配分を自由経済ですから、これはやめる、やれということには、大きな見通しのもとに枠をはめていかぬとまずいのではないかと、こういう考え方なんですね。

○政府委員(藍原義邦君) 私ども今回のこの法案のねらいは、外材というものが非常に取扱量も大きゅうございますし、それから流通の面を見ましても非常に大量の流通がされ、そして同一規格的なものが手に入ると、さらにはその取引条件も国産材の取引に比べれば、一般的な取引になじみやすい形で取引がされているというようなこと、そ

ういうものに対応して国産材というものをやはり振興させなければいけないという観点から、国産材のある意味での欠点でござります少量的な分散

度流通合理化の融資をやろう、こういう場合に、この卸売業者の流通合理化の融資というのはどう

とを聞きますが、非常に卸売業者が多くなっています。一軒当たりの取扱量はむしろ非常に減少しているけれども、どうしてこう多くなるかよくわからぬということなんですが、それに対して、今

おりませんが、そういう考え方でそれの県でいうものが上がつていくのではなかろうかというふうに考えております。

○三治重信君 ジャ、ちょっと二、三具体的なことを聞きますが、非常に卸売業者が多くなっているけれども、どうしてこう多くなるかよくわからぬということなんですが、それに対して、今まで非常に大量の流通がされ、そして同一規格的なものが手に入ると、さらにはその取引条件も国産材の取引に比べれば、一般的な取引になじみやすい形で取引がされているというようなこと、そういうものに対応して国産材というものをやはり

振興させなければいけないという観点から、国産材のある意味での欠点でござります少量的な分散

度流通合理化の融資をやろう、こういう場合に、この卸売業者の流通合理化の融資というのはどう

とを聞きますが、非常に卸売業者が多くなっています。一軒当たりの取扱量はむしろ非常に減少しているけれども、どうしてこう多くなるかよくわからぬということなんですが、それに対して、今

おりませんが、そういう考え方でそれの県でいうものが上がりつていいくのではなかろうかというふうに考えております。

○三治重信君 ジャ、ちょっと二、三具体的なことを聞きますが、非常に卸売業者が多くなっています。一軒当たりの取扱量はむしろ非常に減少しているけれども、どうしてこう多くなるかよくわからぬということなんですが、それに対して、今まで非常に大量の流通がされ、そして同一規格的なものが手に入ると、さらにはその取引条件も国産材の取引に比べれば、一般的な取引になじみやすい形で、私は年々それぞれの地域の地域形成という形で、私は年々それぞれの地域の地域形成という形で、私は年々それぞれの地域の地域形成といふうな具体的な数字までは私どもは挙げることは考えておりませんが、そういう考え方でそれぞれの県でいうものが上がりつていいくのではなかろうかというふうに考えております。

○三治重信君 ジャ、ちょっと二、三具体的なことを聞きますが、非常に卸売業者が多くなっています。一軒当たりの取扱量はむしろ非常に減少しているけれども、どうしてこう多くなるかよくわからぬということなんですが、それに対して、今まで非常に大量の流通がされ、そして同一規格的なものが手に入ると、さらにはその取引条件も国産材の取引に比べれば、一般的な取引になじみやすい形で取引がされているというようなこと、そういうものに対応して国産材というものをやはり

振興させなければいけないという観点から、国産材のある意味での欠点でござります少量的な分散度流通合理化の融資をやろう、こういう場合に、この卸売業者の流通合理化の融資というのはどう

とを聞きますが、非常に卸売業者が多くなっています。一軒当たりの取扱量はむしろ非常に減少しているけれども、どうしてこう多くなるかよくわからぬということなんですが、それに対して、今まで非常に大量の流通がされ、そして同一規格的なものが手に入ると、さらにはその取引条件も国産材の取引に比べれば、一般的な取引になじみやすい形で取引がされているというようなこと、そういうものに対応して国産材というものをやはり

こういうことを考へておられるわけでございます。

特に、國産材の場合には、御案内のように人工林の場合でも、一つの山から切りますと非常にいろいろな規格の材が出てまいります。そういうそ材を、一〇〇%に利用することが必要になつてくるわけでございます。したがいまして、現在一般的には國産材の停滞が伝えられる中でも、たとえば板木の鹿沼であるとか、それから飛騨であるとか、東濃でございますね、下呂とか、松阪とか、それから飛騨とか、桜井とか、そういう國産材の产地では、それなりに多角的に市場に出てまいります材を利用いたしまして、したがつてその原木も非常に高く買えると、こういう実態があるわけでございます。こういう動きを育てていくことによって、まさにその生産から流通、消費まで一貫した施策を進めてまいりたい、かように考へている次第でございます。

○三治重信君 それから、この融資の法案と直接

関係のないことなんですねけれども、保安林が非常にたくさんあるんですね。その下に珪砂とか陶土とか、それから非常に砂利的な砂があるとか石がある。そういうようなのをとりたい。そうすると、保安林の解除を申請したいわけなんだけれども、これがまあ地下にそういうものがあることがわかつておればいいんだけれども、森林のその地域の長というんですか、林業の関係者ですか、それのみんな承諾の判をもらつてこいと。

ところが、そういう人たちは毎年の選挙か申しあわせか順番でこの役職になつて、ちょっと話していくもう大体いいかと思つていると、一年でかわつてしまつて、なかなか判がもらえない。するところが、そこそこういつて、だれもその森林の保安林の説明をすると、その趣旨はわかる、私はそういふと言つてくれれば私は判をつくけれども、どうやつて回つとる間にまた一年過ぎちゃうと、どうにもならぬ、こういうようなのがあるんですねが、いま実際、保安林の解除とか何かの問題のと

きに、県がそういうことは、まあ万全を期すためにはその方がいいかも知れませんが、そういう場合に農林水産省の方といふのは、保安林の解除のときにはそういうふうな指導をされているのか、それが何でござります。

○政府委員(藍原義邦君) 先生十分御存じだと私は思いますけれど、保安林といふのはやはり公益的な森林の機能を發揮させる公益的な意味での保安

林、たとえば水源涵養保安林といふものがござりますが、まだ逆に都会に近いところにはその一つ

の特定な保安林があることによりまして、その保

安林の機能を十分活用しておられる部分的な地域

の効用といいますか、そういうものもございま

す。したがつて、そういうたとえば土砂流出防備

保安林等々については、その地域で利益を得てお

られる方の同意がなければ、保安林の解除という

のは基本的にはすべきでないといふのがわれわれの

考え方でございますし、また、そうあるべきであ

るうと思つております。

したがつて、保安林の解除をしたいという御要

望の森林所有者については、そういう方々の同意

を得ていただいて、そして、なつかつ保安林の保

安機能が損なわれないような形で解除をし、それ

ぞれに御利用いただくという方法を見出していた

だく場合に、私どもとしては、まあそのほかの細

かい問題もござりますけれども、基本的にはそ

ういう考え方で解除の手続をとつておりますので、

いまおっしゃいましたように、そこにおる方が変

わつてしまつたためになかなかその同意が得られないとかということを、大体そういうことも判を

もらわぬ先に聞くことができるかどうか。

○政府委員(藍原義邦君) 保安林の解除には二つ

ございまして、保安林の指定理由が消滅したときと、それからもう一つは、公益上の理由と二つあ

るわけでございます。

いまの御指摘になりました問題は、主としてさ

きに申し上げました指定理由が消滅したときといふに該当すると思ひますけれども、やはり指

定理由が消滅したということとは、その保安林が森

林としてその機能を發揮する必要がなくなつたと

いうことが認められる状況でなければいけないと

いうふうに思つております。

したがいまして、もし保安林の森林を全部切り

開いて他に利用されるということであれば、その

保安効果を發揮できるような代替施設、こういう

ものの設置が確実でなければいけないといふうに考へておりますし、また、それに従いまして周

囲のものを農林水産省の方で関係者といふものを言つてみえるのか。

それからこれは当然でございますけれども、いま申し上げましたような代替施設その他の実施が必ず確実に行われるであろうという見通し、それからさらには、原則として都道府県の森林審議会がございますけれども、やはり一般的に、その保安林が

どういう性格の保安林であつて、どういう機能を

果たしているかということを判断すれば、それに従いましてその受益の範囲というのは大体想定し

ます。

○三治重信君 そうすると、別にその何というの

ですか、そういうことについての同意を得た場合に、さらにその府県がこういう工事をしろとか、こういうふうな同意を得てもなおさらにはそういう予防措置を相当条件をつけるということは——そ

ういうふうな条件をつけてから、さらに県がそ

ういうふうな同意を得たならば、しかし県としてはこれだけのこういう予防措置をとらぬと解除は認められ

ないとかということになるか、それとも回

りの同意を得たならば、しかし県としてはこれだ

らまたお願いすることがあるかもわかりません。

それから、この林業の経営の近代化施策のやつ

で、法律の中にもよく出てくる言葉の中で林地の

取得の円滑化対策、規模拡大、こういうようなの

も林業経営の近代化施策の中に必要なことだと書

いてあるんですが、これは農地の規模拡大と同じ

だらうと思うんです。そういう原則から書いてあ

るんだろうと思いますが、最近非常な通貨の過剰

取扱いの円滑化対策、規模拡大、こういうよう

な傾向がないかどうか。

それから、分収造林の促進

ということがあるん

ですが、これは何というのですか、戦前は農村の

疲弊を吸収するためについぶん分収造林というや

つが叫ばれしたことと思うんですが、どの程度に今

度の融資なんかも分収造林

というものが対象にな

りますが、こういうのが農地の取得の名目で、

あります。

だから、分収造林

の促進

ということがあります。

それが三番目に、国有林野についての部分林

の設定の推進

ということも出ているわけなんです

が、部分林の効用

といふ

が、部分林の関係といふものについてどう考へておられ

るのか。これは、いわゆる林業経営の近代化施策

といふ項目の中に法律上書いてあるわけですね。

これについて現状はどうなっているのか。これに 対して今度の造林や林道なんかの融資の対象にならぬのかどうか。また、こういふものは、そう書いてあるだけで、こういふやつを別に奨励するわけではないと、こういふふうに考えられるのか。

○政府委員(藍原義邦君) 初めに、林地の取得の円滑化の問題でございますけれども、先生も十分御存じだと思いますが、林地の取得に対しましては公庫の林業經營改善資金がござりますし、また、構造改善事業におきましても林地保有合理化事業というようなことを現在実施いたしております。

そこで、この經營改善資金の方でござりますけれども、この融資につきましては、從来から融資枠の増大ということを図ってきておりますし、五十四年度におきましては特認の枠につきまして四百万円から八百万円、それから農業生産法人につきまして一千五百万円という形でこの融資枠の拡大をしております。それから、構造改善事業におきましても、規模拡大といふことを目的にいたしまして林地の流動化あるいは分取造林の促進または国有林野活用、こういうものに對しまして、この促進のための面積測量あるいは林地条件調査、あっせんに要する経費に対しまして助成を行うという形で対応いたしておりまして、今後林业の規模拡大という面から、この問題につきましても私どもの事業の普及には努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、分取造林の問題でござりますが、御存じのように、分取造林といふものは土地の所有者と造林者が別になるわけでござりますが、基本的には、民有林の振興ということは自主的な努力を助長する方向でやってきております。しかしながら、やはり最近のいろいろな状況で、地域によりましては分取造林を推進する必要があるという地域もございます。特に、この分取造林としては、御存じの森林開発公団が水源林についてやつておりますし、それからそれぞれの県に林业公社

あります。あるいは造林公社というものを最近設置されておりまして、ほとんどの県にできておりますけれども、こういう公社、公團によりまして分取造林が御存じだと思いますが、林地の取得に対しましては公庫の林業經營改善資金がござりますし、また、構造改善事業におきましても林地保有合理化事業というようなことを現在実施いたしております。

昭和三十三年に分取造林の特別措置法が設置されましたから非常に進んでまいっておりまして、現在まで約六十五万ヘクタール分取造林が行われております。

それは、ちょうど三十三年にこの法律が制定されましたときには、五十五年度までの目標約五十万ヘクタールというふうにもくろんでおりましたけれども、それを上回る状況になつておる次第でございまして、今後もやはり自主的な造林とあわせまして、失礼しました、三十三年から五十二年まで六十九万ヘクタールでございます。目標が五十五万でございまして、それに対して六十九万でござります。そういう形で進められておりますので、今後自主的な造林は当然進めてまいりますけれども、こういう分取造林につきましても、当然今まで六十九万ヘクタールでございまして、それに対して六十九万でござります。そういう形で進められておりますけれども、こういう問題について、木材業者と道交法の関係と運輸の運搬業者との関係を、やはりこれは警察の取り締まりだけを対象にしてイタチごっこをやつているよりか、やはりこれはぜひしっかりと道交法を改正して過積みを排除するということです。やつたが、運輸業者の方がまたこれは放任しておけばもとのもくあみになつていくわけですから、また業者の方にしてみれば、過積みをやつてくれれば運賃が上がらないで済むという、個々の業者はそうかもしけれませんけれども、やはりこれは多年の問題になつていて、警察があれほど思い切つてやるようになつた。

警察にもぼくは、ことに自治大臣には、去年道交法の改正をやつたやつが、単に卸売物価の値上げに作用しただけで何にもなくて、また同じように過積みが行われるという状態になるよと、こう言つてゐる。ならぬようやりますと、こう言つてゐるだけでも、もうこれは運輸関係の、木材関係だと業界新聞には非常に出ていますね。こういうことについて、ひとつせつかくこういう流通の合理化とかなんかやるためには、これは一面から見るとコストの増要因かもしれないけれども、これは国として決めたやつについて、やはり

ことに昨年暮れ卸売物価の値上げから非常に問題になつておるんですが、道交法の去年の改正によって過積みトラックの規制が非常に警察が強くなつたために、また運輸業者もそれぞれ運賃の抑制に遭つていて、道交法の改正をいいしおに値上げをみんな卸売業者、製材業者に要求して相当上げた。上げたけれども、またそれを一遍やると過積みをどんどんまたやると、こういうふうなことで、運輸業者にしてみれば非常に低運賃に支えられていたのが、道交法の改正で過積みを解くために道交法の改正に乗つて運賃を上げた。運賃を上げて、ひとつ今度は警察の方が少し緩めると、またどんどん過積みを始める。

ことに木材の方は、これは木材ばかりじゃなく砂利トラックなんかや建設関係のも白ナンバーのトラックが非常にびこりがちなんですけれども、こういう問題について、木材業者と道交法の関係と運輸の運搬業者との関係を、やはりこれは警察の取り締まりだけを対象にしてイタチごっこをやつしているよりか、やはりこれはぜひしっかりと道交法を改正して過積みを排除するということです。やつたが、運輸業者の方がまたこれは放任しておけばもとのもくあみになつていくわけですから、また業者の方にしてみれば、過積みをやつてくれれば運賃が上がりなくて済むという、個々の業者はそうかもしけれませんけれども、やはりこれは多年の問題になつていて、警察があれほど思い切つてやるようになつた。

警察にもぼくは、ことに自治大臣には、去年道交法の改正をやつたやつが、単に卸売物価の値上げに作用しただけで何にもなくて、また同じように過積みが行われるという状態になるよと、こう言つてゐる。ならぬようやりますと、こう言つてゐるだけでも、もうこれは運輸関係の、木材関係だと業界新聞には非常に出ていますね。こういうことについて、ひとつせつかくこういう流通の合理化とかなんかやるためには、これは一面から見るとコストの増要因かもしれないけれども、これは国として決めたやつについて、やはり

○喜屋武真榮君 私、質問に入ります前に、私の気持ちを先に申し上げたいと思います。

まず、われわれ人間が文化生活を営んでいくのに、私思うに三つの大事な要素があると思つておられます。その第一は水であり、第二は光であり、第三が緑である。まあ順序は別といたしまして、とにかくこの三要素が、私は人間が人間としての文化生活を営んでいく大事な三つの要素であると、かように私、信じております。そういう気持ちに立つて、これから質問をいたしたいと思います。

る関係者、山の人々も、また、それを取り扱う業者も、また、その木材を生活に織り込んでおるすべての人々もみんなが幸せにならなければいけない、こう思いました、今度の暫定措置法の中から基本的な問題を最初に二、三お尋ねいたいと思います。

まず、第一条については、政府は林業をめぐる諸情勢の著しい変化をどのように認識しておられるか、この点を大臣にお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 最近における経済の停滞、外材の輸入、こういうような点から木材価格が低迷をして、非常に林業をめぐる情勢は厳しいと。したがいまして、われわれいたしましては、これらの悪条件を克服するために、いろいろと国内におきましても今回の法律並びに予算措置等によって林業の振興を図っていく考え方あります。

○喜屋武眞榮君 次に、この五十二年度の木材自給率が過去最低の三三・六%となつております。五十三年度の自給率も、なお下がる見込みであります。立直らせるには、政府はどういう施策をもつてこれを立直らせようとしておられるのであるか、そのことをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま私が抽象的でございますが申し上げた中に、全部含まれると聞えます。それが申しあげた中で、全部含まれると聞えます。一つは、やはり国内の生産を高めなければならない。そのため造林事業を振興させることをいたしまして、この造林につきましても、

ことしから初めて総合的に保育から間伐まで助成をするというような事業を起こしたり、あるいはこの法律案にあるように長期低利の融資制度をこしらえたり、いろいろなことをやつて、林道の問題についてまいります。それによって、まず国内産の自給率、生産を高めていく。それから国内産の流通について、それを取り扱う業者が有利になるようなことで、国内産の消費をふやす方向で努力をしてまいります。その他もちろんのこととやつて、まず国内産材の振興を図っていくということをやります。

○喜屋武眞榮君 基本方針としては、この法案が成立した後で、林政審議会の意見を聞いておりましたが、いま考へていることはそういうふうに思つておられるか、どのように思つておられるか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私があえてお尋ねしますのも、そのパイプが詰まつて、本当の末端にまで要

とであります。

○喜屋武眞榮君 第二条に「農林水産大臣は、林业經營の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針を定めなければならぬ」と明記しております。いかなる考え方で、いかなる基本方針を持つて、また具体的にいかなる事項を定める考え方を持っておられるか、お伺いたしたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 基本方針につきましては、法律に書いてございますように、林政審議会に御意見を伺いまして、専門的な立場から十分検討していただきたいというふうに考えておりますが、その内容といたしまして、基本的事項といったしましては、所有森林についての經營方針の明確化、あるいはその伐採、造林等の生産活動の計画化、それから森林組合による受託あるいは委託の推進等の事業実行方法の合理化、こういうものを定めていきたいと考えておりますし、それから国産材の流通、合理化に関する基本的事項といいましては、素材の生産及び取引の安定化、計画化、それから国産材の製材加工の高度化、国産材の品ぞろえ機能等の強化を図るために木材市場の近代化、こういう事項について定めてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いま長官から具体的なことなのがどうぞうに考へられておりました。大臣、その述べられた事項をどのように実現しようと、こういふふうに思つておられるか、どのように思つておられるか。

○喜屋武眞榮君 基本方針としては、この法案が成立した後で、林政審議会の意見を聞いておりましたが、いま考へていることはそういうふうに思つておるわけです。したがつて、林野長官からいま説明があつたとおりでございます。

○喜屋武眞榮君 私があえてお尋ねしますのも、そのパイプが詰まつて、本当の末端にまで要

情が、理解が流れていかなければ、それは絵にかいたもちにしかすぎないと、こういうことを強く強く指摘したいからであります。ぜひひとつ、そのことが実りある源泉、こんこんとして尽きない、こういうひとつ水が流れるごとにその政策を末端に流していただきたい。こうすることにより、国民もその関係者も幸せになれるんですか

ければならない」と明記しております。いかなる考えで、いかなる基本方針を持つて、また工具的にいかなる事項を定める考え方を持っておられるか、お伺いたしたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 基本方針につきましては、法律に書いてございますように、林政審議会に御意見を伺いまして、専門的な立場から十分検討していただきたいというふうに考えておりますが、その内容といたしまして、基本的事項といったしましては、所有森林についての經營方針の明確化、あるいはその伐採、造林等の生産活動の計画化、それから森林組合による受託あるいは委託の推進等の事業実行方法の合理化、こういうものを定めていきたいと考えておりますし、それから国産材の流通、合理化に関する基本的事項といいましては、素材の生産及び取引の安定化、計画化、それから国産材の製材加工の高度化、国産材の品ぞろえ機能等の強化を図るために木材市場の近代化、こういう事項について定めてまいりたい

といふふうに考へられておりました。大臣、その述べられた事項をどのように実現しようと、こういふふうに思つておられるか、どのように思つておられるか。

○喜屋武眞榮君 それから、林道につきましても、林道は従前は一応木材の生産機能といいますか、そういう考え方で林道をつけておりましたけれども、最近の林道はそれよりも造林、保育を中心化された林道といふものが非常にふえております。そういう観点と農道との関連とを考えあわせまして、二十五年という形をとりまして、さらに据え置き期間の七年というのも、七年たてば、そういう意味で据え置いておけば、大体林道の償却というものは考え得るじやなかろうかということから、そういうこ

とにいたしたわけであります。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、今後の推移によってはさらに延長ということもあり得ますね。

○政府委員(藍原義邦君) 私ども三十五年を四十五年にしたということは、十年というのは相当長い期間でございますから、いまの段階ですぐにこいつをまた延ばすということは、現時点では考えておりません。ただ、将来の問題として、あるいはその木材の伐採がまた非常に伐期が長くなるといふような事態があれば、これはまたその時点で考へる時点があるかもしれません、現時点ではまだそこまでは考へておりません。

○喜屋武眞榮君 次に、第五条に関連して、一項四号の「政令で定める」とあります。それから次四項の「政令で定める」というのはどういう内容になるのか、それを具体的にお聞かせください。

○政府委員(藍原義邦君) 林業につきましては、四十五年、二十五年にはわざいますが、御存じのように、いままでは三十五年であったわざでございます。それを十年延ばしたものでございます。日本での木材の中心になります樹木といふのは杉でございますけれども、杉の伐採を見ますと、大体四十五年で伐採されているのが現状でございます。そういう観点から、一応四十五年という考え方方にしたわけでございまして、さらには据え置きを二十五年にいたしましたのは、從来二十年でございましたけれども、二十五年ぐらいになりますれば、一応第一回の間伐あたりが利用できると、売り払いができるというような観点もございます。そういう観点から、一応二十五年といふふうに踏んだわけでございます。

○喜屋武眞榮君 それから、林道につきましても、林道は従前は一応木材の生産機能といいますか、そういう考え方で林道をつけておりましたけれども、最近の林道はそれよりも造林、保育を中心化された林道といふものが非常にふえております。そういう観点と農道との関連とを考えあわせまして、二十五年という形をとりまして、さらに据え置き期間の七年というのも、七年たてば、そういう意味で据え置いておけば、大体林道の償却というものは考え得るじやなかろうかということから、そういうこ

とであります。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、今後の推移によってはさらに延長ということもあり得ますね。

○政府委員(藍原義邦君) 私ども三十五年を四十五年にした――第一期が昭和二十九年から三十八年、第二期が三十九年から四十八年、第三期が四十九年から五十八年、沖縄が復帰したのが四十七年でありますから、一期、二期の二十年間はこの法の適用を受けておらない、疎外されておるわけであ

ります。第三期から、ようやくこの法の適用を受けることになったわけあります。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

そこでお尋ねしたい第一問は、沖縄の林業は申し上げるまでもなく大変立ちおくれておる、この沖縄の森林資源の犠牲に対応した林業振興はどのように考えていらっしゃるか、お尋ねしたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 沖縄の林業振興が立ちおくれておることは、御指摘のとおりでござります。したがいまして、政府といたましても、沖縄が非常に高温多湿であるようなこと、また水暉涵養が必要であるというようなこと等も考えまして、沖縄の林業振興につきましては、これを計画的にひとつ推進をしてまいりたい、こういうような観点から、沖縄振興開発特別措置法に基づきまして、他府県よりも五割ないし倍近く高い補助率等を適用をして、その優遇措置を講じておるところであります。

○喜屋武眞榮君 いま、あらましのことをお聞かせ願いましたが、今後どういう方針と見通しを持つておられるのか、さらに掘り下げてお聞きしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 沖縄につきましては、いま大臣からお答えいただいたとおりでございまして、沖縄の林業を見ますと、やはり立地条件から見まして水源涵養だとか、あるいは防風その他の公益的機能が非常に重視されるところではなから見ますと、四十七年を一〇〇といったよいう意味で、やはり林木の育成には非常に適しているというふうに考えております。そういう観点から見まして、いま大臣からお話をございましたように考えておりました。

○喜屋武眞榮君 次に、沖縄の林道整備ですね、いわゆる人間にとつて血管である沖縄の林道、先はありましたけれども、沖縄の林道は確かにおくれておられます。したがいまして、私ども、できるだけ早く全国平均に達するような努力を今後ともしていく必要があるうとうふうに考えておりますが、たとえば一例を申し上げますと、民有林の五十二年度末のヘクタール当たり延長でございますが、全国平均が三メーターでございますが、沖縄県は一・六メーターでございます。大体全国平均に対しても三%でございます。

しかしながら現在林道の推進を図つておるということが、なかなか現状の林道の開設実績を見ますと、全国平均が〇・三九メーターでございます。大体全国平均に対しても三%でございます。

○政府委員(藍原義邦君) いま、あらましのことをお聞かせ願いましたが、今後どういう方針と見通しを持つておられるのか、さらに掘り下げてお聞きしたい。

○喜屋武眞榮君 いま、あらましのことをお聞かせ願いましたが、今後どういう方針と見通しを持つておられるのか、さらに掘り下げてお聞きしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 沖縄につきましては、いま大臣からお答えいただいたとおりでございまして、沖縄の林業を見ますと、やはり立地条件から見まして水源涵養だとか、あるいは防風その他

の公益的機能が非常に重視されるところではなから見ますと、四十七年を一〇〇といったよ

ういう意味で、やはり林木の育成には非常に適しているというふうに考えております。そういう観点から見まして、いま大臣からお話をございましたよ

うううに考えておりました。

○喜屋武眞榮君 ただいま数字で比較されました

が、非常にこの数字に対する警戒が特に沖縄の場合は必要であります。たとえば沖縄の道路網の

舗装率を比較しましたら、非常に優位にある。と

ころが、その絶対長さですね、それが沖縄の道路

は短いから、だから舗装率はぐつと上るのはこ

れはあたりまえであります。

○喜屋武眞榮君 次に、水資源の問題に触れたい

ほどから問題になつてゐる林道ですね、その林道

はなくして、基地中心の、軍事中心の道路で

まま復帰の時点で国道に切りかえたのであります。ところが、それが着々と正しい、いわゆる指

定によるところの国道の条件を備えつあります

わね。そういう観点に立つて、いまのおっしゃ

た林道の舗装率は本上の林道のその率、それから

長さ、そういうものを検討されての比較である

かどうか、もう一遍念を押したいんです。

○政府委員(藍原義邦君) いま私が申し上げまし

た数字は、第一点が五十二年度のヘクタール当た

りの延長でございます。ですから、ヘクタール当

たりの延長ということになれば、これは全国同じ

基準になります。一ヘクタールにどのくらい延長

延ばしたかということで、全国で三メーター、沖

縄では一と、今までの平均が一・六メーターと

いうことで、非常におくれているということをま

ず申し上げたわけでございます。

それから、四十七年から五十二年度までにどの

くらいつくったかということでござりますけれども、これもヘクタール当たりに対してもどのくらい

つくったかということでござりますから、同じ基

準に対して、沖縄では〇・四六に対しても

くらいくついたかということでござりますけれども、これもヘクタール当たりに対してもどのくらい

つくったかということでござりますから、同じ基

準に対して、沖縄では〇・三九と

いうことで、基準を同じにして考えて

おりましたから、いま先生御指摘になりましたよ

ういうふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 そのとおりだと思いますが、そ

れでは沖縄における水を保存する保安林の指定状況ですね、先ほども申し上げましたように、沖縄の場合は第三期の保安林整備計画における法の適用しか受けでおらぬわけです。だから、非常に立ちおくれておることは、ここではつきりいたしておるわけですが、その保安林の整備をどのように考えておられ、どのように具体的に計画しておられるか、これをお聞きしたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) 現在の沖縄県の指定状況でございますけれども、県土面積に対しまして約四分之一の森林面積に対しまして約八%のおよそ八千四百ヘクタールが保安林として現在指

定されております。この種類は、やはり沖縄は台

と思います。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕

沖縄県は降雨量が全国一である。ところが、降

った雨はすぐ海に流れてしまつて、水資源の開発

確保が非常に重要な課題になつておるわけであ

りますが、林野庁とされましてこの対応策を具体的

にどのように持つておられるか、お尋ねいたした

風の常襲地帯という特性がございますので、潮害のほかに水源涵養保安林あるいは防風保安林といふものが中に混入いたしております。

現在、この整備方針でございますけれども、第三期の保安林整備計画に現在かかつておりますが、先ほど申し上げおりましたような沖縄の特殊性を勘案いたしまして、私どもとすれば、昭和五十八年度末までに新たに約一万五千ヘクタールの保安林を指定いたしまして、合計で昭和五十八年度末には二万三千ヘクタール、現在の約四倍弱でござりますけれども、二万三千ヘクタールの保安林を指定すべく現在進めておる段階でございます。

○喜屋武眞榮君 早く実ることを期待いたしますが、台風の常襲地であるといえばかりじやなく、島自体が狭いために、台風と関連して潮いわゆる防潮ですね、防潮林も特に必要であります。それは台風と関連して不離一体をなすものでありますので、その防潮林の計画についてはお考えございますか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど申し上げましたように、保安林の種類としては、水源涵養のほかに防潮保安林というものも私どもとしては十分その主眼として考えておりまして、現在防潮保安林といったまでは、八千四百ヘクタールのうち、三千六百ヘクタールが現在ござります。

失礼いたしました。三期計画の先ほど申しました数字の中で、防潮保安林、潮害防備保安林につきましては、九百八十一ヘクタールを指定する予定にいたしております。

○喜屋武眞榮君 台風被害に関連して、防潮林がないために海岸がさらわれたり、あるいは潮が際に、作物に大きな被害を与えたり、こういうことが絶えずあるわけですので、特に防風林と防潮林は不離一体のものとして考えていただきたく、重ねて要望いたします。

次に、沖縄における森林組合の設立の状況です。多少おくれている、二十年も法の適用から外

されておったわけでありますので、その森林組合の活動状況、これはどのようになっております

○政府委員(藍原義邦君) 沖縄県におきましては、現在沖縄北部森林組合と、それから八重山森林組合、この二組合が設立されておりまして、沖縄県におきましては連合会がまだ設立されておりません。ただ、これは年度内には設立したいとい

う日途で準備中であるというふうに私ども聞いております。

これらの森林組合は、五十二年度におきましては、おおよそ造林が七十ヘクタール、木材生産が三千九百立方メートルの事業をやっておりまして、県内の民有林事業量の造林では二六%、木材生産では一七%を占めておりまして、沖縄県の民有林業の中核的担い手ということで期待されております。

○喜屋武眞榮君 この組合を正しく育成していくべく関心を持っていたらしく。このことが、また

この法の精神にもマッチするし、また、森林を育てるという意欲にもつながるわけでありますので、ぜひひとつ、組合の育成については一番の御

○喜屋武眞榮君 いまの数字で大体わかりました。

○喜屋武眞榮君 いまの数字で大体わかりました。

○喜屋武眞榮君 いま御指摘のように、

○喜屋武眞榮君 この組合を正しく育成していくべく関心を持つていただと。このことが、また

この法の精神にもマッチするし、また、森林を育てるという意欲にもつながるわけでありますので、ぜひひとつ、組合の育成については一番の御

○喜屋武眞榮君 いま御指摘のように、

どはラワン等を中心とした南洋材でござります。たゞ、その主な輸入先はインドネシア、これが六六%、フィリピンが二八%、マレーシア六%とか。

次に、製材品でございますけれども、五十二年におきます沖縄県の製材品の需要量は十五万七千立方メートルでございまして、このうち七四%に当たる十一万六千立方メートル、これが自県内で確保されたものでございまして、残りは宮崎、鹿児島、熊本県等から移入されているほか、台湾からの輸入も若干あるようでございます。

○喜屋武眞榮君 よくわかりました。

次に、この沖縄の流通加工部門の実態はどうなつておるかということと、それに関連して、その実態に即した流通加工部門の振興策ですね、実態を踏まえてその振興策をどのように考えておられるか。

○政府委員(角道謙一君) 沖縄県の木材加工の実態につきましては、製材工場が約五十工場ございまます。このほとんどはラワン、アピトン等を中心にして南洋材の専門工場でございまして、規模から見ますと、一工場当たりの入荷量は約三千六百立方メートルで、全国平均の二千三百立方メートルよりも五割方上回つておる状況でござります。

○政府委員(角道謙一君) いま御指摘のように、

通加工は、主として南洋材を中心として行われておりますし、最近ではタイワニスギ等の輸入も増加しております。このような情勢の中、沖縄県の木材流通加工を振興するためには、リュウキュウマツであるとか、イヌマキであるとか、イタジイ等県内の生産樹種の有効利用を図ることと同時に、最近におきます需要樹種の多様化に応じまして、高度加工を図るということを必要かと考えております。また、南洋材につきましては、適正な防虫防腐処理を行うことが必要でございますし、これによりまして品質を向上させ、また付加価値の向上を図るということが必要であると考えております。

こういうような木材の流通処理の実態を踏まえまして、今後円滑な流通が確保されるように努めてまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 いま流通過程をお聞きしまして、そのお話の中から浮かびますのは、木材市場が沖縄にないのですね。これをどのようにお考えですか。

○政府委員(角道謙一君) いま御指摘のとおり、木材の市売り市場は沖縄県にはございませんけれども、この理由につきましては、沖縄の供給の大部分が外材であるという点が一番大きい理由でござりますし、この外材の場合には品質が均一であります。一般的には市売り市場がなくても取引が円滑に行われるというような外材の持つております性格から、市売り市場がなかなかできないのではないかというようなことが一つあるかと思います。

また、これと裏返しになりますけれども、国産材の供給、製材用原木の供給量が非常に少ないので、これはわずか二千立方メートルでございまして、流通業者も少ないという実態から、現在では木材市売り市場の成立する基盤が非常に少ないと、これが現状かと考えております。

○喜屋武眞榮君 いまの現状はそうですが、将来に向けてはこの必要性はお認めですか、どうです

か。

○政府委員(角道謙一君) 現段階におきましては、先ほど申し上げましたような事情で木材市売

り市場はないわけでございます。ただ、将来の問題として考えました場合には、まず沖縄県におきまして國産材が相当程度生産されていく、そういうことがまず基本的に必要かと思います。そ

うことで、むしろ沖縄におきましては、今後森林・林業の育成を図ることが先決でありまして、外材が主体の流通が行われます限りにおいては、なかなか市売り市場を整備するというような経済的な基盤が乏しいのではないかというふうに考

えております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ次に、この法案の内容について沖縄の立場から比較して若干の疑問がござりますので、それをただしたいと思います。

この造林資金と林道資金の特例については、農林漁業金融公庫というのがございますが、その公庫に關する規定しかない。ところが、沖縄振興開発金融公庫の取り扱い、沖縄に特別の開発金融公庫があるわけなんですね。それとのみ合い、関連がどうなるのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(角道謙一君) お答え申し上げます。現在、農林漁業金融公庫法におきましては、造林資金あるいは林道資金につきましては、償還期限が法定をされておるわけでございます。その関係で、今回の法律におきまして農林漁業金融公庫法の特例を定めたわけでございますけれども、沖縄振興開発金融公庫法におきましては、これらの貸し付けの条件は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書に委託されております。したがいまして、今回御審議をいただいておりますこの暫定措置法が成立をしました場合には、これに伴いまして具体的な条件は農林漁業金融公庫において定めることがなりますけれども、沖縄振興開発金融公庫におきましても、これと同時に業務方法書において林道あるいは造林の償還条件を定める、改正を

○喜屋武眞榮君 金融公庫に統一されるわけです

ね、開発金融公庫に。

○政府委員(角道謙一君) さようでございます。

○喜屋武眞榮君 そいつたダブルの場合に、いざござがないように、すつきりしたひとつルートを

はつきりしていただきたい。これを要望いたします。

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないものと認めます。

最後に、國産材産業振興資金ですね。國産材産業振興資金は、國産材を主体に取り扱う業者でないと利用できない、たてまえはこうなつておりますね。ところが、沖縄ではそのような基準は実際的に即さないわけであります、先ほど来申し上げましたとおりに。そこで、沖縄については特例を認めるべきではないか。そうではありませんと、もう救う道がない。お聞きしますと、國産材五割以上を扱つておれば他県でも適用を受けられる。あるいは都合によつては二割、三割でも適用を受けられるという、特別の配慮があるとも漏れ聞いておるのであります。そうであるならば、沖縄の現状を踏まえれば当然適用を受けしなるべきじやうがないか、このように思つておりますので、それに對するひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) 今回の法案が、御指摘になりましたように國産材の振興ということをねらひにいたしまして私ども制度をつくつておりますので、御指摘のように、先ほどお話をございましたように、沖縄については非常に國産材のシニアが少ない、大体、素材で七%ぐらいだといふことになつております。そういう観点から見ますと、その対象になりますものがきわめて私ども限られたものであるというふうに考えておりま

す。ただ、この制度と申しますのは、先ほど来御説明申し上げましたように、国の協力のもとに地域の実情に十分即した形で県が主体になつて実施する制度でございます。したがいまして、具体的にどのようにするかは、県の意向を十分に踏まえて対処してまいりたいというふうに考えておりま

すので終わります。

○委員長(久次米健太郎君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(久次米健太郎君) 林業等振興資金通暫定措置法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久次米健太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○政府委員(藍原義邦君) 今回の法案が、御指摘ますので、これを許します。栗原君。

○栗原俊夫君 私は、ただいま可決されました林業等振興資金通暫定措置法案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○栗原俊夫君 私は、ただいま可決されました林業等振興資金通暫定措置法案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○栗原俊夫君 私は、ただいま可決されました林業等振興資金通暫定措置法案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

林業等振興資金通暫定措置法案に対する附帯決議(案)

最近における極めて厳しい森林・林業をめぐる諸情勢により、国内林業関係の生産活動は、著しく停滞しており、将来の森林資源の充実培養上憂慮すべき事態になつてゐる。また、本法の有効な運用を図るには、関連施策を総合的に推進しなければならない。よつて政府は、さしあたり次の事項の実現に努めるべきである。

「森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需給に関する長期の見通し」をすみやかに改定し、計画実施に必要な関係諸施策の強化充実に努めること。

二、林道及び造林等の林業生産基盤の整備をさ

らに積極的に推進するとともに、造林後の保育及び間伐等の適切な実施を図り、間伐材の利用を促進するため助成を強化すること。

三、森林施業を計画的に実施し、特用林産物関係その他地域の事業との就労の組合せ等を推進して雇用の安定と労働条件の改善に努める

とともに、生活環境の改善も含めた山村振興対策を一層すすめ、さらに森林組合の充実強化を図る等により、林業の担い手の確保に資すること。また、林業労働力における職業病の発生の防止、治療法の開発改善及び治療施設の充実を図ること。

四、木材の価格及び需給の動向を迅速的確に把握して、これに即した指導を充実する等によ

り、外材の秩序ある輸入を期するとともに、外材輸入の数量及び価格の調整措置の実施につき引き続き検討すること。

五、在来工法による木造住宅の建築方法及び流通の合理化等の施策を充実強化して、国内産木材の需要の拡大を図ること。

六、本法の運用については、中小・零細林家及び事業者の利便に留意し、計画の認定、貸出等の手続の円滑を期するとともに、資金需要の動向に応じた資金枠の確保等その円滑な実施を図ること。

七、林業に関する制度金融の充実改善に努めるとともに、農協等の系統資金の円滑な導入の方法を検討する等林業金融の充実強化を期すること。

八、松くい虫の被害が激増したことからがんがみ、その総合的な防除対策を積極的かつ迅速に実施するとともに、野生鳥獣による被害の実態に対応して適切な措置を講ずること。

九、わが国の国民生活の向上及び国民経済の発展によりますます重要なことなつて、国土保全、水資源のから養、保健休養等の森林の有する公益的機能を保持増進するよう所要の措置を講ずること。

十、国有林野事業について、国有林野事業改善

特別措置法による改善措置を確実に実施する

よう努めるとともに、財政措置に関しても民有林に対する助成を勘案して拡充を図ること。また、不成績造林地の解消を含む確実的

造林の実行、林道の開設等生産基盤整備の充実を図ること。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久次米健太郎君) 全会一致と認めま

す。よって、栗原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺農林水産大臣。

○國務大臣渡辺美智雄君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいります所存であります。

○委員長(久次米健太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第一は、年金給付の額の物価スライド措置であります。

本来は消費者物価の変動率が5%を超えた場合にのみ行うこととされておりますが、昭和五十三年度は消費者物価の上昇率が5%を下回ると予想されおりますので、このような場合でも国民年金に準じ特例措置として物価スライドによる引き上げができるよう所要の改正を行うこととしております。

第二は、後継者の加入の救済措置であります。

将来経営主となることが見込まれる農業後継者でありながら加入時期を逸し加入できなくなつている後継者を農業者年金に加入させることは、将来経営譲りを行うことによる農業經營の若返りを期待することができます。また、農業後継者の確保にもつながるので、その加入の救済措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

農業者年金制度は、農業者の經營移譲及び老齢

について必要な年金の給付を行うことによって農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とするものであります。

本制度につきましては、現在加入者数は約百三十万人となり、年金受給者数も八万人を超えておりまして、早期の經營移譲が行われることによつて、農業經營の若返り、農地保有の合理化に役立つております。

その内容につきましては、昭和四十九年以来逐次改善充実を図ってきたところであり、昭和五十三年におきましても、物価スライド制の実施時期の繰り上げ措置及び農業經營主に対するいわゆる時効救済措置を講じたところであります。さらには本制度の一層の改善充実を図るために、今回改訂を行ふこととしたいたした次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、年金給付の額の物価スライド措置であります。

本来は消費者物価の変動率が5%を超えた場合にのみ行うこととされておりますが、昭和五十三年度は消費者物価の上昇率が5%を下回ると予想されおりますので、このような場合でも国民年金に準じ特例措置として物価スライドによる引き上げができるよう所要の改正を行うこととしております。

第二は、後継者の加入の救済措置であります。

将来経営主となることが見込まれる農業後継者でありながら加入時期を逸し加入できなくなつている後継者を農業者年金に加入させることは、将来経営譲りを行うことによる農業經營の若返りを期待することができます。また、農業後継者の確保にもつながるので、その加入の救済措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(久次米健太郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

農林水産政策に関する調査のため、明二十五日午前十時に、天然自然食品等公正取引協議会設立準備委員会委員長渡辺正三郎君、キューーピー醸造株式会社取締役社長神田恒治君及び栄養改善普及会会長近藤トシ子君を参考人として出席を

求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農畜産物の輸入抑制等に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、「釣り人課」(仮称)新設に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農畜産物の輸入抑制等に関する請願(第一二二〇七号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、農畜産物の輸入抑制等に関する請願(第一二二〇七号)

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願（第一二六一三号）（第二六一四号）（第二七八三号）
（第二八四六号）

一、「釣り人課」（仮称）新設に関する請願（第二九六五号）

第二三三三六号 昭和五十四年五月四日受理
「釣り人課」（仮称）新設に関する請願

諸願者 次城県北相馬郡利根町布川三、〇
六四ノ一四 秋本賢治外四千四百五十三名

六四ノ一四 秋本賢治外四千四百五十三名

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。

紹介議員 上田 哲君
農畜産物の輸入抑制等に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡中之口村高野宮山崎赳夫外六十九名

第二四六八号 昭和五十四年五月八日受理
農畜産物の輸入抑制等に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡中之口村高野宮山崎赳夫外六十九名

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。

紹介議員 河田 賢治君
農畜産物の輸入抑制等に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡中之口村道上 熊谷謙一外七十二名

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。

紹介議員 下田 京子君
農畜産物の輸入抑制等に関する請願
請願者 川崎市高津区新作三九〇ノ一五
伴満弘外二百四十三名

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。

第二六一三号 昭和五十四年五月十日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願

紹介議員 下田 京子君
農林年金制度改悪反対等に関する請願

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。

第二六一四号 昭和五十四年五月十日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町白岡一、三
四八ノ四 南浩子外二百二十九名

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。
正男外千二百五十八名

この請願の趣旨は、第一二〇四六号と同じである。
伊藤 正男外千二百五十八名

第一十二条の四十一第二項中「第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定における前事業年度の損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で」を「第十二条の四十七の二第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として」に、「に対する助成」をについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務に改める。

四十七の二第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として「に対する助成」をについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務に改める。

第十二条の四十七の次に次の二条を加える。

（蚕糸業振興資金）

第十二条の四十七の二 事業団は、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に、蚕糸業振興資金を置くことができる。

2 事業団は、蚕糸業振興資金に係る経理については、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定において前条第一項に規定する残余の額を積立金として整理したときは、この残余の額を積立金として整理したときは、この法律の施行の日において、中間安定等勘定の積立金をその額から昭和五十三事業年度の中間安定等勘定における法第十二条の四十七第一項の残余の額であつて同項の規定により積立金として整理された額に政令で定める割合を乗じて得た額（以下「資金充当額」という。）を差し引いて得た額まで減額して整理し、当該資金充当額を改正後の法第十二条の四十七の二第一項に規定する蚕糸業振興資金に充てることができる。

4 事業団が改正前の法第十二条の四十一第二項の規定により昭和五十四事業年度において行うものとして認可を受けた業務は、改正後の法第十二条の四十一第二項の規定により認可を受けた業務とみなす。

5 事業団は、前項の業務に関する経理として整理しなければならない。

第十九条の二第六号の次に次の二号を加える。
六の二 第十二条の四十七の二第五項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使

用したとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 日本蚕糸事業団（以下「事業団」という。）は、昭和五十三事業年度に繭系価格安定法（以下「法」という。）第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定（以下「中間安定等勘定」という。）において法第十二条の四十七第一項に規定する残余を生じ、同項の規定によりその残余の額を積立金として整理したときは、この法律の施行の日において、中間安定等勘定の積立金をその額から昭和五十三事業年度の中間安定等勘定における法第十二条の四十七第一項の残余の額であつて同項の規定により積立金として整理された額に政令で定める割合を乗じて得た額（以下「資金充当額」という。）を差し引いて得た額まで減額して整理し、当該資金充当額を改正後の法第十二条の四十七の二第一項に規定する蚕糸業振興資金に充てることができる。

3 事業団が改正前の法第十二条の四十一第二項の規定により昭和五十四事業年度において行うものとして認可を受けた業務は、改正後の法第十二条の四十一第二項の規定により認可を受けた業務とみなす。

4 事業団は、前項の業務に関する経理として整理しなければならない。

5 事業団は、前項の業務に関する経理として整理しなければならない。

第九号中正誤

ペレ 段 行 誤

正

二 二終わり

されには、

さらには、

一 思うんありま
す。

思うんでありま
す。

昭和五十四年六月七日印刷

昭和五十四年六月八日發行

參議院事務局

印刷者

大藏省印刷局